

210.652
Si 529m



31474



將中奧長團師五第



將中桂長團師三第

日清戦史第七卷目録

- 一 清軍の第一回海城來襲……………一
海城附近の地勢○遼陽方面の清軍海城に迫る○我軍の防禦配備○戦況○死傷及び戦利品
- 一 清軍の第二回海城來襲……………十五
我軍の防禦配備○戦況○死傷及び戦利品
- 一 清軍の第三回海城來襲……………二十二
清軍來襲の部署○我軍の防禦配備及び戦況○附記(清軍の第四回海城來襲及び柞木城來襲)
- 一 第一軍及び第二軍第一師團の前進……………三十
第一師團の前進○野津山地兩中將の會合○第五師團の前進○第三師團の前進○前進の目的作戦豫定表及び地方守備隊
- 一 牛莊城の戦争……………四十五
敵の兵力及び防禦配備○我軍の攻撃部署及び軍隊區分○第五師團の攻撃○第三師團の攻撃○死傷捕虜及び戦利品
- 一 太平山附近の戦争……………六十二
斥候の衝突○敵の防禦配備○我軍の攻撃部署○戦況○死傷

一 營口の占領 七十八
 敵の來襲○敵の退却及び我が軍の前進○營口の陥落○海岸砲臺の陥落○西洋人の保護○戦利品

一 田庄臺の戦争 八十九
 田庄臺の地勢○遼河の偵察○我が軍の攻撃部署○攻撃偵察○第三師團の攻撃○第五師團の攻撃○第一師團の攻撃○田庄臺灰燼に歸す○死傷及び戦利品○勅語令旨及び奉答○宋慶の末路

一 參謀總長の交代、征清大總督及び占領地總督の任命英船益生號の捕獲事件 百十九
 參謀總長熾仁親王殿下薨す○哀悼の詔○金鵝勳章を賜ふ○彰仁親王殿下參謀總長に補せらる○征清大總督の任命及び出發○占領地總督以下の任命○占領地航行商船商賈取締規則改正○瀛船益生號の捕獲及び檢定

以上

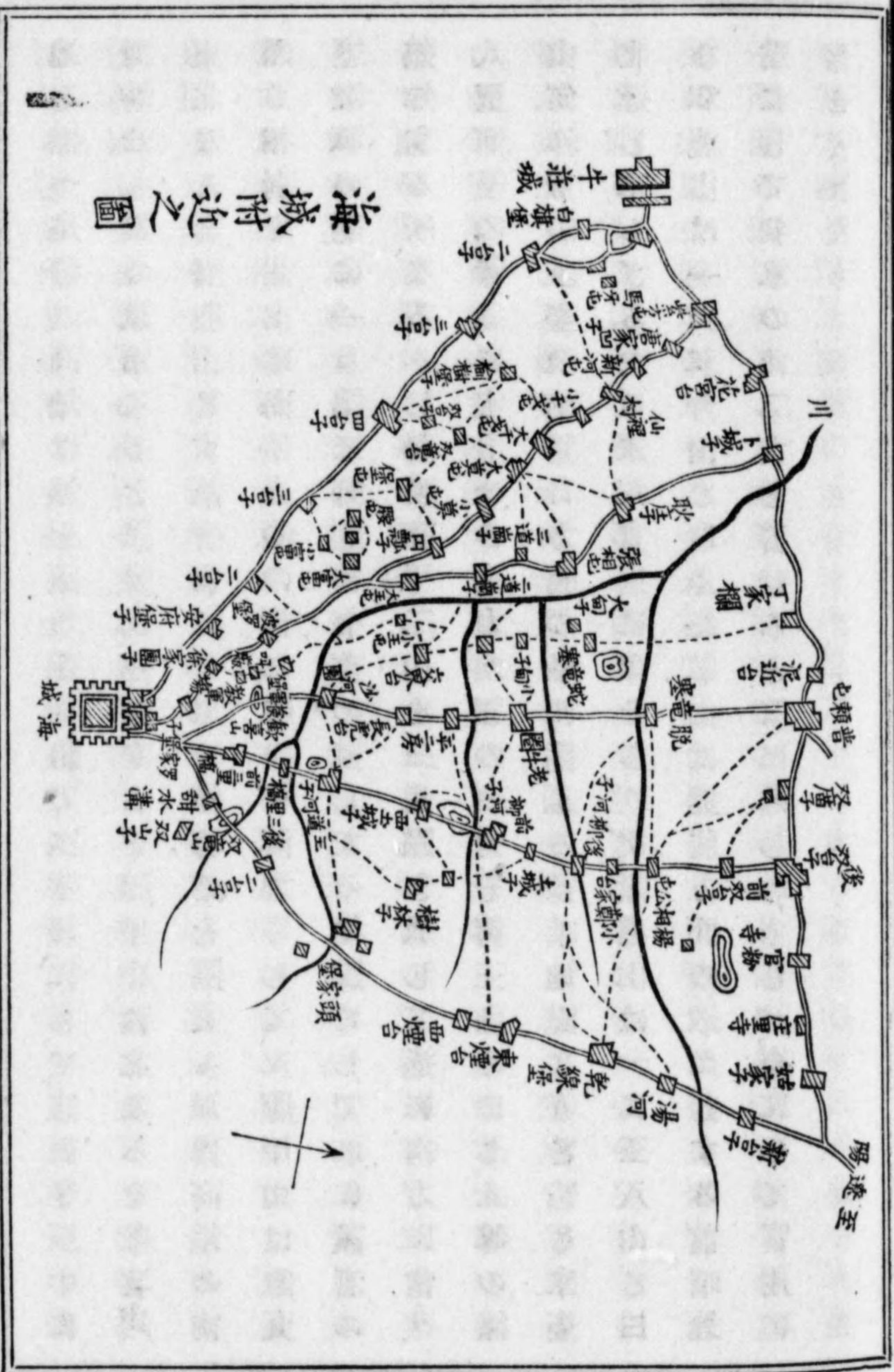
日清戦史 第七卷

田口 卯吉 校閱
鹽島 仁吉 編纂

○清軍の第一回海城來襲

海城附近の地勢 海城は金州半島より陸路支那本部に前進する要衝に當り、奉天府に北進するもの亦此地を經由するを要し、九連城鳳凰城地方より奉天若くは北京に向ひて進行する者に取りての遼陽と其の要害に於て相似たり、城壁は方十町許の正方形を成し、壁の高さ二丈もあるべく、全く石を以て登み厚さ二間に近ければ、壁上人長の女牆の蔭に沿ひ人馬の往復自由なり、四方各々門樓を設けて出入之に由る、全躰の構造は鳳凰岫巖二城と相似たれども、二城の城壁は方五町許にして民家は概ね城外に置くに、海城の廣袤は二城に陪蕪して民家の大半を

圍ひ込めり、之に應じて門樓も二城の如く南東の二ヶ所に止まらず、西北各一門を置き、外に數ヶ所の小門を副へ、以て非常に備へたり、城内の民家は一千四五百に過ぎざるも、其構造は概ね濶大にして、一家に數戸の同居するものあり、人口は二萬を下らざるべし、四方の城門東と南とは柞木城に向ひ、南と西とは營口、西と北とは牛莊、北と東とは遼陽の道に通ず、郭を繞る通路ありて一周すれば四十町許、何れの門より何れの道にも交通自在なりと雖も、東門今は半ば廢毀せられて、唯々郭東の村落に通行する者あるのみ、柞木城に向ふ正路は南門を經過し、營口牛莊には西門、遼陽には北門より往來するを其常とす、城内東南南小門裏に高地あり、聖廟儒學及び娘々廟等は之に依る、其庭よりは城外東南の平原を下瞰し、諸廟の背後の空地よりは城内一面及び西北郭外を望むべし、當初築城者の經營に出でたるにや、海城の四隅には各々獨立の高



地を控へ、是等の高地は城を距ると數町乃至半里にして、互に平原中に對峙せり、其の東南なるを蕎麥山、西南なるを靉甲山、西北なるを歡喜山、東北なるを雙龍山とす、蕎麥山は平原と城郭とを隔て、城内高地の南面と相對す、此山は海城占領の當日敵の一陣地として、又靉甲山は缸瓦塞激戰の曉に一旦第三師團司令部の陣したる地點として、既に讀者の熟知する所なるべし、蕎麥靉甲二山と三角點を成して遙に南方に當り、八里河子の背後に突出せる東方山脈の一角を唐王山と曰ふ、此等の諸山何れも田庄臺及び營口方面の敵に備ふる前哨地點なりと雖も、宋慶北進し來らざるため未だ實用に供せられず、歡喜山は一に王八山と曰ひ、雙龍山は一に双台山と曰ふ、此二山は遼陽方面の敵に對する前哨地點にして、我軍の此二山を警むると既に久しかりしが、今にして實用に供せられたり、

遼陽方面の清軍海城に迫る。十二月十三日(明治廿七年)我が第一軍第三師團の海城に入るや、大迫少將(尙敏)の引率せる第五旅團は城の西南部に、大島少將の引率せる第六旅團は東北部に舍營して各々持場を固め、前哨として靉甲山及び唐王山に塚本(勝藏)佐藤(正)兩大佐の隊、雙龍山に三好大佐(成行)歡喜山に粟飯原大佐(常世)の隊より若干隊宛交代出張し、此外歩騎斥候の前哨線外に派遣せらるゝもの日として之なきはなく、守備の計畫糧食の準備悉く完整せり、蓋し敵軍如何に精銳を集め來るも、此の堅城に採り、此の守備を整へたる我が軍を擊破して、海城を恢復するとは到底望むべからざるなり、然るに遼陽方面の敵は漸次海城に接近し來りて、我が斥候と日々の如くに衝突せり、而して土人の言に依れば海城を恢復せんと企て、大兵遼陽街道にあり、乾線堡等には既に大砲を据付たりと、斯くて一月十五日(明治廿八年)に至り我が騎兵斥候

の報によれば、普賴屯、双廟子、乾線堡等に敵二萬許在り、漸次南進するものゝ如しと、是に於て師團長桂中將(太郎)は參謀鑄方(大尉)をして敵情を視察せしむ、然るに午後二時を過ぐるも敵は敢て前進の模様なく、我れ亦詳細に敵情を知ると能はざりしが、既にして敵兵二千許柳河子に進入せしかば、遼陽方面にある大島少將は部下の諸隊に命じ、何時にても出發し出べき準備を爲さしむ、時に將校斥候報じて曰く、敵兵三縱隊、平房、脱龍、寨楊、相公屯に向ひ、又五六百大富屯に進入せりと、乃ち敵の大部隊は我が軍の前面二、三里の距離に迄迫り來りたるを確め、始めて海城來襲の計畫を知るを得たり、十六日歡喜山より敵狀を視察したれ共霧深くして充分に觀察を遂ぐると能はず、時に將校斥候は又報じて曰く、長虎臺より沙河沿小玉屯に向ひて敵兵進入し來る模様あり、沙河沿の村落中にては民家の土壁を穿ち銃眼を設くるものあるを見たりと、

而して午後一時頃敵兵五百許り交界臺より展開して進み來り、十七日には拂曉より大兵遼陽街道上に顯はれ、漸次兵を展開し、本陣を長虎臺の後方に置き、左翼は遼陽街道頭河臺より、右翼は牛莊街道二臺子に到る迄孤線狀の攻撃隊形を取り、連綿三里に亘り、海城を包圍して攻撃し來らんとする者の如し、其散兵線或は二線三線に重り、兵數約一萬三千許、黑龍江の依將軍、吉林の常將軍、徐遼陽知縣、長白山下の韓邊外等之に將として旗幟を押立て、整々堂々前進し來る、其重なる部隊は大富屯附近に在り、時に軍司令官野津中將は前哨線防禦陣地を巡視し、雙龍山を経て歡喜山に到る、一望千里豁然として殆ど眼を遮る物なく、且積雪皚々として眞に玲瓏たる銀世界の如く、見渡す限り一點の汚色なし、敵兵は遼陽街道より隊伍を整へ、五彩の旗幟を連れ、歩兵の展開、騎兵の馳驅、傳令の往復、其の眺望極て美なり、我軍之を望み見て或は宛然たる東錦

繪なりと稱美し、大島少將の如きは富士の牧狩なりと稱し、或は縦列の旗幟林立の様を評して神葬祭の行列なりと罵評する者あり、其兵數の多くして展開線の廣きは人をして一驚を喫せしむるに足れりと云ふ。我が軍の防禦配備は歡喜山を中央となし、其山上に砲兵隊第三聯隊第二大隊をして砲列を敷かしめ、其山麓即ち教軍場の村落中には藤本少佐(太郎)をして一個大隊(第十九聯隊第一大隊)を以て民家の土壁に據らしめ、左翼双龍山には三好大佐一隊を以て遼陽街道に備ふ、又砲兵一隊を此山上に備へ、砲列を敷き敵の來襲を防がしむ、又右翼は叫廠徐家園子に在り、粟飯原第十一聯隊長をして其第二大隊と第十一聯隊の第三大隊を以て敵に備へ、砲兵一隊を徐家園子の南北兩端に砲列を敷かしめ、更に他の諸隊をして海城の西南兩門外に集合せしめ豫備となす、又大行李彈藥縱列等も皆準備をなし、別に第五師團の第五聯隊をして腺

甲山に兵を出さしめ、更に小野寺少佐をして其大隊を率て歡喜山麓に來り、此方面を守り、特に騎兵大隊を遼陽街道に出し警戒せしめたり、戦况。十七日午前六時三好聯隊の前哨大隊より遼陽街道に派遣せる將校斥候は午前九時頭河堡に達し、十時に報告を爲して曰く、敵の縱隊其先驅は歩兵約四百名騎兵約四十騎遼陽街道を頭河堡に向て進み、尙陸續南進するの景况なりと、前哨大隊長富永少佐(政利)は此の報告に接して直に甜水溝東北の高地即ち双龍山に登り敵情を偵察して一面には下の報告を作り、一面には守備線に在る各哨兵に戦闘の準備を爲さしめ、甜水溝に在る前哨第八中隊淺村大尉をして守備線に近かしめ、立子にある前哨第五中隊溝口大尉をして戦闘準備を爲さしめたり、其の報告に曰く、午前十時四十分敵の先頭部隊は既に三台子(土人は二台子と稱す)に在るを熟見す、尙其後續部隊は數旒の旗を建て三台子に開進

するを見ると、此報告の三好大佐に達するや、大佐は直に進みて双龍山に登る、是より先き旅團長の命令に依り三好聯隊の他の一大隊も海城北門内に集合して出發の準備をなし居たるが、再び前進の命令を得て既に甜水溝に來着せり、此時午後一時五分にして、三好大佐は此大隊と共に海城より出で來りしなり、又粟飯原大佐の配下に在る前哨大隊小原少佐は前夜より歡喜山下に警急舎營したるに、此日の午前八時となりて敵は延長の線面を以て此手の前哨線に逼らんとする者の如し、因りて大佐は砲兵及び各隊を防禦陣地に配付して、敵の最良射距離内に入るを待てり、然るに三好粟飯原兩大佐の控へたる双龍山歡喜山前面の敵兵は稍々其中間に空虚を置きて弓狀に兩山を包擁したるのみにて、容易に前進せず、波羅堡子の敵は南進すれども、是亦防禦線には近かず、歡喜山の西及西南の敵は稍々前進し來り、遠距離より我陣地に射撃

したれども、我敢て應射せざれば彼亦緩射したるのみ、三好大佐は午後零時三十分頃前哨本隊たりし第七中隊淺村大尉を双龍山の南麓に開進せしむる折柄、海城にありし第六中隊(猪坂大尉)急歩來着したるを以て、之を第七中隊の左方に集合せしめ、一時二十分第八中隊を双龍山砲兵陣地の左翼に展開し、續て第六中隊を右翼に展開せしむ、此の時敵兵は三臺子より漸次進みて西艾塔堡子南端を占領す、其數歩兵約千餘名騎兵約百五六十、粟飯原大佐は敵兵の近接を待ちて午前より歡喜山下に控へ居たるに、敵は常に二千米突以上の遠距離にあり、正午頃我左翼に逼ること約七八百米突に及びたるも、又忽ち退却して約千二三百米突の位置に停止し、小銃の良射距離内に來されば頻に氣を焦燥居る折柄、午後二時四十五分師團長より命令來る、其要旨に曰く、貴官は眼前の敵兵を驅逐するため其聯隊二大隊及び北門に集合せる十一聯隊三大

隊並に砲兵一箇中隊を率ゐ、徐家園子方向より敵の右翼を攻撃すべしと、右の命令に由りて第十八聯隊第三大隊は牛島少佐之を率ゐ、三時三十分徐家園子に着す、是より先き砲兵中隊は徐家園子東北方の砲兵陣地にありて波羅堡子なる敵砲と對射す、三時三十四分第十九聯隊の第五中隊は敵の砲兵陣地を側背より一齊射撃に掛く、敵砲我歩砲の射撃に苦み殆ど沈黙し去れり、此時安村堡子波羅堡子間に在りし敵の歩兵は約千四五百米突の距離に留まりて前進せず、唯々時々抬鎗を發射するのみ、四時第十八聯隊の第三大隊(牛島少佐)に粟飯原大佐命令して曰く、貴官は其大隊を率ゐ即時安村堡子より敵の右側を攻撃すべしと、牛島大隊此命令に従ひ前進したるに、四時十分前面の敵は退却を始む、四時二十分に至り大佐は更に命令を下し、第十九聯隊の第二大隊(藤本少佐)の第五(今村大尉)第六(井坂大尉)中隊は波羅堡子に前進し、第八(田上大

尉)中隊は其右翼に在りて相共に前進せしむ、第六聯隊の第二大隊(小野寺少佐)は師團長の命令に依りて大佐の指揮に屬せしめられし者にあらざるも、大佐は焦眉の急に應ぜんと上官の權能によりて小野寺少佐に命じ、十八十九の兩隊の中央後に在りて波羅堡子に前進せしめ、砲兵中隊も亦共に前進せしむ、此の如くして十八聯隊は最も西に、十九聯隊は最も東に、第六は其中間に立ちて砲兵と共に各隊前進す、同時に叫廠にありし十九聯隊の二箇小隊も波羅堡子の方向に突出す、先づ發したる牛島大隊の三箇中隊は敵の攻撃を一手に受けられたれば、砲銃弾に傷けられたる者數名あり、愈々進み愈々艱みしも少佐は徐々に前進せば死傷益々多かるべしとて、一箇中隊の掩護の下に進みたる二箇中隊に直ちに突貫を命じ、一箇中隊も引續き突貫せしめ、第一に波羅堡子を占領し諸隊皆な進む、敵は我軍の此運動に依りて全線大富屯小富屯の方向

に退却し、相距る千二三百米突に達す、故に我は射撃せずして之を追ふ、同時に矩形射撃に敵を掛けんと歡喜山の隊をも前進せしめ、大島旅團長之を指揮し、且追撃兵全部の司令官として奮進したれども亦及ばず、諸隊は波羅堡子の北方約千米突の並樹地に停止す、砲兵中隊亦此地に達し、大富屯に向て砲撃す、此戦闘に於て敵は常に千七八百米突の大距離を保ちて急射撃を行へり、斯かる遠距離の急射撃を有効と思へる戦術上の無識こそ憐れなれ、然るに無識の敵にも尙餘命の存してか、大島少將が歡喜山と大富屯の中間まで進みし頃には早くも午後五時を過ぎて日没なれば、師團長は命令を下して追撃を中止せしめ、諸隊各々舊位置に復し、敵は辛くも普頼屯及び遼陽の方面に退却したり、清軍の敗るゝは固より其の所なりと雖も、而かも自からは充分に勝算ありと見え、左の如き作戦豫定表を製せり、是れ十八日大富屯附近に向

ひたる我が將校斥候が敵將の死躰を檢して得たる所なり、

十二月十九日 攻城 同二十日 奪地 同廿一日 滅賊 同廿二日 慶功

同 廿三日 犒賞 同廿四日 偃武 同廿五日 修文 同廿六日 招兵

同 廿七日 撰將 同廿八日 全勝 同廿九日 凱旋 同三十日 過年

死傷及び戦利品 我が軍の死傷は將校以下凡て四十名にして、敵の死傷は詳ならずと雖も、二百名を下らざるべしと云ふ、又戦利品は大砲五門、古代の底装砲三門及び小銃彈藥等なり、

○清軍の第二回海城來襲

我が軍の防禦配備 本年一月十七日清軍の大舉して海城に來襲するや、我が軍は敵兵の近接を待ちて時間を経過し、其の逆撃して敵兵を退くるや、間もなく日暮れたるを以て、充分に追撃を爲すと能はざりしに、

清軍は之を察せずして我が軍を以て寡少破るを得べしとや想像したりけん、數日にして再び來襲せり、即ち一月廿一日清軍は乾線堡なる本陣を初として各地の舍營を出發し、數縱隊と爲りて海城方向に盛り返し、翌廿三日は未明より我が防禦陣地の前面に現はれたり、其大部隊は牛莊街道に接近せる小富屯大富屯を指して來集し、又長虎臺後三里橋より前進して、双龍歡喜兩山の中間より海城に進入せんと、の勢を示したる敵兵も、歡喜山に於ける我砲兵陣地を避けて遠回りに沙河園の北裏を過ぎて波羅堡子に前進す、別に一の縦列は非常の延長にて湯河堡子附近より双龍山前の二台子に向ひ進む、我軍は豫定の前哨分擔を以て敵の來襲に備へ、敵の主力を逆撃して全線一時に撃退するの計畫を立て、師團長桂中將は敵の右翼を以て其主力の所在と爲し、佐藤大佐に命令して曰く、貴官は歩兵第十八聯隊の第三大隊及第七中隊并に歩

歩兵第六聯隊の第一大隊、砲兵第二大隊を率ゐ機に應じて敵の右翼を逆撃すべしと、抑々前哨の分擔は前章に記するが如く右翼双龍山下より歡喜山東までは三好大佐、歡喜山下より牛莊街道までは粟飯原大佐に屬して旅團長大島少將之を指揮し、牛莊街道より瞭甲山下までは塚本大佐、瞭甲山下より唐王山下までは佐藤大佐の持場として、旅團長大追少將之を指揮するにあり、大富屯及び波羅堡子より海城方向へ前進の衝に當れる徐家園子は粟飯原大佐の持場に係り、而かも大佐の持場中には歡喜山ありて之を守るは最要の任務たり、此の日大佐は小原少佐の大隊と共に同山に在り、藤本大隊は徐家園子を防守す、又双龍山に向ふの狀ある敵兵は僅かに我が力を割く目的にて牽制を任務とせるものなると、敵狀によりて殆ど明白の事なれども、之に應ずるの防備なき時は我は此の手より敗るゝことなしと謂ふ可からず、三好大佐は此

の方面を捨て、他處に赴くを得ざるなり、大迫旅團にても塚本大佐の持場は徐家園子に近接して矢張り前面に敵を受く、獨り佐藤大佐の持場に至りては遠く西南に延び、敵にして營口街道より來らざれば一點の危険あることなく、隨ひて大佐の其の場にあるを要せざるなり、是れ特に桂中將が佐藤大佐を擧げて逆撃を命じたる所以なるべし、左るにても大佐は幸運なりと謂ふべし、

○戦况　我が軍既に敵の主力は其の右翼に在るとを看破せるにも拘らず、敵は主力を右翼に籠めて愈々大小富屯より南し、密集せる横隊となりて次第に徐家園子の方向に進み來り、一千米突以上の遠距離より射撃を開始して進めり、然れども我が軍は之に應ぜず、徐家園子の北西兩面には第十九聯隊の藤本大隊防禦工事の内に隠れ、同村より西方に斗出せる防禦工事は本小高き處なりしを、豫て土民を雇ひ削り均らして

平地とし、其南方地低きを幸ひと工事の南方を小崖の如くに作れるなり、第六聯隊の第一大隊は北向して崖の中途に伏臥す、岡本少佐は缸瓦塞の負傷癒えざるにより、徳田大尉中隊長を以て大隊長代理となり、第十八聯隊の牛島大隊と第七中隊(寺田大尉)とは此崖の下に立ち、西向して待ち伏せたり、此手の砲兵は兵頭少佐之を率ゐ、徐家園子より後に放列を敷きて頻に敵の前進を妨ぐる如くに見せ掛け、發砲間斷なかりしが、敵は偏に徐家園子に突き入らんとし、横隊の西端は牛莊街道の遙に南までも延長し、東端は波羅堡子より凹道を南進せる敵に連なりて次第に逼り來れり、而して我が兵は殆ど一人も彼等の眼光に觸れざるに、尙村端に向ひて間斷なく射撃すること約二時間にして、既に午後一時を過ぎたりしかば、逆撃隊の指揮官たる佐藤大佐は奮然起ちて進めや打てと號令す、滿を持したる我が兵は現はれ出で、一齊射撃を行へり、

二百米突乃至三百米突の近距離に引付けての一齊射撃、何かは以て堪まるべき、敵は無数の死傷を生じて忽ち退却を始めたり、而して我が兵は機を失せず、直ちに呐喊して敵に逼り、而して佐藤大佐は又直ちに追撃を命じたり、塚本大佐は自己の聯隊の第二大隊第十八聯隊の第一大隊(二中隊缺)を指揮するの任務にて、瞭甲山に在り、此有様を見るより直に山を馳せ下りて追撃す、

是より先き大島旅團長は徐家園子の敵の近距離に逼れるを歡喜山より望み、且歡喜山北方の各村には敵の大部隊伏在せずと判断したれば、粟飯原大佐に山麓の小原大隊を引率して徐家園子に進行せしむ、大佐未だ達せずして正面の敵は退却を始め、波羅堡子より南下せる敵兵も同村内を経て北方に退却す、歡喜山上の陣地より或は沙河園の敵砲を打破して沈黙せしめ、或は其東北に出没する敵兵を逐ひ散らし、或は羅

家堡子の南北兩端に出で来る敵兵を狙撃したる砲兵第一大隊は、今しも波羅堡子の北端に出づる敗兵を射撃す、彈能く命中して斃るゝもの算ふべからず、東に割れたる大部隊は直に波羅堡子の西を過ぐ、其の近きものは歡喜山上より砲撃せらるゝが故に大富屯の方向に退却し、西に割れたる多数の敵兵は更に塚本大佐に追はれ、大迂回を爲して漸く北方に通る、而して皆遼陽街道に向ふものゝ如し、牛島大隊は二時に大富屯を占め、他隊之に次ぎ、尋で皆其舊位に復せり、又雙龍山の三好大佐は左翼の敵兵と數時間對峙したるに、敵は右翼の敗走を知りて、直に退却し、約一里の前方に位する一村落到止まる、大佐は副官を歡喜山に飛ばし之が追撃の許可を請ふ、副官僅に旅團長の許を得て未だ之を復命せざるに、三好聯隊は早や既に陣地數町の前に出で敵の側面に現はれたるを以て、敵は益々周章狼狽して潰走せり、

死傷及び戰利品。我が軍の戰死者は下士以下一名、負傷者は同二十六名なり、敵の死傷は詳ならずと雖も、百餘の死骸は戰場に遺しありしと云ふ、戰利品は子母砲二百年前の後裝砲一門、大砲一門、施條銃七十、小銃彈藥四千五百發、刀一振、旗四本、太鼓一、喇叭一、毛皮外套十五等なり、

○清軍の第三回海城來襲

清軍來襲の部署。清軍は未だ海城の恢復を斷念すると能はざるにや、第二回撃退の後も敢て遠く退却せず、海城の附近を彷徨して、時に遼陽街道頭河堡邊に出沒し、普賴屯街道に在りては平二房長虎臺等に散在し、牛莊街道にては二臺子三臺子方面に在り、我が斥候との衝突絶えざりしが、元來牛莊には山海關より來集せる兵數少からず、李廣九の如きも老湘營の兵五營を率ゐ來りて牛莊に在り、一旦清曆正月四日を期し、

依長兩將軍と共に四面合撃以て海城の恢復を企てたりしも、偶々軍旗倒れしかば、軍門の不祥なりと稱して其計畫を中止したるが、二月十六日は大吉の卦に當りたるにや、早朝より來襲の模様あり、我が前哨は爲めに警戒を嚴にし、第三師團司令部へは各方面の警報頻りなり、先づ清軍の來襲部署より記せんに、中央には依將軍例の八卦の大旗を押立て、長虎臺より進み、駝軍堡に入り、兵を波羅堡に展開し、無烟火藥の速射砲二門を駝軍堡の西端に控へ、又た波羅堡にも同二門を備へて、専ら我が歡喜山の砲壘を射撃し、歩兵は例の不規則なる散兵線を張りて、直ちに敵軍場に迫らんとするの勢あり、而して此方面の兵力は凡そ一萬内外なり、左翼は遼陽街道頭河堡より進み、我右翼なる双龍山に對し、二臺子の南端に砲二門を備へ、前面齋藤堡子の南端にも同じく二門を控へ、馬歩合して三千餘を以て漸次前進せり、歩兵は即ち吉林軍にして長將軍

之を率ゐたり、又其後方西土城子の高地には豫備騎兵を置くこと頗る多し、更に眼を轉じて牛莊方面を見れば、蓋平より敗走せる徐邦道は其部下馬李等と共に押し寄せ來る、其勢力凡そ三千餘にして、柳公屯より進みて營口街道上に出づ、中にも其先頭たる千餘の一部隊は眞先に進みて唐王山の西方七八百米突に在る高地を占領して砲列を敷き、其後續部隊の大縦列は柳公屯及び坡廠八里河子に入り、漸次前進の狀をなし、我が防禦線と相距ること甚だ近し、此日敵の總陣立は左翼遼陽街道より右翼營口街道に至る迄殆ど三里に亘りたれども、戰線斷絶して連絡は頗る不十分に見えたりと云ふ、

我が軍の防禦配備及び戰況　我が軍の防禦配備は前日に異なることなく、各隊何れも其の擔任せる防禦線上に在り、肅然として敵の接近し來るを待てり、而して當日午前八時七分に至るや、双龍山の前哨中隊の

小哨より敵兵來襲の合圖をなせしかば、第七聯隊の内藤少佐は其部下各中隊に命じて宿營地に集合せしめ、其第二中隊は豫備隊となりて甜水溝に至り軍旗を護衛せしむ、時に千餘の敵兵は五道溝二臺子の間より我に向ひて前進し、尙ほ三里橋子の北方にある丘陵には砲四門を備へ、我双龍山及び中央の歡喜山に向ひて射撃せり、是に於て内藤少佐は一個中隊を双龍山の東方なる丘陵に、又一個隊を其の南麓に下進して展開せしむ、斯くて十一時に至り、三好聯隊長は其部下富永少佐の大隊より二個中隊を分ちて之を内藤大隊に附し、一個隊宛を其の兩開進地に展開して敵の近接するを待たしむ、敵は我兵の動かざるを見て我兵數少しと思ひしものか、十時頃に至り前面齋藤堡子の南端に四五百許りの歩兵を展開し、稍々猛烈なる射撃を爲つゝ前進し來りて、遂に全く齋藤堡子に侵入せり、此時に到る迄敵の兵數は次第に増加して二千餘

に達し、衆を頼みて我寡を侮り、喇叭を吹き、喊聲を擧げて急歩の攻撃を爲せり、然れども我兵は尙ほ掩堡に伏して之に應ぜず、肅然として人なきが如くなりしかば、敵兵は勢に乗じて益々前進し、其先頭は早くも我が陣地を距る四百米突の處に在り、又其一部は千餘騎を以て別に大薪屯方面より前進し、其先頭も亦既に同村に達して、我が前哨中隊に向ひ射撃を開始せり、是に於て勢既に切迫せしかば、午後零時七分に至り我全線は一時に顯はれ出で、猛烈なる一齊射撃を爲したり、然るに敵兵は伏臥して能く其の銳を避け、尙も進みて殆ど二三百米突まで近接せしかば、我砲兵中隊は歩兵の散兵線に砲列を布きて歩兵を助け、歩兵之に力を得て愈々猛烈に射撃し、見る間に敵の死屍は累々として積雪上に横れり、而して敵兵遂に支ふること能はず、周章狼狽して右往左往に紛亂し、味方の死骸をも其儘に打棄て、争ふて二臺子方面に潰走せり、又大

薪屯に進みたる千餘の敵兵も此勢に恐れ、共に二臺子方向に敗走せり、是に於て我が軍は一時五十分二個中隊を出し、前方齋藤堡子を占領せしに、敵は西土城子北方の高地に集合せしを以て、我亦敢て之を追はざりき、

又歡喜山の前面に向ひたる依の兵は朝來長虎臺より前進し、前面驍軍堡に侵入し、又西南に向ひて散兵線を張り、波羅堡の村端に砲二門を備へ、驍軍堡には無烟火薬の速射砲を置き、千二三百米突より三千米突の距離を以て射撃を開始し、以て我が三面よりの發射に應戦せり、更に敵の歩兵は遠距離より頻りに小銃を放ち、前進の模様ありしかば、大島第六旅團長は山上より各隊を指揮して之に應じ、別に富永大隊の二個中隊を西麓教軍場に伏せ、敵の來襲を待ちたれども、敵は兵を雪中に伏せて敢て進まず、思ふに敵は歡喜山を我が中堅と認め、牽制として左右の

兩翼をして強く迫らしむるの策に出たるものなるべし、之が爲に此の方面は砲戰に過ぎず、而して我が砲擊は距離の測定宜しきを得、痛く敵を惱ませしを以て、敵は午後三時頃より退却を初め、我は三個中隊を以て之を追撃し、波羅堡に至りて引返せり、

又我が左翼の大迫少將は此の時、瞭甲山に在りて敵兵の前進を待ち居たりしも、此方面の敵は容易に前進せざるに依り、新着の野砲四門を以て我より攻撃を始め、敵も應戰したれども、敵砲は一も我が陣地に達せず、第六聯隊の二箇大隊は山麓の郭家屯蘇家堡に銃を養ふて敵を待ちしも、終に其効なく、唐王山に我砲兵の砲列を開始して射撃に掛るや、此等の敵兵も間もなく退却したれば、石田大隊も充分の逆撃を爲すに違なかりき、

死傷 ○我が軍の戦死者は卒三名にして、負傷者は將校一名、下士以下九

名なり、

附記 ○清軍の第四回海城來襲及び柞木城來襲 清軍は三回海城に來襲して三回撃退せられたりと雖も、尙ほ遠く退却せずして海城附近に出沒し、十六日(第三回來襲)以後も城外の砲聲は一日も絶ゆるとなし、而して二十一日(二月)の午前八時頃敵兵は海城の前面に來り、唐王山方面に砲四門、遼陽街道に砲六門、安村方向に砲十門を現はしたれども、難なく我が各方面の兵に撃退せられたり、此の日我が軍の死傷は六名にして、其の内將校一名微傷を負へり、敵の死傷は詳ならずと雖も、唐王山方面には百餘の死屍を遺せりと云ふ、

又清軍は二月十七日の朝を以て柞木城にも來襲したれども、直ちに我守備隊林大隊の爲めに撃退せられたり、而して我が軍には死傷者一名もなく、敵は三十名戦死し、負傷者は詳ならずと雖も、百名を下らざるべ

しと云ふ、捕虜の言に據れば敵の兵力は、歩兵三千、騎兵百、砲八門にして、
柝木城攻撃の爲め特に遼陽より來れるものにて、當日の戦に與れるも
のは其の前進部隊たる歩兵千及び騎兵三十なりしと云ふ、

○第一軍及び第二軍第一師團の前進

清軍は屢々海城に來襲し、而して我が軍は毎に之を撃退せるのみなら
ず、更に進みて追撃すと雖も、清軍は益々其の兵力を増加し、遼陽及び牛
莊の方面に在りて海城に對するものは二萬五千に達し、營口の附近に
在りて蓋平に對する者は無慮四萬に達し、而して其の後方なる田庄臺
及び双臺子の間には一萬乃至二萬ありと稱せり、顧みて我が各軍隊の
所在を觀察するに、進みて海城に據れるものは第一軍の一半たる第三

師團のみにして、他の一半たる第五師團は其の司令部を九連城に置き
て、鳳凰城及び湯山城等に屯在し、又進みて蓋平城を陥れ、其の附近に駐
屯せるは第二軍第一師團の混成旅團にして、師團司令部を初め歩兵第
二旅團及び砲兵第一聯隊等は、旅順口陥落以來依然として金州に冬營
せり、蓋し我が軍にして此の牛莊及び營口方面に屯駐せる清軍を撃破
せんと欲せば、軍以上の兵力を以て前進せざるべからざるなり、
第一師團の前進 左ればにや旅順口陥落以來久しく金州に冬營して
英氣を養ひたる第二軍第一師團即ち同師團司令部を初め、第二第三兩
聯隊、砲兵第一聯隊及び其他の各部隊は二月十日を以て金州の冬營を
撤し、積雪寒風を衝き、一瀉千里の勢を以て北進せり、而して歩兵第二聯
隊長松永大佐は同十七日正午を以て營口街道海山寨に先着し、山地師
團長西旅團長木村歩兵第三聯隊長今津砲兵第一聯隊長及び其他の

諸部隊は同十九日まで以前後相尋で蓋平城に到着せり、是に於て混成旅團長乃木少將は即日汗馬に鞭ちて城北なる飛雲寨の舍營を出で、中將を蓋平城に訪ふて既往の戦況を談し、將來の方策を議して同夜飛雲寨の舍營に歸るや、直ちに旅團司令部及び第一第十五兩聯隊等の位置を變更し、翌廿日を以て之を實行すべしとの命令を發したり、其の位置左の如し、

- 步兵第一旅團司令部及び砲兵第一大隊
- 破 臺 子
- 步兵第一聯隊本部并に步兵第二大隊及び騎兵一小隊
- 石 橋 子
- 步兵第一聯隊第一大隊
- 金 家 屯
- 同第三大隊
- 博 洛 甫
- 步兵第十五聯隊本部及び步兵第一第二第三大隊
- 三家子及其附近
- 騎兵第一大隊本部
- 朱 家 店 子

右の内歩兵第一聯隊の第二大隊は石橋子に、同第三大隊は博洛甫に何

れも十九日午前八時を以て先發し、其の他は凡て命令の通り二月二十日を以て進發せり、

野津山地兩中將の會合。二月廿一日第一師團長山地中將は蓋平城より、第一軍司令官野津中將は海城より、共に一二の參謀及び騎兵若干を率ゐて、岫巖州街道なる湯池に於て會合し、深夜まで軍議を凝し、翌廿日の曉天馬首を東西に分ちて各々其の宿營所に歸れりと云ふ、軍議の如何は之を知るに由なしと雖も、營口及び田庄臺等の攻撃は共に協力して任ずべき所たるを以て、豫め打合せを爲せしものなるべし、

第五師團の前進。第一軍の一半たる第五師團は昨年十一月中、清國に進入して九連城及び鳳凰城等を略取せし以來久しく動かざりしが、九連城なる師團司令部は二月十七日を以て突然其の位置を鳳凰城に進め、尋で所屬の各部隊皆運動を始め、同廿二三日の頃には師團の戦闘部

隊は悉く黃花甸附近に集合せり、其の兵力は左の如し、

第五師團司令部及び屬部(司令官奧中將) 騎兵第五大隊本部(大隊長木村少佐)

歩兵第九旅團司令部(司令官大島少將) 騎兵第五大隊(二小隊を欠く)

歩兵第十一聯隊第一大隊本隊(大隊長仙波少佐)

歩兵第十一聯隊の第一大隊 砲兵第五聯隊本部(聯隊長柴田中佐)

歩兵第廿一聯隊本部(聯隊長武田大佐) 砲兵第五聯隊(第三大隊を欠く)

歩兵第廿一聯隊全部(一中隊欠く) 工兵第五大隊本部(大隊長馬場少佐)

歩兵第廿二聯隊本部(聯隊長富岡中佐) 工兵第五大隊の第一中隊

歩兵第廿二聯隊(第三大隊を欠く) 各縦列及び衛生隊病院

此の諸部隊は戦闘序列を以て行進し、清軍は到る所抵抗を試みられども、我が先頭騎兵を以て蹴散し、柵木城の東北なる白菜嶺を越えて下石橋子に到れば、既に三月二日にして、此の日軍中令あり、曰く海城なる第三師團は軍の第二縦隊となりて、本日鞍山站の敵を攻撃せんとす、第五師團は軍の第一縦隊となり鞍山站に向ふて前進すべしと、鞍山站は海

城、遼陽間の一大村落にして、遼陽なる敵兵の進み來て集團せる中心なり、斯くて我が前衛の長嶺子を越ゆる頃、搜索騎兵來報して曰く、鞍山站には敵影なし、軍の騎兵は己に同地を占領せりと、此報を得るや將校下士卒皆落膽して曰く、逃げるとの、早いには困ると、左もあるべし、而して此夜軍司令部は湯崗子に、第三師團は鞍山站附近に、第五師團は湯崗子附近に宿營せり、

第三師團の前進 又昨年十二月以來海城に據りて屢々清軍の來襲を撃退せる第一軍の一半たる第三師團は、二月廿七日を以て進軍の令を發せり、其の要に曰く、第五旅團長大迫少將は其の部下を率ゐて歡喜山に開進すべし、第六旅團長大島少將は其の部下と砲兵一箇大隊とを以て沙河沿の敵を撃攘すべしと、第五旅團は師團の右側隊にして、第六旅團は左側隊なり、此の時に方りて海城附近の敵は少くも四萬に下らず、

東遼陽街道は長順吉林の兵を以て之を扼し、營口街道及び牛莊方面には徐邦道の屯せるあり、其中央には依克唐阿黑龍江の兵を率ゐて時々進撃の姿勢を執るあり、加之李廣は湖南老湘營の兵を率ゐて新に山海關より來り、吳大澂も亦來援し、兵勢稍々振ひ、戰線三里に亘りて長蛇の狀を爲せり、而して我が軍は此の長蛇の中央を切斷せんとするものなり、

我右側隊の大島少將は令に従ひ翌廿八日午前三時を以て海城を發し、遼陽街道に向ひ拂曉石頭山に達し、枚を啣みて徐々山頭に迫り、一發を射撃せず直に銃鎗突貫を以て之を占領す、敵の哨兵五六十名山上にありしが、其の攻撃の突如たると急激なるとに驚き、抵抗を試みず周章狼狽沙河沿の方向に逃走したり、而して石頭山上旭旗の翻るや、沙河沿の敵兵は頻りに緊急喇叭を吹き出し、防守の準備をなすものゝ如くなれり、

ば、砲兵をして石頭山に放列を布きて之を砲撃せしめ、又別に塚本大佐をして正面より攻撃せしめたるに、本隊の歩兵が進みて之に迫らんとせし時は早くも退却を始め、我が軍は難なく沙河沿をも占領したり、蓋し前の喇叭は防守の警聲にあらずして、退却準備の合圖なりしなるべし、石頭山の砲兵は期を誤らず敵の退路を砲撃し、藤本少佐は其部下の大隊を以て西土城子の高地を占領し、攻撃隊の右側を援護し、又砲兵と力を協せ敗兵を追撃したれば、其大部は長虎臺に逃げて此處に敗兵を收容し、再び我に抗せんとするものゝ如し、依りて大島少將は師團本隊と合し、長虎臺に進み石頭山の砲兵をして砲撃を行はしめ、藤本少佐をして西土城子の高地より敵の背後を迂回し、其退路を脅し三面敵に迫れば、敵兵支ふると能はず、右往左往に敗走したり、是に於て敵は長蛇の中央を切斷せられ、首尾相援ふと能はざるに至れり、

斯くて沙河沿の敵敗走するや、長蛇の首部を守りたる敵兵は牛莊街道方向に退かんとし、先づ大王屯に入る、桂師團長は大迫少將をして之を追撃せしむ、少將乃ち其部下の一部を以て小沙河沿より左折して大王屯と大富屯との中央に位する平野に進み、塚本聯隊の一部は難なく大王屯を占領し、佐藤聯隊は大富屯に迫りしに、敵は村落の土壁に據りて防禦頗る力められたれども、我中央にありし野砲山砲臼砲の爲めに忽ち撃破せられ、四分五裂の姿となりて潰走したり、又沙河沿の敵の一部は遼陽方向に走りしを以て大島少將は之を追躡し、遼陽街道に出で東烟臺に於て敵に追及せしが、彼は前敗に懲り、敢て抵抗を試みずして退却したり、此日午後より風吹き雪降り、殆ど咫尺を辨せず、我兵屢々道に迷はんとす、積雪尺餘に及び運動の困難名状すべからず、日没後師團は軍司令部と共に頭河堡子に、前衛大島少將は西烟臺に宿營せり、翌三月一日

は風雪の烈しきこと前日に異ならず、午前六時桂師團長は宿營を發し、八時東烟臺に至り大島少將と會し敵狀を確かむ、大島少將は更に進みて乾線堡に向ひ、十時敵と衝突し砲戰稍々久しきに亘る、敵は民家の土壁に銃眼を穿ち所謂村落防禦をなす、我前衛の一部たる内藤少佐の大隊は敵の左側より其側面に出でんとし、林大隊も亦其側面に迫る、時に雪漸く止み我兵力を曝露したれば、敵は其守り難きことを覺り、倉皇鞍山站の方向に退却したり、時恰も午時、敵兵午飯を喫せんとして未だ終らず、狼狽逃走せしを以て、營中膳部の依然たるものありしと云ふ、桂師團長は更に乾線堡の北端に進み敵狀を視察せしに、敵は鐵石老虎の兩山に放列を布き、我兵を中所屯及び湯崗子等に引き入れ、一撃之を鏖にせんと企つるものゝ如し、而して我前衛は新臺子まで進撃せしも、敵の砲火盛にして多數の兵を損する恐ありしかば、敢て之に應戰せず、夕刻

に至り藤本少佐をして大隊前哨を新臺子に張らしめ、退て湯子河に宿營す、此夜敵兵來り犯さず、終夜山上に燎火を點じ、新臺子及び湯子河を砲撃せしのみ、而して翌朝七時桂師團長宿營を發すれば前衛より報あり曰く、老虎鐵石の敵は夜に乗じて逃走したりと、蓋し前夜の砲撃は九連城陷落の時と同じく我追撃防禦の爲なりしなるべし、是に於て我軍は直ちに鞍山站に向へり、鞍山站は遼陽街道の要衝にして、東に鞍山あり、西に西陽寺山あり、相距る僅に三四百米突に過ぎず、其間に高さ七米突の城牆を築き、名けて鞍山驛堡と云ふ、鞍山の山脈は東南に流れ、西陽寺山は遠く西南に延びて遼陽街道を包圍し、老虎鐵石の兩山は西陽寺山の前面に横りて街道に臨み、所謂一夫險に據て萬卒進む能はざるの地也、初め桂師團長の新臺子に到るや、人に語て曰く、嗚呼盛なる哉此地形、敵にして能く天險を利用し、老虎鐵石の兩山に放列を布き、主力を集

めて我進路を遮らば、假令我軍連戰連勝の勢を以てするも容易に抜くこと能はざるべし、而して我若し之を略せんと欲せば、左側隊を張り兩山の背後に迂回するにあらざるよりは必勝の算なしと、然るに敵將は地形を利用するを知らず、空しく之を我に委ねて顧みず、清國兵家の策是に至りて拙極ると謂ふべし、新臺子より湯崗子に到る途上第五師團の將校來りて連絡を通ず、第三師團は正午頃鞍山站に入りて午飯を喫し、左折して牛莊方向に向ひ將軍屯に宿營し、軍司令部は劉家臺に留まりて第五師團の來着を待てり、
前進の目的、作戰豫定表及び地方守備隊、第二軍第一師團の前進は營口を攻撃せんが爲なると明白なりと雖も、第一軍の前進は遼陽を経て奉天府を衝かんとするに在る乎、將た左轉して牛莊城を攻撃するの目的なる乎、豫め判知するを得さりしが、是れ亦牛莊城を屠りて第一師

團と合し、協力して營口及び田庄臺を攻撃せんとするものなり、而して此の作戰計畫は第一軍司令官野津大將の立つる所にして、大將は之を大本營に上申したるに、直ちに裁可せられたりと云ふ、其の作戰豫定表は大畧左の如し、

三月二日 第一軍は鞍山站の敵を攻撃す、(其の首力は第三、第五の兩師團とす、但し兩師團共に歩兵一旅團、騎工兵一中隊、砲兵約五中隊、其他軍の豫備廠に臼砲七門あり、又第五師團は皆な山砲にして、第三師團は野砲一大隊、他は山砲なり、)

同三日 休

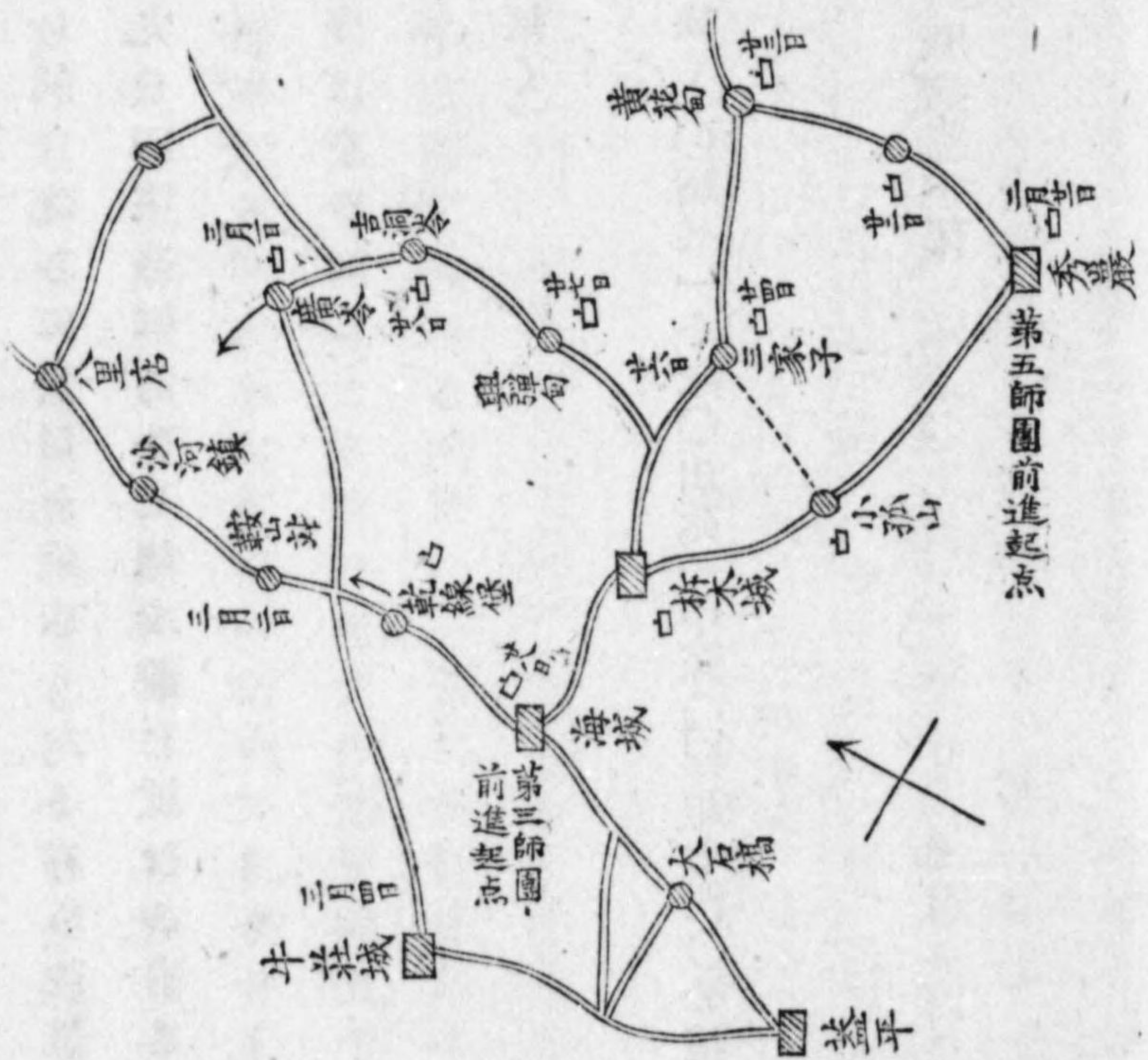
四日 第三師團は脱龍寨、第五師團は下口子(遼河の岸)を攻撃す、

六日 第五師團は高刊を攻撃す、

七日 第三師團は田庄臺、第五師團は後家油房、第一師團は營口を攻撃す、(但し營口は兩軍總攻撃を爲すの目的なるを以て、第一師團の首力は三月四日を以て大石橋附近に進み、五日同地に滞在して海城より歸る第二旅團第三聯隊と合す、此の枝隊の爲めには五日の夜彈藥を補充す、六日には師團の先頭を以て老爺廟を占領

し、即ち七日を以て營口に進む)

第一軍及び第二軍第一師團進軍の順序は右の如き豫定なりしも、第一軍は之に先つと一日即ち三月四日を以て牛莊を陥れ、又第二軍は前記の如く老爺廟、姜家房及び東西白廟子の敵俄然退却したるに由り、是亦豫定の日先つ一日、即



○第一軍及び第二軍第一師團の前進

ち同六日を以て運動を起し、同日直ちに營口を乗取りたる爲め、彼是其の順序を前後し、遂に三月九日田庄臺に向ひて總攻撃を試むる事となれり、

又前進中各地守備隊の区分は左の如し、

第三師團の地方守備隊

柞木城 歩兵一中隊(一小隊缺く)

小孤山 同一小隊

海城 歩兵一聯隊(一大隊缺く)○騎兵一小隊○山砲一中隊○臼砲七門○分捕砲

二門

第五師團地方守備隊

岫巖 歩兵一中隊○第三野戰病院半部

九連城 歩兵一大隊

香爐庄 同

湯山城

高麗城

鳳凰城 歩兵四大隊○騎兵一小隊○山砲一小隊○工兵一中隊○第三野戰病院半部

(備考) 湯山城、高麗城の守備兵は鳳凰城守備兵の中より分遣の事、鳳凰城は

旅團長をして守備隊の司令たらしむ、小孤山の守備隊は柞木城守備隊の内より分遣す、

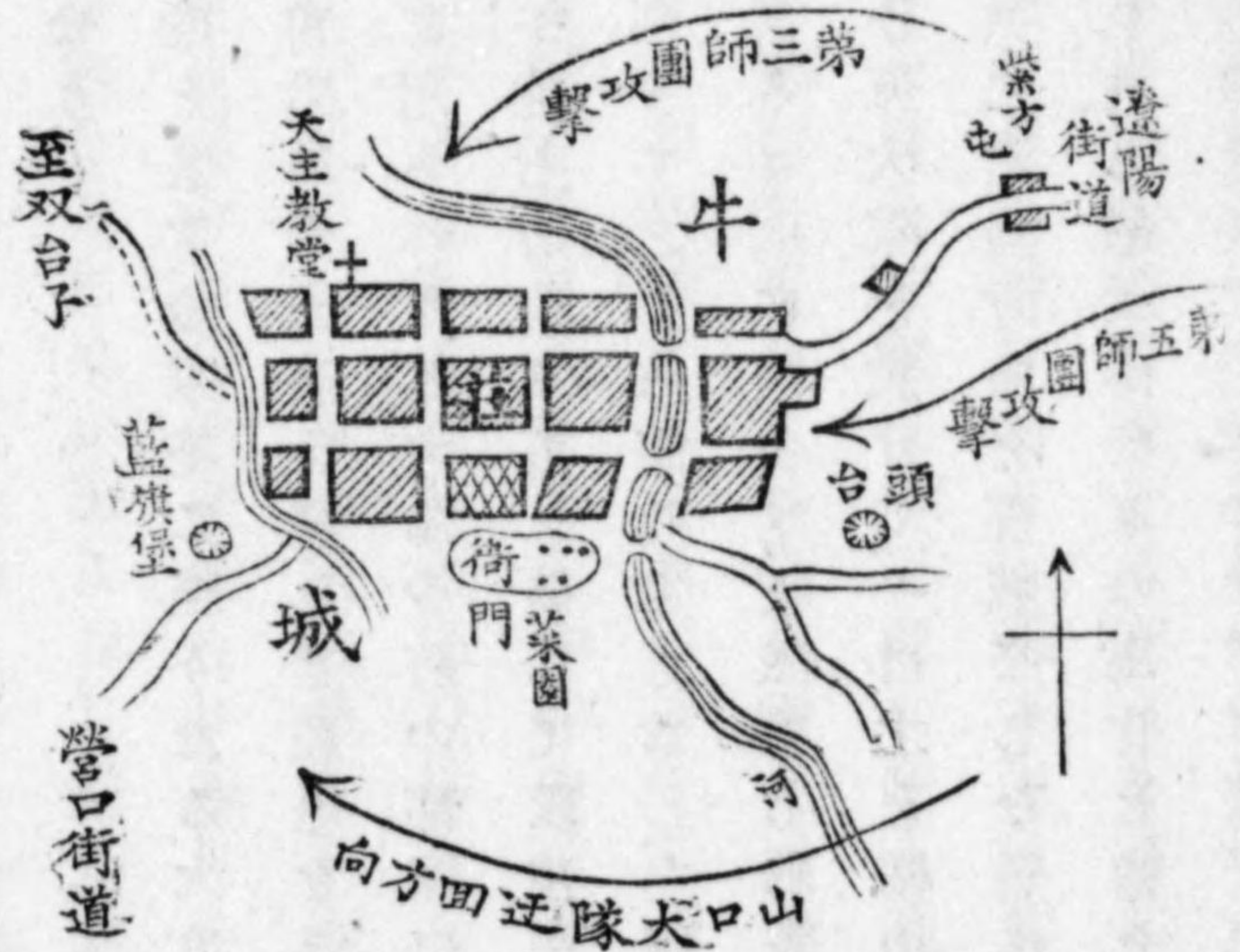
○牛莊城の戦争

敵の兵力及び防禦配備 牛莊城に據れる敵軍は非常に多數とのとなりしが、我が軍攻撃の當日(即ち三月四日)は敵將李光九の部下約五千、魏光燾の部下約三千、岳某の部下二三千にして、總計一万内外に過ぎず、敵將徐邦道は數日前までは在城せしが、我が軍攻撃の兩三日前海城を攻撃すと稱して城を出で、攻撃の日は營口附近に在りしと云ふ、蓋し彼は

我が軍の北進を以て遼陽に向ふものと妄信し、其の虚に乗じて海城を襲撃せんとせしものなるべし、他を襲はんとして却て自己の根拠を奪はる、彼れ清將等の愚も亦甚しからずや、牛莊城は城名ありと雖も、外郭すらなき一市街にして、敵は市街の出口に厚さ約三十珊の墻壁を築き、之を以て防禦の第一線に充て、別に市街内の大厦を利用して其の煉瓦壁に銃眼を穿ち、以て之を其の複郭に備へたり、

我が軍の攻撃部署及び軍隊區分 牛莊城に據れる敵は前記の如く少數なるに、我軍は第一軍の大兵を以て之を攻撃せり、其攻撃部署は第三師團は湯崗子より本街道(遼陽より牛莊に至る)を経て牛莊城に向ひ、第五師團は其の左路を取りて行進し、一軍二縦隊となりて攻寄するに在り、故に第三師團は牛莊城の西北面を攻撃し、第五師團は其の東北面を

攻撃せんとするものにして、第五師團は歩兵第廿一聯隊の第一大隊、第三大隊、騎兵一小隊、山砲兵一中隊を以て其前衛となし、大島第九旅團長之に司令たり、騎兵第五大隊は獨立して遠く搜索の任に當り、本隊は歩兵第二十二聯隊の第一大隊及び第二大隊、歩兵第二十一聯隊の第二大隊、歩兵第十一聯隊の第一大隊、山砲兵一大隊、野砲兵一中隊、工兵一中隊を以て組織し、師團長與中將自ら之を率ゐ、



三月三日午前第七時を以て其舎營地を出發し、同夜は牛莊城を距ると四十五清里なる崔家庄附近に舎營せり、又第三師團は左側枝隊として小鐘屯を過ぎ、金家臺に至りたる大迫少將の部隊を之か前衛として、三日午前六時金家臺を發し、普賴屯を過ぎて古城子に至らしめ、前衛及び本隊に用られたる大島少將の部隊は之を本隊と改めて師團に直屬し、同日午前七時將軍屯を發して耿庄子に進ましめ、第十九聯隊より林大隊を割きて之を右側枝隊と爲し、左側には第五師團あれば特に枝隊を置かざるも、別に鞍山站枝隊(第七聯隊の富永大隊)賓山子枝隊(第十九聯隊の小原大隊)を設けて、一は之を鞍山站到留め、一は之を賓山子に遣して相共に遼陽方向を警戒せしむ、然れ共此警戒たるや、一旦遼陽方向に退却したる敵兵が、我軍の馬首を轉じて牛莊に向ひたるを知り、牛莊攻撃の前日まで師團の後方に出で來ら

んと警戒したるのみなるを以て、此兩枝隊は牛莊攻撃の當日なる四日を以て各々其地を發し、鞍山站枝隊は海城に、賓山子枝隊は牛莊に進向すると爲せり、而して三日早朝將軍屯を發したる師團本隊は同日午后耿庄子に着したり、此日參謀鑄方大尉は普賴屯の附近に來りしとき、乘馬氷路に滑り轉げ、大尉の左脚腓部は鞍と氷との間に介まり痛く打撃を受けて負傷し、大尉は同處より直に海城に送られたりと云ふ、第五師團の攻撃。翌四日は牛莊城攻撃の當日なり、第五師團の前衛は前日と異なることなしと雖も、本隊の一部分なる山口大隊は騎兵一小隊砲兵一中隊と合して左側枝隊となり、迂回して敵の退却路たる營口街道に向ふ、師團長與中將は紫方屯の西端柳樹の下に在りて遙に牛莊城を望み、先づ前衛司令官たる大島少將に命じて正面攻撃を爲しむ、是に於て前衛に附屬せる山砲中隊は其放列を屯の西北端に布き、敵陣地

の凸角部を砲撃す、前衛歩兵は其の掩護を得て屯の前方に進む、奥山大隊之が第一線たり、屯の前方數百米突の地は平坦砥の如く、二三墳墓の隆起するありと雖も、一も以て身を蔽ふに足らず、敵は其開豁地を利用して墻壘を設け、或は屋壁に銃眼を穿ち、無煙火薬を裝填して我を射撃し、其凸角部には、ガットリング速射砲六門を据ゑ、急射撃を以て我を迎ふ、士氣相等しき軍隊ならんには到底此の開豁地をば前進し得べきにあらずと雖も、彼れは沮喪の弱兵なり、百戰百捷の勢ひに乗せる我が兵は屍山を越え血河を涉りて一直線に敵陣に向ふて躍進せり、援隊たる森大隊は之に續て前進し、大島少將武田大佐は終始戦闘部隊間に奔走して士卒を勵ませり、而して此間に於て他の山砲中隊及び野砲中隊も亦來りて放列を屯の西南端に布き、師團の豫備隊たる渡邊大隊竹田工兵中隊及び軍の總豫備たる仙波大隊等も進で紫方屯の西端に出でた

り、
右側面攻撃の一隊は今田大隊にして、富岡中佐自ら之を率ゐ、紫方屯より別れて本頭橋に向ふ、此大隊も亦開豁地を前進し、彈丸雨飛硝煙暗澹殆ど咫尺を辨せず、而して今田少佐も其の咽喉を撃れて終に倒れたり、之を目撃せる富岡中佐は豈に少佐の爲めに弔戦せざるを得んや、即ち中佐は諸兵を勵まして本頭橋に向ひ、正面攻撃の諸部隊と相應じて敵の複郭及び衝門に迫れり、斯くて奥山大隊及び今田大隊は二時間餘の激戦を爲して、城の東端なる敵の第一線を奪ひたれども、民家に據りて死守する敵兵は頑強にして容易に抜くこと能はず、我は固より其の全身を暴露して敵に對せるに、敵は銃眼より我を狙ふて射撃を集注せり、是に於て乎我か兵士の死傷するもの頗る多かりしが、勇悍なる我が兵士は呐喊又呐喊、遂に其の數個處を奪ひたり、而して其の最も頑強にし

て久しく支へたるは太平橋東なる焼耐店及び衙門の牆壁内に潜みし敵兵にして、奥中將は之を攻むるの甚だ不利なるを察し、諸部隊をして齊しく射撃を中止せしめ、更に工兵をして牆壁を破壊せしむ、命を受けたる馬場工兵少佐は其の部下第一中隊をして先づ焼耐店の牆壁を破壊せしむ、初め馬場少佐は九連城の地雷を掘出して「ソナミット」二百吉羅瓦を得たり、少佐は他日の必要を思ふて遠路之を運搬せしめたるが、果して其必要生じたり、即ち先づ該藥十五吉羅瓦と棉火藥若干とを裝置して其第一牆を爆裂せしめたり、轟然一聲天地も亦將に粉壅せん、す、壁瓦は忽ち四迸して牆後の守兵は無殘や片腕を振ぎ取られ、頭首を擡き飛ばされ、斃死するもの數名、壁は其基脚に於て一米突半頂部に於て三米突の破壊口を穿たる、工兵は再び進みて其第二牆に近つき、更に二十五吉羅瓦を裝置し終らんとするや、牆壁に據りたる敵兵等は此處

毀たれては一大事なりと悟りけん、頻りに上部の煉瓦を衝き碎きて其壁下に働作し居れる我が工兵の頭上に墮落せしむ、瓦石憂々落ちて地を穿つ、若し我が工兵の働作少しく遅緩せんか、恐くは皆此の瓦石の傷くる所とならん、而して我が兵の働作甚だ駿速なりしが爲め、彼れの妨害は少しも我に痛痒を與へざりき、此の刹那火は導かれたり、硯礮耳を蔽ふに暇あらず、早く已に牆壁を破壊す、裝藥は前回よりも多し、破壊口も亦た隨ひて大ならざるを得ず、憐むべし今一瞬時前まで牆後において壁瓦を衝き碎きつゝありし敵兵は、胴体ありて首肢なく、眞逆倒に陥穽の上より墜ちて「グッ」とも言はず、逆立ちたる儘死し居たり、工兵は尙ほも進みて家屋の壁下に爆藥四十吉羅瓦を裝し將に之に點火せんとするや、敵は二回の爆聲に怯ぢ忽ち白旗を其牆頭に懸へせり、是に於て焼耐店内の敵兵は終に悉く降服せり、辮髪を繫がれ頭を垂れ蠢爾と

して哀を求むるもの無慮二百數十名、而して酒店の複廊終に陥あり、之を圍むものは歩兵第十八聯隊、第二十一聯隊及び第二十二聯隊の各一部隊にして、其の工兵の爆裂せし破壊口より進入して捕虜を得たるは歩兵第二十二聯の第三、第四中隊なりしと云ふ、之と同時に歩兵第廿二聯隊の半大隊は木頭橋を夾みて衝門の敵と射撃を交へたりと、暮に及びて終に其の攻撃を中止せり、斯くて夜に入れば第五師團の前哨線は凡て之を河の左岸に設け、歩兵第廿一聯隊は太平橋を右翼として、木頭橋を左翼とし、歩兵第二十二聯隊は木頭橋を右翼とし、柳屯橋に至るの間及び此の二橋を警戒せしめたり、

第三師團の攻撃 第三師團は西北面より牛莊城を攻撃せんとするものなり、而して師團長桂中將は大迫旅團を北方に、大島(久直)旅團を其の西に配備したり、大迫少將は邢家窩坊に在り、三月四日午前十時佐藤大

佐に命じ、其部下を以て牛莊城の北端に迫しむ、大佐は命を領し部下の二個大隊を率て徐に進軍す、時に我砲兵は邢家窩坊の前面二百米突の地に放列を敷き、敵の砲撃點を射撃して歩兵の前進を掩護し、佐藤大佐は愈々兵を進め牛莊城を距る八百米突の距離に到り、射撃を爲しつゝ、進行す、然るに敵は未だ我に應戦せず、蓋し敵は我兵を引き寄せ勝を一舉に收めんと欲するものなるべし、大佐は敵の動靜に心を掛けず、鞭を揚げて急速兵を驅り、漸く進みて二百米突の距離に達せしとき、敵は民家の土壁に據りて小銃を亂發し、折もあらば逆襲せんとするの勢ありしが、佐藤大佐は平壤攻撃以來連戦連勝練りに練りたる勇將猛卒を以て益々進みて敵に接近せんとす、時に銃丸大佐の右腕を傷け軍旗を洞して去る、大佐自から「ハンカチーフ」を以て繃帶し、尙ほ進みて止まず、時に大迫少將は前面の戦鬪激烈なるを見、更に前衛の豫備隊たる石田少

佐の大隊を派し之を援けしむ、少佐は命を受け直ちに兵士に令して足並を揃へ軍歌を唱へつゝ進行せしむ、軍歌の音は前面呐喊の聲と相和し、天地に響きて壯烈言はん方なし、今や銃鎗突貫中に在る我兵は後方の掩護と軍歌の聲に勵まされ、勇氣百倍先を競ふて敵前に突出す、時に佐藤大佐は再び右足の關節を傷けられしかば、門司少佐代りて聯隊を率ゐ益々進みて敵と密接し、土壁を隔て、銃鎗相觸るゝに至りしが、敵は遂に支ふると能はずして敗退し、我が前衛は全く市内に突入せり、又大島第六旅團長は内藤大隊を右翼とし、鈴木大隊を左翼として、小姐廟附近より迂回し敵の退路に出で、進みて西南方より包圍攻撃を行ふ計畫にて、既に牛莊城に近接するや、敵は其北面の農家に據りて射撃を始め、間もなく其一部は西南方に退却し始たり、是に於て三好大佐は進撃の命を下し、全線呐喊して西北面一帯の家屋を占領す、續て内藤大隊

は敵兵を驅逐しつゝ、其南部に攻入り、鈴木大隊は其西北部を包撃せり、大島少將は林大隊と共に第一線に續て前進し、遠く城の西北部を迂回して西南部に出で、敵の退路を射撃し、多くの逃兵を打斃したり、此日内藤大隊は市内に突入してより稍々方向を變じ、南部に進み行く途中、赤旗五六本を翻したる敵に遇ふ、第一中隊之を邀へ猛烈に射撃すれば、敵は慌てゝ退き去り、之を追へども其踪跡を見ず、僅に銃烟の立ちたる其間に退却したれば、遠く往くべき道理なしとて、其附近を搜索したるに、推測誤らず、傍の質屋に大敵あるを見出せり、商店とはいへ此地方の質屋に至りては其構の宏大なること實に驚くべきものあり、敵は豫て此家を市内の根據としたる者と見え、北西部の一門を除くの外各門皆煉瓦を積みて閉塞したり、佐藤聯隊の一部は既に西北を圍み、東北には第五師團富岡聯隊の一部あり、此手は未だ此家に逼らざるも、敵は東北に

向ひて逃走する念を懐かざるや明白なり、三好大佐は内藤大隊をして今其東南を包圍せしむ、其門を破らんと欲するも固くして破れず、且内よりは隙を狙ひて銃撃すれば其目的容易に達せらるべくも見えず、此時外圍西面に放火せしものあり、内藤大隊も亦附近の家屋を焼きたれば猛火は二方面に起りしも、敵は尙ほ屈服せず、外圍牆壁の破れ目を穿ち擴げ、其處より進入せんとすれば、忽ち敵の叢射點と爲る、乃ち外圍と連れる家屋の外壁に一大孔を穿ち、茲に漸く進入路を開きて突入したるに、敵は早くも退却して更に内部の牆壁に據れり、此の牆壁亦堅し、種々の方策を回らせども其効あらず、仍て更に一策を案じ、逃路を開き其逃出を待ちて掩撃せんとしたれども、彼亦其手に落つる模様なし、鈴木少佐は土人二名を雇ひ來り、切に投降を促がさしめしも敵の射撃に怖れを爲して一言を通じ得ずして歸り來る、今度は勸降書を贈ると前後

兩回、然れども敵應せず、是に於て三好大佐は激怒して斷然燒殺し、吳れんと周圍の家屋一面に火を放ち、豫て旅團長に請求したる山砲二門の來るを幸ひと、是亦壁内に打ち込むと數發、會々西面の火は火藥庫に入りて爆發數番、日は暮れ、火は益々猛なり、流石頑固に防守したる敵兵も今は早や力屈し氣衰へたり、八時三十分頃一顆の提灯、長竿頭に吊されて東面圍壁の上に現はれ、頓て壁外に投ぜらる、就いて見れば投降書之に纏着せり、前後二通、其文に曰く、

先接來信、連回數音、未接回信、我軍降事、必又開大砲、此致企候、回信、切莫以陰陽相待、

貴國大員 台照

早前付來一音、未知收到否、何必開來大砲、即候回信、我等軍士以免警忙、此降、

貴國大員 台照

大佐乃ち返書を草して又壁内に投じ、速に門戸を開き兵器を引渡せと言ふ、彼等は開門せば則ち忽ち闖入屠殺せられんかと狐疑して未だ決せず、通譯官をして壁を隔て、促さしむるも其疑を反覆するのみ、我乃ち若し速にせずんば一舉攻め破らんとの勢を示す、彼等竟に之に恐れ、西北部の大門を開きて、五六名の兵士を差遣し降を我軍に乞ひたるは午後の十時なり、此の夜師團は北郊の陣地より市内に行進して一の米店に宿營し、大迫旅團は北郊に、大島旅團は南端に宿營して、南方營口田庄臺に至る街道は大島旅團、牛莊の北方は大迫旅團各々之を警戒せり、死傷捕虜及び戦利品。此の役我が軍の死傷は左の如し、

第三師團第十八聯隊

將校即死

大尉 新保 正

負傷後死亡	見習士官	熊谷 哲
負傷	大佐	佐藤 正
同	中尉	岩本 操
同	同	川口 金之助
同	同	兒玉 象一郎
即死下士卒	三十名	
負傷後死亡下士卒	九名	
負傷下士卒	百六十七名	
第五師團第七聯隊		
即死下士卒	八名	
負傷下士卒	十九名	
砲兵管隊		
即死下士卒	一名	
負傷下士卒	二名	

敵の死者は千八百八十餘人にして、負傷者は未詳なり、又捕虜は第三師

團に屬する者四百餘名にして、第五師團に屬する者三百餘名あり、戦利品は小銃二千百三十八箇、彈丸百五十一萬八千發、野砲一門(但し破損)、山砲十二門(皆支那製)立派なる「セントウ」砲二門(但し六珊)「ガットリン」砲六門、旌二百十六、槍四十二挺、箱入火藥千六百四十八、精米千百二十石、大麥百五十石、高粱百十石、馬匹は各隊の大小行李を補充して尙ほ餘あり、天幕八十九、馬蹄銀二百十三、軍衣、防寒服、陣笠其の他雜品擧げて數ふべからず、

○太平山附近の戦争

斥候の衝突。乃木少將(希典)の引卒せる第二軍第一師團昆成旅團の舎營せる蓋平城北飛雲寨は、營口の敵陣を距ると甚だ遠からざるを以て、彼我斥候の衝突殆ど虚日なく、逐ひつ逐はれつ、撃ちつ撃たれつ其の都

度互に多小の損傷を受けつゝありしが、遂に二月七日に於て無慘の一大衝突を見るに至れり、

此の日我が騎兵大隊は高刊附近の敵狀視察の爲め小川騎兵軍曹以下四名の騎兵斥候を同方面に派遣したるに、其途次は言ふも更なり、高刊に到るも一敵兵をだに見ず、因て地形要害等を査し一同歸路に就き、凡そ半里許りも歩みたりと思ふ頃、何ぞ圖らん傍の森中より忽然二十騎許りの敵兵現れ、其の一部は馬上より小銃を發射し、他の一部は馬を下り手鎗を揮ふて我が五名の斥候を取巻きたり、不意の事とて避くるに由なく、一同は洋刀を抜き放ちて眞向に振鬪し、敵兵目がけて突き入り、切り入り、前後左右に駆け違へ血烟立て、戦ひたりしも、衆寡敵せずして我が兵は孰れも其身に數々所の傷を受け、殊に其の斥候長たる小川軍曹の如きは槍襖に圍まれて腹部を突かるゝ事二回、然れども敵鋒の

鈍かりしか幸にも二度共防寒用の外套を貫きたるのみ、尙馬を縦横に乘廻し必死となりて戦ふ内、遂に一發の彈丸は其の前面より飛ひ來りて氏の腰部を傷けたり、今は是までなり、空しく爰に討死せんよりは遁るだけ遁れて見んと、四人の兵士に目くばせし、自ら眞先に馬を躍らせ、遮る敵を蹄にかけ、血路を開きて漸くに二三丁許りも彼方に駆け抜け、吐息つきつゝ、後ろの方を見返れば、最後に在りたる根本由之助氏(二等卒)は哀れ腹部を打たれて馬より墜ち、起きては轉び、轉びては起き、息も絶えくゞの有様なり、小川軍曹之を見るや、直ちに馬を驅て其の所に到り、援け起して馬に上せんとす、由之助氏目を睜き先づ其の親切を謝し、莞爾として笑て曰く、余の深手馬に乗るも脊負はるゝも到底助かるべくも非ず、故に余は今日の戦ひを限りとして従容死に就くべし、足下は我れに構はず一刻も早く此の場を引揚げ、事の顛末を上官に報じ以

て其の任務を全うせられよと、其の言の未だ終らざるに敵騎は銃を發し槍を閃かして數歩の間に迫りたり、小川軍曹は如何ともすると能はず、一聲、卿が忠言に従ひ余は余の職務を全うすべしと呼はり、鞭を擧げて逸散に其の場を駆け去り、五六十歩の所に到りて僅に後を顧れば、ア、無慘由之助氏は二三十騎の敵兵に圍まれ、遂に其の首を刎ぬられ、且其の死屍も持去られたりと云ふ、

又其の翌八日騎兵曹長吉田四郎氏は部下七人の騎兵を隨へ白廟子附近の敵狀偵察として同方面に向ひたりしに、是れ亦敵の重圍に陥り、同曹長と他の一騎兵とは共に此處に戦死を遂げたり、稻垣騎兵大隊副官亦此の日百餘の騎兵を率ゐ二道河附近を偵察したるに、偶然百五六十騎許りの敵兵に出會し、雙方入り亂れて最と激烈なる戦ひを爲し、互に勝敗を決せずして引揚げたる由なるが、此の戦に於て我が騎兵の斃れ

たるもの三名、翌日其の死骸搜索の爲め數名の兵士を同地に遣したりしに、約三千米突許りの間は鮮血淋漓體々たる白雪は悉く變じて一面の紅潮を漲らし、一見人をして寒慄せしめたりと云ふ、以て其の日の激闘を察すべく、又彼れ敵兵の死傷亦尠少ならざりしを知るべきなり、然れども我が兵士三名の死屍は遂に之を得ると能はざりき、敵の防禦配備蓋平城より大石橋を経て海城に到る道路の東南は一面に山地なりと雖も、其の西北は渺茫たる平原にして、唯々蓋平城と營口との間に一山の突起するあるのみ、是れ即ち太平山にして、清軍は營口より進みて此の山を占領し、南太平山太子窩等の諸村をも之を占領せり、蓋し此の兵は清軍の前衛にして、其の本隊は左右翼及び中央の三隊に分ち、左翼隊は老爺廟及び姜家房邊に陣して徐邦道之を指揮し、右翼隊は二道河の方面に陣して宋慶之を統督し、中央隊は西七里溝の一

帯に陣して馬三元之に將たり、而して其の兵力は一萬二千餘人と稱し、大砲凡そ十門を有し、又小銃中には獨逸新式の「ルペール」あり、而かも無烟火薬を用ひたり、我が軍の攻撃部署二月廿二日第一師團長山地中將(正治)の湯池より蓋平城に歸るや、即夜九時を以て乃木西兩旅團長に對し一命令を發せり、其の大意に曰く、

- (一) 少なくとも砲四門を有する一千餘人の敵は太平山を占領し居るべく、尙ほ其の地方村落の多くに敵兵あるものゝ如し、
- (二) 師團は明廿三日主力を以て破臺子に進まんとなす、
- (三) 乃木少將の率うる枝隊は目下の地位に在りて後命を俟つべし、但し騎兵小隊を午前九時迄に後螞虹子に派遣し、西少將の指揮に屬せしむべし、
- (四) 西少將は歩兵第二聯隊、騎兵一小隊、砲兵一大隊を率ゐて頼家窩、膝家陀子及び破橋子を占領すべし、
- (五) 歩兵第三聯隊と衛生隊半部とは午後二時迄に破臺子に至るべし、

(六)野戦砲兵聯隊は午後二時まで破臺子に至るべし。(以下略す)
更に廿三日の師團命令に依り、我が軍は愈々翌廿四日を以て太平山太子窩、東西七里溝及び老爺廟等に在る敵兵を攻撃する事に決し、即ち進軍の便に供する爲め第一旅團諸部隊の宿營地を左の如く變更せしめたり、

第一旅團司令部、歩兵第十五聯隊第二大隊及び

砲兵第二大隊

三家子

歩兵第十五聯隊第一大隊

孫家崗子

歩兵第一聯隊第三大隊

常西屯

工兵中隊

楊樹屯

此他は異動なし、但し西少將は此の日第二聯隊及び砲兵一大隊を以て破橋子外二村落を占領し、此に宿營して敵陣と相對せり、

戦况○ 二月廿四日午前三時三十分第一旅團の各部隊は齊しく暗路を

縫ふて進軍の途に上れり、即ち乃木旅團は歩兵第十五聯隊、同第一聯隊の第三大隊、砲兵一大隊、工兵一中隊を率ゐ、三家子を發して孫家崗子に向ひ、隱岐大佐は歩兵第一聯隊第一、第二の二個大隊と騎兵小隊とを率ゐ、大石橋を發して聶家堡子に向へり、風は颯々として梢を拂ひ、雪は紛々として地を捲く、路か山か野か畑か四面茫茫、恰も大洋を望むが如し、殊に名も憂き迷真山、娘々廟(大石橋の西に在り)の麓に到れば、霧か雲か白雪の上を蔽ひて咫尺を辨せず、既にして遠近に鳴く鶏の音に東の空白み渡れば、目指す聶家堡子は數歩の前に在り、其時第二大隊第六中隊附今井中尉は八九名の死士を率ゐ、銃鎗を閃めかして其の村内に突入せり、然れども此の時既に敵は得意の三十六計を運らし、老爺廟の方に退却して隻影をだも止めず、因て此の村落は一兵をも勞せずして、第一聯隊の占有する所となれり、斯くて夜は全く明け霞み隠れに見渡せば、

太平山は約二千米突の左方に、小平山は約千五百米突の右方に在り、俱に是れ敵兵の陣地、今にも我に向て發砲するならんと息を殺して見てありしに、果して二三の銃聲は太平山の絶頂に響きたり、乃木旅團の率うる第十五聯隊は太子窩、太平山の東南麓の左右より攻め寄せたり、山上の敵は此の有様を瞰下するや、些の攻撃をなしたる儘倉皇旗を捲いて西方に退却す、小平山の敵兵亦之と同時に其影を失したり、故に此の兩山も亦一兵をも損せずして我軍の占領する所となれり、須臾にして乃木旅團は松本砲兵大隊に命じ十二門の放列を山上山下の二箇所敷き、東七里溝に備へたる敵陣を射撃せしむ、此の砲聲を聞くと同時に隱岐聯隊は進みて小平山の西麓に出で、老爺廟の敵に向ひて牽制の陣を張り、即ち第一、第二の二個大隊總勢約千五六百人を、ザラリ横隊に備へたれども、千里一望の高野に在りては誠に寂寥、恰も千尋の白雲に

一の字を描きたるに過ぎざりき、此時秋山騎兵獨立大隊は部下の騎兵一大隊を率ゐ、第一聯隊の右側老爺廟の東方より進みて同方面の敵兵を撃攘せんとし、屢々戦を挑みたる末、稻垣大隊副官は數十騎を率ゐ、一鞭直ちに老爺廟に突入せり、然るに同村の南方より三百計の敵騎は忽然轡を駢べて襲來し、馬上より小銃を發射すること雨の如し、我が兵勇なりと雖も寡を以て衆を撃つは策の得たるものに非ずと、一同鞭を加へて退きたりしが、此際軍曾宮澤軍三郎、一等卒岡本慶太郎の二氏は共に手足に銃創を負ひ、稻垣副官亦愛馬を射殫され、徒歩殿戦して僅かに萬死の境を脱したりと云ふ、

既にして松本砲兵大佐は東七里溝の敵兵を撃退し、進みて西七里溝の敵壘に向て砲撃を始む、其の距離約千六百米突、雪にて山なす畑中の地物に據りて放列を布き、隙間もあらせず打ちかけたれども、敵兵頑とし

て更に動かさず、大小銃を劇射して應戦最も力めたり、故に此の際我の死傷甚だ多く、中にも西山砲兵大隊副官は敵の砲弾に胸部を碎かれ、第十五聯隊副官岩根大尉亦太平山上に於て同く砲弾に腋下を貫かれ、共に雪中に殞命したり、此の時師團長山地中將は伊瀬地參謀長及び木村第三聯隊長を随へて太平山の南方に陣し、諸隊の駈引を見てありしが、目前既に兩副官を失ひ、尙且損害の我に及ばん事を察し、乃木少將に命ずるに速に西七里溝の敵壘を蹂躪せん事を以てす、少將乃ち河野十五聯隊長をして右敵壘の正面及び左翼に當らしめ、自ら豫備の第三大隊(第一聯隊の)を率ゐて其の右翼に出で、彼是相應じて最も猛烈に發射せしめたり、されども敵兵は尙ほ一步も退くの狀なきのみか、却て猖獗を極むるの有様なるより、勇猛慍悍の齊藤少佐(第十五聯隊附の第一大隊長)は大刀を振り翳して眞先きに進み、敵壘に肉薄して遮る敵を切墮し踏

倒し、火花を散して相戦ふ、續て粟屋第二大隊長、殿井第三大隊長、兩部下の兵を靡きて之に迫り、雨霰の如く小銃を打ちかけ火水になれど攻め立たり、此の時既に午下四時を報じ、第十五聯隊の或る一部隊の如きは殆ど全く彈藥を打ち盡して補充するの遑を得ず、空しく地物に身を托して敵彈を避くるの止むを得ざるに至りたり、乃木少將は此の有様を見るや、馬を驅て砲烟の間を潜り、今村第三大隊長(第一聯隊の)を呼んで曰く、第十五聯隊全力を注ぎて斯く敵壘を攻撃するも尙ほ未だ之を抜くと能はず、戦ひ甚だ困難なり、急ぎ伍間増加をなして之を援助すべしと、因て今村少佐は川上第十中隊長、廣中第十二中隊長に其手兵一中隊づゝを附し、西七里溝の正面及び背面に向はしむ、時に戦は更に一層激烈にして、敵味方の死傷最も多く、雪中に横はりたる死屍は累々として算を亂せり、廣中川上の兩大尉は銃丸のせり合ひをもどかしとや思ひけ

ん、叱咤一番共に手兵を麾きて一齊呐喊、敵の堅壘に突入す、此の勢ひに勵まされて第十五聯隊の諸部隊も同じく四方八方より亂入し、遂に之を蹂躪して一大哄聲を發したり、時に午下五時三十分にして、敵は遂に支へ得ず、しどろになりて白廟子及び姜家房の方に退却せしものゝ如し、此の西七里溝の敵壘は在來堅牢の土塙を以て胸壁に當て、所々に銃眼を穿ちて狙撃の備へに供し、且我が榴霰彈を防止する爲め高粱の莖を以て天井を造り、其の上に土塊を敷き瓦礫を駢べ、其の正面及び左右には大小の樹木を以て鹿柴を設け、實に純然たる臨時築城的の構造、防禦の上に於ては些の缺點なきものなりしと云ふ、又此の時まで右側老爺廟の前面に在りて牽勢の任に當りつゝありし隱岐大佐の一隊は、猛烈なる敵の砲彈を喫し、危険一方ならざりしも、將士皆な自若として善く進退掛引を爲し、即ち老爺廟、姜家房等より西七里溝に轉せんとする

優勢の敵を喰ひ止め、以て其の運動の自由を抑制したり、此の日の戦闘は右の如く長時間に亘りたるを以て、諸隊其の陣地を引揚げたるは、午下七時、即ち星光點々として雪路を照す頃なりき、夫より各宿營地に充つべき村落の評議に稍々時を移したりしが、彼も此れも其の距離遠く、近きは一里、遠きは二三里、且固より據るべき路とてもあらざれば、野道畦道縦横に脛を没する深雪の中を迷ひに迷ひて轉々旋回幾度か踏む同じ道、搗て加へて空腹と疲勞とに責められて、果ては踏み込みし足を雪の中より引抜く氣力も盡き、其の儘其處に倒れ臥すものさへあるに至れり、而して午前二時頃より午後十一時過まで凡そ二十時間許り雪中に足を埋めたるを以て、凍傷に罹りたるもの頗ぶる多く、現に第一聯隊のみにて三百九十餘人、但し此の内入院治療を要するものは五十餘名に過ぎず、第十五聯隊の如きは、尙ほ之より一層甚しか

りしと言へば、其の全軍に對する同患者の數は蓋し數千人の多きに達せしなるべしと云ふ、

更に我が左翼なる西旅團の運動を観察するに、少將は歩兵第二聯隊騎兵一小隊及び砲兵一大隊を率ゐ、曉を冒して破橋子の宿營を發したり、而して午前五時三十分頃砲兵は南太平山の敵に對して約三千米突の所に放列を布き、歩兵は冒邑屯に集合すれば、少將は松永聯隊長に命じ第一第二の二個大隊を率ゐて攻撃隊たらしめ、自ら第三大隊を率ゐて豫備隊となれり、是より先き太平山には敵兵前夜來篝火を點じ聲勢を示す、而して敵は其の我軍の爲めに恰好の目標を與ふるものたることを悟らず、我軍即ち篝火に向ひて砲撃を開始したるに、敵は小銃を以て南太平山村と太平山の高地より應戦せり、而して敵の砲聲を聞かず、是に於て前日來太平山の敵が砲四門を有するの説は全く虛妄なるを知れ

り、依て我歩兵は敵陣を距ること殆ど七百米突の所に前進したるに、敵は鹿柴を築きて之に據り、連發銃を以て猛烈なる射撃を行ひ、敢て退却するの色なし、我軍是に於て敵彈雨注の下を冒し、左翼を張りて敵の四五百米突の所迄前進し、軍歌を唱へつゝ急激なる突貫を以て敵陣に逼る、敵兵先を争ひて遁走す、我兵北ぐるを追ふて前進し、南太平山及び土城子は一舉して我軍の手に歸したり、乃ち我砲兵を麾て陣地を太平山に進ましめ、西七里溝の敵に對せしむ、其後更に砲兵一中隊を太平山の東端に分派し、陣地を布かしめたり、而して松永聯隊長の率うる歩兵を土城子に集め、豫備隊は南太平山村に集合せしめたり、午後一時騎兵を黃旗廠に放ち敵情を監視せしむ、午後二時に及ぶ頃敵の右翼一縱列となり、我左翼に向ひて逆襲し來るの形勢あり、我騎兵は隨意退却を爲しつゝ、藍旗廠に引上げたり、敵は塘窪附近に於て其進行を停止せり、此際

我騎兵と小衝突ありしも我兵は損傷なし、此の日敵軍は其平生に似ず、頑強の抵抗を試み我軍を苦ましめたるに、能く敵勢を挫折せしめたるは西旅團與りて力ありとす、

死傷 ○我が軍の戦死者は二十有九名にして、内に將校二名あり、負傷者は二百四十五名にして、内に將校五名、獸醫一名あり、今死傷將校及び獸醫の氏名を示せば左の如し、

戦死 歩兵大尉岩根常重、砲兵中尉西山龜吉、

負傷 歩兵中尉町野惟、同岡澤慶三郎、同板橋直虎、砲兵中尉森本瀧一、

歩兵少尉島田左武、三等獸醫莊司寧、

・清軍の死者は約そ二百名にして、負傷者は未詳なり、

○營口の占領

敵の來襲 ○我が軍の太平山附近に於て清軍を撃退するや、彼は復相進みて我が陣營に迫るの形勢曾て見えざりしが、翌三月四日に至り歩騎兵合せて約二千餘の敵兵は忽ち西七里講(太平山を距ると約三千五百米突)に現れ漸次南進し來れり、是に於て歩兵第一聯隊第三大隊長今村少佐は直ちに一隊の兵を率ゐ、太平山に陣して之を迎へ、而して宮原大尉は砲兵を率ゐて其の東端に在り、又歩兵第一聯隊長隱岐大佐は第一第二の二個大隊を率ゐて小平山に向へり、斯くて先づ我が砲兵火蓋を切て打出せば、敵は忽ち周章狼狽して老爺廟を過ぎ、陸續として老邊の方面に向ひて退却せり、此の行宋將軍及び孫大爺も老爺廟まで馬を進めたりとの事なるに、斯く脆く退却せるは不思議なりとて我が將士は之を怪むものありしが、後に思へば此の來襲は一時我の攻口を塞ぎ、其の間に於て田庄臺方面に落延びんとするの計策なると知られたり、

敵の退却及び我が軍の前進。左ればにや同夜以來(四日の夜)敵は營口の前面一帯の村落を引拂ひて營口に退却し、更に其の主力は田庄臺に退きて、營口には僅々二千餘人を止むるに過ぎざりき、是に於て乃木旅團は隱岐大佐に命じて直ちに運動を起さしめ、同大佐は部下の第一第二の二個大隊を率ゐて此の日の正午轟家堡子を發し、北小平山に進み此處に聯隊本部及び第一大隊を駐め、香川第二大隊長をして、老爺廟を占領せしめ、同處に同隊の宿營を設く、此の日師團長山地中將は西少將の第一旅團を率ゐて大石橋に進入せり、斯くて營口及び其前面一帯の敵狀は全く一變せしかば、山地中將は此の夜乃木、西の兩旅團に令を下し、愈々明六日を以て營口進撃の途に就く事に決し、一軍悉く篝火の影に征裝を整へ、午前五時を以て運動を始めたり、即ち山地中將は西少將の第二旅團及び獨立騎兵大隊を従へて大石橋を發し、金家屯孤山及び

老邊を経て後家油房(營口)を東方に距ること約二里に向ひ、乃木少將は左翼隊となり、部下の第一旅團を率ゐて孫家崗子を發し、姜家房に至りて戰鬪序列を作り、前唐家凹子、韓家凹子及び大平店を経て營口に向ふ、此の日左翼隊の前衛司令官は隱岐大佐にして、部下の第一第二大隊、工兵第一大隊の第一中隊、野戰砲兵第一聯隊の第一中隊を率ゐて先發す、此の日の進軍は往々敵の狀勢を察し、師團は後家油房に、乃木旅團は韓家學房邊に宿營し、翌七日の拂曉第一軍と相應じて總攻撃を試み、一舉營口を蹂躪するの計畫なり、然るに我が前衛の韓家學房に迫るや、敵は營口の西方より海岸砲を轉回して頻りに我軍に向ひて發射し、其の音轟々天地を動すの勢ひありと雖も、彈丸は空しく空を走れり、然れども市街の内外如何なる守備を設け、又如何なる計略を施して我を俟ちつゝあるや、測り知るべからず、是に於て隱岐大佐は韓家學房に隊伍

を止め、志岐中尉に一小隊の兵を附し斥候として營口東方面に向はしむ、同中尉の進むと約千五六百米突にして、端なく敵騎三名に遭ふ、然れども敵は我に向ひて一丸をだも放つと能はず、馬を驅て營口市街に通走すれば、志岐中尉は透さず尾撃して、一躍營口の東門内に突入せり、營口の陥落。我が左翼隊の前衛司令官、隱岐聯隊長は馬上に在りて志岐中尉の叱咤營口市街に突入するを見るや、前兵大隊竹中少佐及び前衛本隊香川少佐を率ゐ、一瀉千里の勢を以て、驀直進前忽ち營口東面の街衢に攻め入りたり、竹中大隊は先づ尖兵中隊長本郷大尉に命じて營口の諸門及び電信局の占領に當らしめ、殘餘の諸部隊は悉く東門前に開進し、火蓋を切て敵陣と相對せり、嗚呼敵は既に田庄臺に通ずる東門を塞がれたり、直ちに切て出るか、將た退て防戦するか、二者其の一を擇まざるべからず、而して敵は忽ち例の三十六計的運動を始めたり、即ち

敵は營口北側の中央より遼河の氷上を一直線に涉り、田庄臺の方向に退却せんとせり、竹中少佐此の有様を目撃するや、部下の第三第四中隊をして其の上流を渡り、逃げ行く敵に追ひすがりて一齊射撃を行はしむ、一回二回遂に數十回に及ぶ、其の距離約千米突乃至五百米突敵の死傷最も多し、而して西北面の河岸より遁走する敵兵益々多きを加へたりしかば、竹中大尉は更に進みて之を追撃せしも、流石は彼が得意の伎倆、其の逸走迅速にして、竟に之に追及すると能はず、恰も好し此時西端騎兵大尉の一中隊を率ゐて追ひ來る、に遭ふ、因て少佐は此の追撃を同大尉に譲り、尙ほ一層急追せしめたれども、竟に其の行方を沒了し、中途にして引揚げたり、

又前衛本隊香川第二大隊長(第一聯隊の)は營口の東門を距ると約五千米突の所に至り、隱岐聯隊より營口西海岸の砲臺を占領すべき命を受

けたり、乃ち此の日組織せし長堀中尉の選抜小隊を以て前衛とし、第七第八中隊及び工兵小隊を率ゐて營口の西方面に向ひ、川口第八中隊長を以て其の南方に在る兵營に當らしむ、然るに此の營内に在る清兵は既に逃走して一兵だもなし、故に我は一彈をも發せずして之を領せり、尋で北方の兵營に攻め寄せたりしに、固く門扉を閉したれば容易に打入ること叶はず、左れど勝に乗じたる我が勇將猛士は争でか是れ式の事に躊躇すべき、忽ち墻壁を躍りて營内に入り、門を開きて攻め込みたりしに、是亦既に蟬脱の殻只一個の火藥庫と、所々に脱ぎ捨てたる兵服の狼藉たるを見るのみ、因て選抜小隊は直ちに進みて、砲臺を距ると約八九百米突の所に進み、尙ほ一步を移して一個の小橋を渡り、凡そ五十米突許り進みたりしに、轟然二發の地雷火は爆裂し、憐むべし我が二人の兵士は粉な微塵となりて空中に飛散せり、尙ほ引續き一發其の傍ら

に爆發せしも、唯一人の輕傷者ありしのみなりき、
海岸砲臺の陥落 又五門の海岸砲は其の堅牢なる砲臺上より我が軍の頭上目がけて釣瓶打に打ち下せり、而して其の彈着は甚だ侮り難かりしかば、香川大隊は其の隊形を一線に轉じ、低地を利用して茲に停止せしめ、工兵隊をして其附近を踏査せしめたりしに、其の砲臺に到るの間及び兵營の前面に於て尙ほ無數の地雷火を埋没し、以て我兵を塵殺するの計略ある事を發見せり、因て齋藤工兵小隊長は手兵をして其の火藥庫附近に在りたる地雷線を切斷せしめ、以て我が進路の安全を與へたれども、香川大隊は急に之を攻撃するの不利なるを察し、午下五時半後方の一村落に集合せり、
隱岐聯隊長は第二大隊の第五、第六中隊を率ゐ軍旗と共に營口東門前に進み、姑く竹中大隊の追撃せる敗兵逃走の状を見て在しが、香川大隊

の手に屬したる西方海岸砲臺の攻撃甚だ困難なるべきを察し、自ら其の豫備の二個中隊と砲兵一中隊を率ゐ、第二大隊の戦闘地たる右の砲臺下に前進し、適宜の場所に放列を敷き一舉之を踏破するの準備を爲したれども、日は既に西山に暮き、本日を以て砲臺を攻撃するの無益なる事を察し、同大隊をして其夜營口海岸一帶の地を守備せしめたり、斯くて翌七日の拂曉香川大隊及ば砲兵中隊は勢ひ込で砲臺の下に迫り、関の聲を一齊に發したり、然れども寂々寥々些の物音だになし、此に於て一大呐喊其の中に突入すれば、静かなりしも道理なり、目に遮るものは螺旋を抜き棄てたる數個の「カチ」砲と山なせる彈藥のみにして、敵の隻影だになし、

西洋人の保護　營口は西洋人の所謂牛莊にして、開港場たるを以て多少の西洋人あり、而して我が軍の之を占領するや、野津第一軍司令官は

福島村木兩中佐を營口に遣し、英米領事に之を報し、且戰爭中危難に遭遇せし者なきやを慰問せしめたり、而して野津司令官は西洋人の保護に關し特に大本營に報告して曰く、

三月七日福島村木兩中佐を營口に遣し、英米領事に左の事を傳へしめたり、

營口は我が軍占領せり、市中の秩序を維持し、居留外國人を保護すべきに付各自安堵すべし、且又戰爭中危難に遭遇せしものなきやを慰問せり、之に對し皆大に其の厚意を謝し、在留外國人に傳へんとを約せり、

英米領事及び英米軍艦の艦長より日本軍營口を占領し、外國人は皆無事なりとの電報を公使及び艦隊の司令官等に發せんとを依頼せしに由り、直に之を承諾せり、

外國人は皆我が軍隊に好意を表し、萬事都合好し、居留地は三中隊を以て土人の侵入を防ぎ、嚴重の取締を爲せり、英米の軍艦も我が取締に依頼し頗る静隱なり、又牛莊には一人の宣教師あるのみなりしが、戦争の日直ちに保護を與へ恙なし、營口は第二軍第一師團にて占領せりと雖も、元來第一軍と協力して攻撃するの豫定にして、當時第一師團は第一軍司令官の指揮に屬せり、是れ野津第一軍司令官が右の如き處分を爲せし所以なり、

戦利品 營口に於ける我が軍の戦利品は左の如し、

- | | | | |
|------|--------|-----------|-----|
| 一大砲 | 四十五門 | 一兵帽 | 二百餘 |
| 一小銃 | 百八十挺 | 一南京米 | 五俵餘 |
| 一火藥 | 桶入五十八個 | 一軍艦(名は湄雲) | 一艘 |
| 一丸鉛彈 | 箱入十五個 | 一小蒸汽船 | 二艘 |
| 一兵服 | 五百餘着 | | |

○田庄臺の戦争

田庄臺の地勢 田庄臺は遼河の右岸に在り、營口より牛莊城に通ずる航路を扼し、營口の北方數里の地に位せる村落の大なるものにして、金州若くは復州の如く城廓を設けず、遼河は洋々として其の南を流れ、河幅は約六七百米突もありと雖も、胡北の嚴寒は一面に氷結せしめ、千軍萬馬歩して渉るべし、其の附近の地形は漠々たる平原にして、恰も練兵場の如く、唯々其の間に一千米突内外を隔て、村落散在せるのみ、河水の氷結せるは敵の爲めに利あらずと雖も、開豁地にして地物の利用すべきものなく、我が軍の不利は極めて大なれば、苟も防禦法にして其の宜きを得ば、豈に容易に陥落せんや、

遼河の偵察 田庄臺は遼河の右岸に在るを以て、之に據れる清軍を攻

撃せんと欲せば、遼河を渡らざるべからず、若し夫れ嚴寒に際せば千軍萬馬歩して氷上を渉るを得べしと雖も、今や既に三月を迎へ、胡北の寒氣も頗る和ぎたるを以て、其の結氷は果して渉るに堪ふるや否やは我が軍中の一疑問たり、是に於て第三師團長桂中將は牛莊城攻撃の前日に於て之が偵察を命じたり、而して此の偵察隊は三月四日牛莊城陥落の日を以て出發し、恙なく偵察をば遂げたりと雖も、歸路敵兵に圍まれ苦戦せり、余輩は左に兵頭砲兵少佐の報告を掲げて其の始末を示さんとす、

報告

三月三日小官は耿家庄に於て師團長閣下の命により、牛莊より蓋旗溝(堡か)小房身大房身を経て遼河を渡り、其右岸なる下口子迄野砲通過の目的を以て通路の偵察を爲べきの任務を受く、兒島參謀も同所

迄偵察として出張に付、同官と約するに翌日牛莊占領後直に出發すべきを以てし、又此偵察の實行を容易ならしむる爲め特に歩兵一箇大隊(大隊長鈴木少佐)騎兵一箇中隊(中隊長三浦大尉)を附せらる、三月四日我軍は正午十二時迄に全く牛莊を占領せり、午後三時小官及び兒島參謀は約の如く騎兵中隊と出發す、歩兵大隊は同時出發の筈なりしも、牛莊占領後、敗兵各家屋の圍壁に據りて我に危害を加へ、危険少からざるを以て、同大隊は之が搜索に従事し居りて同時出發すると能はず、併し大隊長鈴木少佐は縱令深夜に及ぶも可及的前進し、小房身附近に至り宿營の決心なりき、牛莊出發後騎兵中隊は敗兵を搜索しつゝ前進す、土民の言に依れば牛莊戦闘に於て敗れたる支那兵の大部は營口街道に退き、田庄臺の方向に退きしものなし、然れども大房身には若干の敵兵ありと、依て

三浦騎兵隊長は一層の戒心を加へ周密に搜索を行ひつゝ、行進す、四日午後十二時前小房身に着し、先づ大房身を搜索せしむ、敵兵なしと報ず、依て行進を續行す、其村端に到るや銃聲あり、敗兵の我一行に向ひて射撃せしなり、三浦騎兵隊長は若干騎を以て之を撃退せしむ、此間敗兵を捕へ敵狀を尋問する等茲に若干時を費したり、後更に行進を起し大弓灣に向ふ途中、敗兵の我一行に尾し來るあり、或は側方より不意に小銃を發するあり、危険言ふ可らず、我騎兵は悉く之を捕獲し一も殘すなし、斯の如く敗兵の我行路に出沒せし爲に行進大に遅緩し、五日午前三時卅分漸く最終の目的地たる遼河に着するを得たり、土民の言に依れば遼河の右岸なる下口子には敵の歩兵宿營すと、依て我騎兵は右岸に止め、小官及び見島參謀は遼河水上を通過し兩岸の景況を視察し、氷厚を検し、偵察の目的を達したるを以て、四時同

所を出發し、我歩兵大隊の宿營地に至り、報告書を認め遼騎に托せんと歩度を急げり、是より先き往路大弓灣に着するの前に於て、東方凡四五千米突を隔て、燎火を見る、衆曰く蓋し鈴木大隊の到着せしならんと、歸路に於ける行進隊形は後衛を置き、本隊と若干の距離を存し、三浦騎兵隊長見島參謀は本隊の先頭に、小官は本隊の後尾にありて行進したり、凡午前五時と思ふ頃前きに認めし燎火のある所に達せんとせしを以て、我一行のものは鈴木大隊の宿營地に着せしことと思へり、時に彼の燎火の周邊に集まる一隊喊聲を發す、我一行亦之に應ず、蓋し後方にある者は彼の鈴木大隊に歡聲を以て迎へられたることと思ひしならん、然るに間もなく敵が來た、拔け刀の呼號を聞く、這是容易ならざらざらと思ひ、小官は疾驅前方に進み村落内に至れば、既に敵の歩兵騎兵は我一行の周邊を圍み鬭争の眞最中なりき、既

にして我騎兵の後方より至りしものは又彼の敵を包まんとせしも、固より兵數寡少にして充分の戦闘力を有せず、意の如く彼を撃退すること能はず、却て彼れ敵兵我兵を見るや、數十人集り來りて取圍みたれば、唯各々刀を手にして彼れと闘ふのみ、然るに兵數を増加し、其歩兵は約三百餘の銃數を以て村の東北端より我を射撃し、又家屋の窓より小銃を亂發するのみならず、彼の騎兵も已に數十騎に増加せられ、闘争中なる彼我の間に飛び入りて我兵を害せんとせり、時に天尙暗く互に彼我を辨じ難かりしかば、一時其混雜は名狀すべからざるの景况なりしが、我兵の沈着剛毅なる、能く此間に在りて敵に當り、縦横に切り回りたれば、彼れを殺傷せしと無數なりしならん、而して此闘争若干分時の後、三浦騎兵隊長は重圍を突出せんため時機を失せず、襲撃の令を下せり、此令により我騎兵は一時に襲歩に移り、敵圍

を衝きて東方に進出せり、其勢の猛烈なるが爲め、又馬足に觸れ、或は刀尖に傷けられて死傷せし敵も數多ならん、此突撃の際、最も困難を感じたるは、積雪の深きと前方にある騎兵の爲めに殺傷せられたる清兵の屍躰の累々として退路に横はり、馬足を害せしこと是なり、我騎兵の若干及び武藤通譯官の落馬したるは、皆清兵屍躰の爲めに乗馬の躓きて轉倒せしものなり、既にして凡そ百米突許り疾驅突出したる後、集れの號令を耳にせり、此時我騎兵及小官に従隨せる宮崎軍曹集り居り、中山特務曹長は三浦中隊長の所在を尋ね、其安否を氣遣ひ、又各兵を收容して沈着事に従ふ可きを以てせり、咄嗟倉皇の際に於て能く此等の注意を出し、各兵をして一層の勇氣を出さしめたるは曹長の注意密なりと謂ふべし、願て敵方を望めば敵騎百餘再び我に向て襲來せんとする者の如く、間も無く呐喊行進を起し、若し我騎

兵をして此儘に置き、中隊長の所在を尋ねんとせば、徒に該兵の爲めに害を受けんのみ、特に我一行の任務は戦闘にあらずして、迅速に報告を爲すにあればと、乃ち小官は改めて騎兵隊長に代りて其周圍に散在せる我騎兵を集め、特務曹長に命じ敵襲を避くる爲め速歩行進を續行せしめ、敵影を見ざるに至りて、茲に一應人馬を検せしめしに士官以下二十九欠員せり、次で鈴木大隊の所在に至らんとせしも、其の附近地には炎々燎火の昇るあり、或は敵兵なるや計り難しと、依て可成之を避くるに如かずとし、乃ち北斗星に依りて進路を東方に取り、平野積雪の間を進行すると約二時間餘の後、始めて一寒村に達せり、道を村夫に問ひ午前七時三十分藍旗溝に着するを得たり、是に於て報告書を遞騎に托し、小官及騎兵の一隊は疲勞せる馬匹に水を與へ、午前九時頃牛莊に歸着し、直に師團司令部に出頭復命を爲たり、

見島參謀三浦中隊長等は敵圍を突出の後、鈴木大隊の所在に方向を取りしため、小官は一時相會するを得ず、安否如何を知るを得ざりしが、見島參謀は具さに敵狀偵察の後、五日午前九時過ぎ牛莊師團司令部に歸着し、次で三浦中隊長其他小隊長植野中尉、鍋島少尉、神戸獸醫及び二名の下士、十四名の兵卒も六日の午後に至りて悉く無事本隊に歸着せり、又武藤通譯官は現に敵圍突出の際落馬して數多の敵に圍繞せられ居るを目撃したり、或は生命を保ち難しと思ひしに、豈圖らん辛うじて敵圍を脱し、二日後師團に歸着するを得たり、我一行の敵圍を受け勇戦奮闘したる際、敵の死傷者は無慮百餘名に下らざるべしと信ず、而して我兵の最も幸福なりしは敵兵と鬭争の際、彼れ我馬を害するを知らずして、一に人のみを傷けんとしたるが故に、終始馬足安全なりしを得たり、敵の兵力は歩兵約五百人、馬隊約二百人

なり、此多數の兵を以て我少數の兵を圍み、一も殺傷し得ず、却て我少數兵の爲めに百餘人を殺さる、彼れが周章狼狽せしの狀以て見るべく、實に憫笑の至りに堪へざるなり、

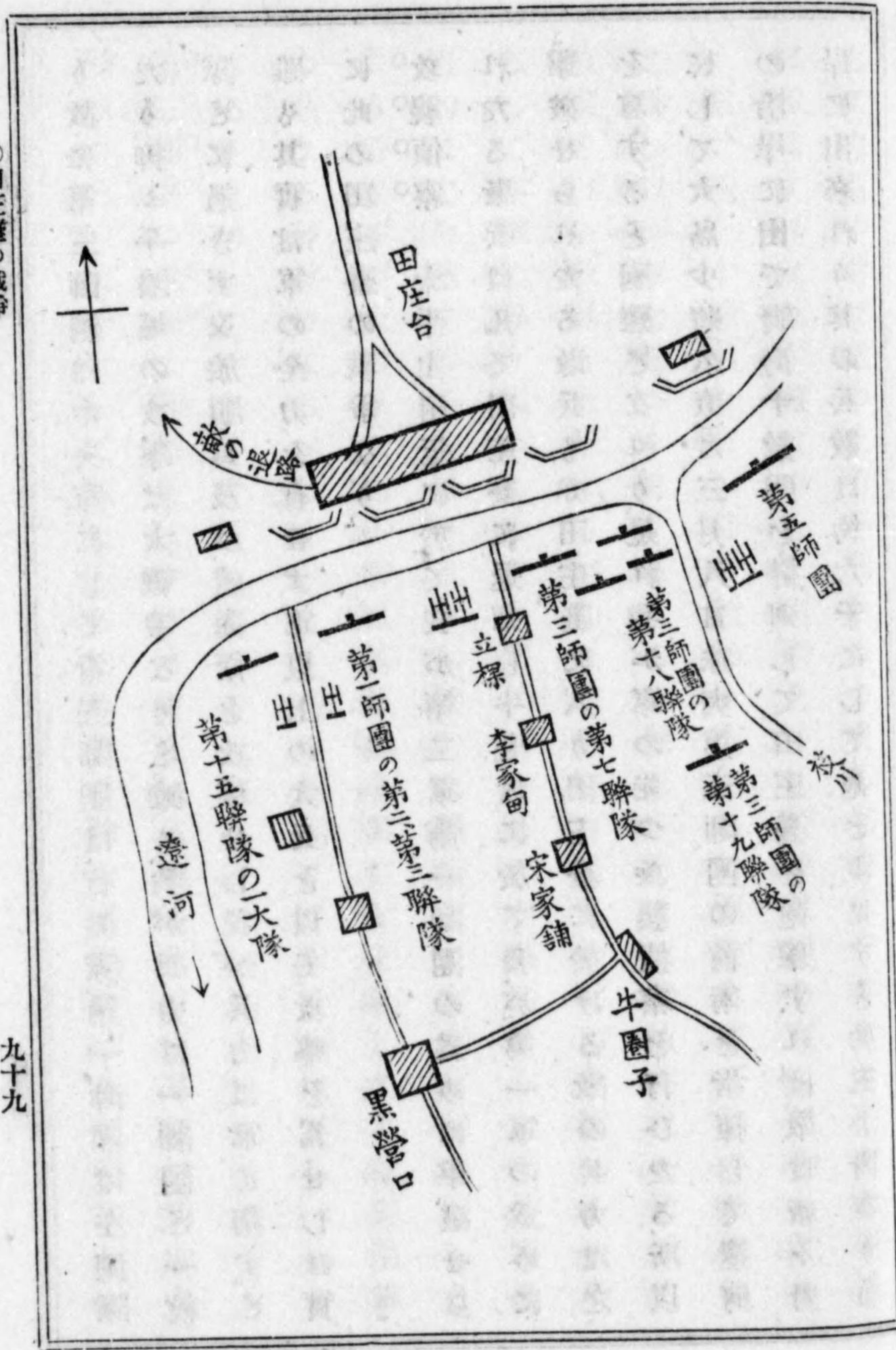
明治二十八年三月八日

野戰砲第三聯隊第二大隊長

陸軍砲兵少佐 兵頭雅譽

第三師團長桂太郎殿

我が軍の攻撃部署 第一軍司令官野津大將は三月八日強家勾に達し、第三師團長桂中將より呈出せる攻襲偵察の報告に據りて田庄臺攻撃の一般方略を決定し、翌九日午前七時を期し、第三師團は砲五十餘門を以て其正面より向ひ、第五師團は賞軍臺より敵の退路に出で、第一師團は西南より敵の右側面に迫り、三面同時に運動を開始すべしと命じた



○田庄臺の戦争

り、故に第三師團は中央隊にして、第五師團は右側隊、第一師團は左側隊たり、抑々平壤城の攻撃は大戦争なりと雖も、我が兵力は一師團と一枝隊とに過ぎず、又旅順口及び威海衛を攻撃せし我が兵力は軍と稱すと雖も、其實は軍の全力を有せず、軍以上の大兵を以て攻撃を爲せしは實に此の田庄臺の戦争なり、

攻襲偵察 太平山附近に於て我が第二軍第一師團の爲めに撃破せられたる敗兵は凡て田庄臺に退却し、牛莊城に於て我が第一軍の爲めに撃破せられたる敗兵も亦田庄臺に入り、田庄臺に於ける敵の兵力は之を算すると困難となれり、是れ我が軍の先づ攻襲偵察を行ひたる所以にして、大島少將(久直)は三月八日昧爽第三師團の前衛を指揮して遼河の沿岸に出で、野砲十數門を排列して田庄臺を砲撃すれば、敵は續々對岸に出來れり、其の兵數は約六千にして、砲を現はすと約三十門なり、而

して大島少將は敵の兵力を認むるや直ちに引揚げ、其の景況を師團長に報告すれば、桂中將は直ちに判断を下し野津軍司令官に報告して曰く、敵は砲三十餘門を有し、其の數約一萬にして、遼河を以て其の防禦線と爲し、我が軍を迎へんとするものゝ如しと、抑々攻襲偵察は一に威力偵察と曰ひ、敵軍を攻撃するが如き狀を裝ひて其の兵力を試むるものにして、本戦に移り易きものなり、然れども若し本戦に移らん乎、偵察の目的は之を達すると能はざるべし、故に攻襲偵察は古來兵家の難しとする所なるが、此の日大島少將は首尾能く其目的を達したり、畢竟清軍の愚なるが爲めなるべしと雖も、少將の伎倆は天晴と謂はざるべからざるとなり、

第三師團の攻撃 師團長桂中將は牛莊城占領の翌日(三月五日)第十九聯隊の第一大隊をして城を守らしめ、其の餘の諸隊を率ゐて進發し、大

島少將は前衛司今官と爲りて、三好聯隊の二大隊と砲兵とを引率し、本隊は大迫少將の率うる佐藤聯隊(佐藤大佐は負傷の爲め門司少佐代理し、後ち中佐渡邊章氏聯隊長に任せられたり)と柴野砲兵聯隊とを以て之に充て、而して此行も第三師團の進路は第五師團の右方に當れるを以て左側は別に枝隊を置かず、唯々右側枝隊を設け、三好聯隊の鈴木大隊之に當り、遼河の沿岸を南進して師團の右側を掩護せり、而して獨立騎兵大隊の先發して營口及田庄臺方向を搜索すると耿庄子より牛莊に向ひし時の如し、斯くて牛莊城を出發したるは此日の正午過にして、藍旗堡に至り少憩して復た行進を始め、薄暮各隊藍旗溝に着し、翌六日本隊は給南府に前衛は白草凹に宿營し、七日は牛圈子及び其の前村に、八日は前衛の三好聯隊は宿營地を發して遼河の沿岸に行進し、本隊たる佐藤聯隊は牛圈子の西に整列して行進せず、而して翌九日は田庄臺

攻撃の當日たるを以て、未明より前衛も本隊も本道より遼河の東岸に行進せり、即ち前衛の三好聯隊は鈴木大隊と共に本道の右側より散兵の儘に前進し、粟飯原聯隊の藤本大隊は左側より縦隊の儘拉探の前村に進み、本道並に左右側より前進せる砲兵も亦前村に據る、三好聯隊より更に右側に當りて獨立騎兵大隊の斜に前進し行くは右側を前進する第五師團と連絡を取る爲なるべし、藤本大隊より遙に左側に當りては第一師團の二箇聯隊ありて前進す、此日の軍略は既に記したるが如く、我第一軍の二箇師團と第一師團と協力して三道より共に田庄臺を攻撃するにあり、而して第三師團は其の中央の位置にあり、午前八時に至れば拉探の前村に集れる我砲歩兵は敵の觀望に觸れしか、飛び來る砲彈數ふ可らず、而して村の北端に放列を敷きたる山砲中隊、其右側に於ける臼砲七門、又其右側の野砲中隊は先づ應砲し、又此曉三時半を期

し第一師團西旅團に屬したる砲兵第三聯隊の山砲中隊も其左側に來り會して發砲す、加之本隊に分屬したる第二中隊の野砲、其他の山砲、第一師團の野砲も亦皆集合して、一時此原頭にある我砲は九十一門の多きに及べり、而して山砲曰砲は、柴野砲兵大佐之を監し、黒田砲兵少將は山野砲の總監督を爲せり、此日敵は前日偵察の砲を悉く現さずして、僅に廿門許を現したるに過ぎず、然るに我は斯く多數の砲を以て攻撃せしかば、須臾にして敵砲は衰へたり、而して我が各砲は愈々射撃を急にせり、元來同數の砲を與へて戦争せしむるも、味方の砲兵は彼に對して倍數の射撃をも行ひ得る熟練あるに、彼は今回四分の一にも足らざる砲門を使用するのみ、争でか我砲に敵すべき、終に全く沈黙の最後を遂げたり、是に於て敵は對岸に櫛比せる家屋に依り沿ひ、下流より上流の方向に敗走し、陰れる天氣の下にも微に其形を辨じ得べく、且つ竿に捲

きたる、紅白の大旗さへ我軍の眼に映じたりしかば、一號令の下に我が中隊の山砲は急射に射撃せり、榴霰彈は確に之に命中したり、榴霰彈は籠められぬ、中る丸に算を亂して逃げ走る敵兵の狼狽は笑止にも亦た小氣味よし、續て急ぎ來れる野砲、亦之を目標として急射をなす、而して斯くと見たる第七聯隊及第十九聯隊の三箇大隊は散兵線を張て各々小銃を片手に横へ、蕪地に進み行くと約一千米突、遼河の東岸に小堤あり、之に據りて靜肅に沈毅に射撃を開始せり、敵は例の連發銃を以て無法にも亂射し、味方は機を見て例の得意の一齊射撃を爲せり、之に依りて、北走の敗兵は散々に打なされて、早くも眼中に其影を失へり、残れるは西岸の防禦工事に據れる敵兵の應射なり、我が砲は既に目標の敗兵を失ひたれば、榴霰彈は榴彈に復して敵の防禦工事を射撃せり、砲彈防禦工事を破壊し、銃彈身邊に雨注するより敵は稍怯める色あり、最も右側

に當りたる鈴木大隊は之を機として小堤を跳越え吶喊して突貫す、左側の藤本大隊も我後れじと突貫す、河の廣約六七百米突、雪の吹寄せ氷上に凝りて巖石の如きを且避け且踰え、逸散に對岸へ押寄せたり、而して我が軍は直ちに田庄臺を占領したりと雖も、敵は尙ほ家屋に潜伏せるものありしかば、我が軍は火を放ちて之を焼燬し、斯くて戦闘全く終れば、前夜の舍營地たる牛圈子に歸れり、
第五師團の攻撃 第五師團も亦三月五日を以て牛莊城を出發し、同八日青堆子附近に到達して戦闘露營せり、翌九日歩兵第廿二聯隊は師團の前衛たり、警戒行軍を以て遼河の左岸に至りしに、此の時已に第一師團及び第三師團の方面に於て砲戦は開始せられたり、彼我百餘門の火砲同時に射撃を交へたるを以て、萬條の閃電兩岸に起り、百千の霹靂煙下に轟き、乾坤一時に震動して河神も亦た驚殺せらるべし、已にして奥

中將は其先頭に來り、馬を下りて敵方を熟視するもの數刻、忽ち令を下して曰く、歩兵第廿二聯隊は河の上流を渡りて敵の左側面を衝き、其退路に迫れ、野砲及び山砲は臺の東端に位置して敵を砲撃すべしと、各隊は皆一令の下に起り、間もなく野砲は其第一砲車をして發射せしめたり、是れより此方面にも亦た砲戦を見るに至れり、敵は殊勝にも應戦を試みたり、其の初めは遠く我が放列の後方千米突内外の地點に敵彈の破裂するを見たりしが、後には近く我が砲車の近傍に飛び來りたり、之が爲めに傷を負ふもの砲卒數名、我が歩兵は此の間に前進砲戦せり、歩兵第廿二聯隊之が第一線たり、我が第一線は敵と數回の射撃を交へたれども、此時敵は已に色めきたり、敵は我が第三師團の聚注せし曳火彈の爲めに頗る惱めり、剩へ第一師團の其側面を衝くあり、若し更に其退路を奪はれんか、遂に牛莊城の二の舞を演ずるの外なければな

り、怯心茲に生じ、早く已に退却を企てたり、我が第一線は退路を奪はんと欲して之を急追せり、山砲も亦其放列を進めたり、遼河の廣きも水上歩して渡るべし、水上散兵線の躍進遠く之を望めば長蛇の如く蜿蜒として河上を掩ふ、援隊も亦機に投じて進めり、大島少將は馬上歎じて曰く、遂に復た快戦すること能はざるかと、當日大島旅團(第九旅團)の兵其一半は援隊たり、他の一半は豫備隊及び砲の護衛たり、少將の喟然たるもの之れが爲めのみ、歩兵第二十二聯隊は時に一齊射撃を行ひ、時に緩慢射撃を以てし、以て敵の退路に向ふ、然れども彼は實に逃跑に長けたり、我の進む未だ十歩ならざるに、彼は已に百歩を退き、其逃ぐるや實に麋鹿よりも速かなり、斯て我が第一線は遂に敵の退路を奪へり、敵其逃ぐる所を知らず、途もなき雪中を跋み脱け、海岸さして逃げ去りたり、蓋し錦州城へ落延びんとするものなるべし、當日の戦闘たる第五師團の

方面に於ては案外に激烈ならず、随ひて又我が死傷者も甚だ少し、而して戦終るや諸隊は皆田庄臺を引上げて遼河の左岸に退き、前夜の舍營地に投ぜり、

第一師團の攻撃 第一師團長山地中將は其の兵を部署し、歩兵第三旅團に第三師團の山砲一中隊を付し、西少將をして之を率ゐ、午前三時大房身を發し、黒英臺を経て其西方に於て遼河を渡り、河に沿ふて西北に進み、田庄臺の西南に出で、以て敵の退路に迫らしむ、砲兵聯隊は午前三時半大房身を發し、黒英臺を経て擺渡口の南方に至り、田庄臺に對し布陣せしむ、而して中將は歩兵第十五聯隊及び工兵大隊を率ゐ、砲兵聯隊に次ぎて大房身を發し、砲兵陣地の左翼後に至る、騎兵大隊は夜十二時双井子を發し、西少將の進路に進み、其左翼後にありて警戒せり、第五師團は未明遼河を渡り、正面の攻撃に相應じて敵の退路に迫り、西旅團と

連絡して全く田庄臺を包圍し、一兵をも遁さざるの計畫をなし、西旅團は遼河を斜に横ぎり、氷上を踏むこと殆ど三十分、七時頃に至り田庄臺の西南一里許の地に達したるに、天漸く明け物景稍や認む可きに至りしも、敵營は寂として聲なし、思らく敵軍其勝つ可らざるを知り既に退却したるならんと、七時三十分に至る頃遙かに東北方に當り砲聲を聞く、時に濃霧四際に起りて彼我を辨ず可らず、其砲聲の同方面に聞ゆるを以て我砲兵の搜射せるものと信じ、漸く進みて八時頃田庄臺を去る約三千米突の地に達し、岸に激烈なる砲聲を聞き始めて先きの砲聲は敵の發射せしものにして、今我砲兵の之と開戦せしを知る、砲戦二三分敵兵如何で我多數の砲撃に拮抗し得可き、忽ち退きて田庄臺の西方に逃ぐ、此時歩兵第三聯隊は既に田庄臺の西方千米突の地にある一部落に達しければ、直ちに兵を展開して敗兵を猛射し、旅團に屬せし砲兵

中隊も直ちに放列を布きて砲撃を始む、敵亦田庄臺の西方村端に砲數門を備へて之に應射したれば、歩兵第三聯隊は臺の後方より遠く双臺子に通ずる道路に迫る、九時頃正面の砲撃に堪へ得ずして遁走せんとせる敵兵は西方に迂回したる第二聯隊の射撃に遇ひ、退路なきに苦み僅かの間隙を得て南方に逸走せしを、少將豫備隊より二箇中隊を出して之を遮らしむ、敵兵已を得ず、其方向を西轉して遠く進みたるに、三聯隊と豫備隊との間を逃れ出づ、豫備隊よりは更に一部隊を出し、第二聯隊の一部も其方向を轉じて共に逃れ去る敵兵を射撃す、唯惜むらくは豫備隊と二聯隊の部隊とは敵を其中間に挟みて對射すること故、味方を害せんことを恐れて十分の射撃を行ふこと能はざりき、又師團が豫期の如く敵軍の左側背に出づるの運動稍々遅延したる爲め、西旅團と第五師團の間に間隙を生じ、約五千の敵をして此間より逃走せしめ、前

記の第二聯隊と豫備隊との間を逃れ西北に落ち延びしもの約一千、遼河に沿ひ南方に逃れたるもの約四五百ありしと云ふ、是に於てか歩兵第二聯隊の一部は直ちに市街に進入して殘兵を盡し、次で第三師團も亦東面より市街に入り、第一師團の總豫備たりし歩兵第十五聯隊も亦砲兵陣地の左翼より遼河を渡り、田庄臺の南方に迫る、午前十時を過ぐる頃全く田庄臺を占領し、芽出度旭旗を臺上に翻したり、而して第一師團も亦田庄臺を引揚げ、前夜の舍營地に歸れり、田庄臺灰燼に歸す。我が軍の田庄臺に進入するや、敵は先を争ふて逃出したりと雖も、留りて家屋に據れるものも少からざりしが、我が軍は牛莊城に於けるが如く市街戦を爲さず、直ちに火を八方に放ちて焼立てたり、是れ家屋に據れる敵を苦め、且將來敵軍の來りて之に據ると能はざらしむる爲にして、家屋一千餘河船三百餘艘を燒燬して翌十日の

午後に至り始めて烟を收めたりと云ふ、死傷及び戦利品。我が軍の死傷は第三師團に四十七名、第五師團に十九名、第一師團に三十名あり、敵の死傷は詳ならずと雖も、確に二千餘名ありしと云ふ、又戦利品中大砲六門、小銃六千挺、小銃彈三萬四千發、及び砲彈四百は兵彘に罹れり、然れども實際は少なくも之に倍すべしと云ふ、而して押收せしもの大砲十二門、小銃若干あり、勅語令旨及び奉答。清軍の第一回海城來襲より此の田庄臺の戦争までは凡て連絡せるものにして、特に第一軍及び第二軍第一師團が齊しく前進をなせし以來の運動は、此の田庄臺の占領を以て終局を告ぐるものたり、左ればにや田庄臺占領の捷報大本營に達するや、我が天皇陛下は勅語を賜はりたり、即ち左の如し、

第一軍への勅語

其軍海城を占領せし以來能く互寒に堪へ、屢々敵の來襲を撃退し、今又進で鞍山站、牛莊地方に轉戦し、終に第二軍の一部と共に營口地方則ち盛京省重要の地點を略取す、殊に牛莊に於ては激烈なる市街戦を以て大に敵の兵力を挫折せり、朕深く之を嘉尙す、

第二軍への勅語

其軍の一部曩に蓋平を占領せし以來能く互寒に堪へ、來襲の敵を撃退し、今又鞍山站、牛莊地方に轉戦する第一軍をして後顧の患なからしめ、終に之と協力して營口地方則ち盛京省重要の地點を略取す、朕深く之を嘉尙す、
又皇后陛下は左の通り御沙汰あらせられたり、
皇后陛下より左の令詞を賜はりたり、依て傳達す、
我第一軍牛莊を占領したる趣、皇后陛下聞食召され頗る御満悦將

校下士卒の忠勇なるを深く御感賞の旨御沙汰あらせられたり、

三月十日

參謀總長

野津第一軍司令官宛

皇后陛下より左の令詞を賜はりたり、依て傳達す、
我第二軍の一部營口を占領したる趣、皇后陛下聞食召され頗る御満悦、將校下士卒の忠勇なるを深く御感賞の旨御沙汰あらせられたり、

三月十日

參謀總長

大山第二軍司令官宛

左の勅語及び令旨に對し野津第一軍司令官及び大山第二軍司令官は左の通り奉答せり、

野津第一軍司令官の勅語奉答文

爾來數月敵地に介在し、沍寒に堪へ、屢々敵の來襲を撃退し、今又た出でて鞍山站、牛莊、營口地方の敵兵を掃蕩するを得たるは、實に陛下覆載之恩と皇威聖徳の致す所にして、固より臣等の力に非らず、今や至仁優渥なる聖諭を賜ふ、洵に恐懼の至に堪へず、唯々前途益々奮勵して愈々皇猷に副はんことを期す、謹で奉答す、

大山第二軍司令官の勅語奉答文

第二軍の一部曩に蓋平を占領せし以來、能く來襲の敵を撃退し、又鞍山站、牛莊地方に轉戦せる第一軍をして後顧の憂無からしめ、終に之と協力して營口地方を略取するを得たる者一に陛下の御威徳に因る、臣等勅命を奉じて敵國に入りしより以來、陛下屢々優渥の聖詔を垂れ給ひ、今又た特に之を嘉尚し給ふ、臣等益々感銘に堪へず、謹で奉答す、

令旨に對する第一軍司令官の奉答文

皇后陛下我軍牛莊を占領したるを聞召され、特に優渥なる令旨を賜ふ、臣等一同感激の至に堪へず、益々奮勵前途の成功を期せんとす、

令旨に對する第二軍司令官の奉答文

臣等勅命を奉じて敵國に入りしより以來、陛下屢々優渥なる令旨を垂れ給ひ、今又た我第二軍の一部營口を占領したるを聞召され、將校下士卒の忠勇なるを嘉賞し給ふ、臣等益々感銘に堪へず、謹で奉答す、

宋慶の末路 宋慶は清將中の尤物なり、而して太平山營口より退却して田庄臺に在りしは疑ふべからず、彼果して如何せし乎、第三師團の斥候隊が捕へたる一支那人は從來宋慶に隨ひて炊事の役に奔走せしもの、由にて、宋の現状を語る最も詳かなり、彼れ曰く、宋大人は容貌魁偉

眼光炯々として白髯胸に垂れ一見直ちに其の良將たる事を謙認するに足る、然れども年紀既に七十有六、筋骨漸く緩みて又昔日の勇氣なし、現に武裝を整へて馬に乗り馬を下る時の如き、二三の従者右に援け左に擁して之が救護を爲す、殊に軍敗れて歸り來る時の如き氣息喘々として、且涕涙の滴るを見る、現に一月十日蓋平城を失ひたる罪を以て二品頂戴の位階を褫はるゝや、大人類りに歎息し、又熱涙を揮ひて曰く、我れ再び關東半島の土壤を回復せざれば、生て山海關を踰ゆる能はず、然れども倭軍は其の勢ひ日に旺にして、我が軍は其の勢ひ日に蹙む、殊に常備の兵は一戦毎に遁竄して、新募の兵は招けども來らず、是れ我の大利とする所なり、故に此上尙ほ營口を取られ、田庄臺を抜かるゝに至らんか、是れ余が運命の盡くる時期にして、到底倭軍の銳鋒を挫くに由なし、去りて未だ戰場に屍を擧すの時に非ざれば、余は止むなく殘

兵を收容して西蒙古に落ち、以て機の到るを待つの外なし云々、蓋し清軍の運命は其の決する既に久しと雖も、營口附近の連敗は實に宋慶運命の盡きたるなり、然るに彼は尙ほ蒙古に落延びんとす、其堪忍は去るとながら、余輩は彼の死期を知らざるを憐まざるべからず、夫れ彼にして不死の藥を求めて恢復を待つも、未來永劫豈に其の機あらんや、

○參謀總長の交迭、征清大總督及び占領地

總督の任命、英船益生號の捕獲事件

參謀總長熾仁親王殿下薨す。大本營に在りて帷幄の機密に參與し、帝國陸海軍の大作戦を計畫するは參謀總長の任なり、而して此の大任を負ひて日夜勵精以て帷幄の機密に參與し、千古未曾有なる我が征清軍の大作戦を計畫し玉ひたる有栖川宮熾仁親王殿下は、本年一月廿四日

疾を以て薨去あらせられたり、主治醫より差出したる殿下御發病以來の病床記事概要は左の如し、

明治二十七年九月より廣島に滞在し給へり、十二月初旬より御腹鳴御下利ありしも、一日二三行より多からず、御腹痛なく御食氣宜しく其他に御異常の感なきを以て、常食して御出仕も亦常の如くし給ひしと云ふ、御下利三日に亘らせらるゝも尙ほ止まざるを以て、第四日にして始て醫治を乞ひ給へり、此日御脈七十二至御體温常度を超えず、御頭痛なく夜眠常の如く、御食欲亦佳良なりと雖も、御舌苔白黄色にして厚く、一晝夜三行の御下利あらせらる、但し裏急後重の感なし、第五日に至り諸症御輕快、第六日に至り御下利止む、第八日に至り殆ど御全治、第九日より御出仕あらせられたり、

第十一日御出仕中惡寒して御頭痛ありしも、緊要の會議ありたるを

以て日暮に至りて漸く御歸館あらせられたり、此夜御發熱の感あらせられたりと云ふ、之を御發熱第一日とす其翌日より御下利再行、御舌苔あるも御食欲常の如くにして、脾臟腫大を認めず、第三日乃至第五日迄は少しく御下利の傾ありしも、御頭痛惡寒共にあらせられざりしが、第六日より御體温追日昇騰し、第十一日に至り三十九度六分を最高點とし、是より漸々減じて第二週日に至り、三十七度九分以下降せり、此間御脈六十八乃至八十至にして、心音に御異常なく、肺及肋膜等亦御變化なし、但し御下利の傾は第八日に至りて止み、爾後大抵毎日一回軟便通あり、御舌に薄苔あるも御食器は害せられず、脾臟腫大發疹等著からず、盲腸部等にも亦著しき御變常なく、檢尿にも御異常を認めず、

御發熱後第三週の週間は御常溫御平脈にして、御食機漸々復良し給

ひ、毎日一回軟便通あらせられ、神氣御爽快にして、第三週の終り日には事故ありて御病瘳を拂はせられ、常位に復し給ひしも、尙ほ御安靜を主とし給へり、抑々過日の御發熱は大抵毎日五時間許の御發作にして、格別の御疲勞を遺すことなしと雖も、唯御血色は未だ以て御平常に復し給はず、加之廣島には一種固有の熱性病ありて、遂に御休養の地にあらざるを以て、第四週の第一日に廣島の御旅館より馬車に駕して徐々に停車場に成らせられ、兼て汽車内に特に設けたる寢床に移らせられ、醫常に陪侍して注意し奉り、午後七時二十分兵庫縣舞子御別邸へ安着し給へり、

第四週の第二日此日の曉に御實妹井伊伯爵夫人卒中症を發して危篤の電報を聞かせられ、痛く哀悼し給へり、此日御食機御兩便共に御尋常にして、只々薄き御舌苔あるのみ、其の他に御異状なしと雖も、夕

刻御體温三十七度八分御脈七十八至なるを以て、直に醫の勸に因りて尋に就かせられたり、之を御再發の第一日とす、

第二日より御熱度漸々昇騰し、第三日最高四十度に達して、稽留性と爲り、御脈七十六乃至八十六至の間に在りて、比較的遲脈なるを以て、心臟筋肉炎の徵候ならざるやを恐れ、一層脈性に注意せり、然れども此際強實正調なりしが、第四日より結代せり、此日より御舌に少しく振顫あり、脾臟は御腹滿のため腫大せるや否を判定する能はず、又二三點の發疹に疑はしきものを見る、御胸背にカタル症状なし、第五日午後自然に御發汗あり、御熱三十八度三分に下降せしも、忽にして再び四十度に昇騰せり、此日御脈七十八乃至八十八至の間に在り、結代依然たるも尙ほ脈力強し、第六日乃至第八日の間は御熱三十八度一分乃至三十九度五分の間に在りて、朝高夕低の反常型を呈し、御脈

七十八乃至九十六至にして強實、肺動脈第二音亦確實なり、御精神恍惚の状を呈するも、脾臓腫大發疹等著からざりしが、後には肺動脈二音に噪鳴を帯びて、心臓の力稍々減弱するを兆し、御脈浮大なり、著しき發疹あり、御譫語重聽、四肢振顫あらせられ、第九日より第十一日間は御熱三十七度六分乃至三十九度七分、御脈八十六乃至百零三至にして、結代止みたれども御脈力少しく減弱し、御呼吸二十六乃至三十五となり、時々軽度の御咳嗽咯痰ありて、左胸右背に大水泡音を聽取す、御腦症益々進み、終日半睡半醒にして、時として幻視あらせられ、第十一日の夜より甚しく御腹滿増加す、但し肝臓濁音は確に存在せり、時々吃逆を發せられ、第十二日御熱三十八度一分乃至四十度、御脈百零二乃至百三十二至、御呼吸二十八乃至六十回、心臓及脈膊共に其力を減弱し、御呼吸淺且つ數と爲り、御腦症大に進み、兩便失禁す、第十三

日前日來の諸症凡て増悪し、四肢厥冷して爪甲及口唇に紫色を呈し、午前七時半より昏睡に陥らせられ、午後二時に至りては御熱四十度、御脈百四十至、撓骨動脈は己に觸知する能はず、御呼吸六十五回にして喉頭喘鳴あり、午後三時遂に心臓麻痺に因りて薨せらる、前記の諸症狀を以て之を觀るときは、初め御下利を發せられし以來、第十一日より軽度の腸室扶私に罹らせられしも、第二週にして御解熱、第三週は無熱に經過し給ひ、第四週の第二日に至り甚しき精神の御感動あらせられし等、亦一誘因と爲りて再發し給へるものにして御初發は軽度に經過せられしと雖も、御再發は尋常再發室扶私に反し御病勢頗る猛烈にして、且つ御老體殊に脂肪富多にあらせられ、加之夏季以來國事多端非常に御精神を勞し給ひしを以て、縱令平素御強健の素質にあらせらるゝも、御腦症並に心臓麻痺の恐あることを

深く懸念し奉りしに、御再發の第四日より御脈は結代を始め、第七日より御腦症加はり、遂に第十三日にして此御不幸に陥らせらるゝに至れるものなり、

蓋し殿下の疾を得玉ひたるは、昨年以來國家多事にして、非常に御精神を勞し玉ひたると、風土の相異なる地方(即ち廣島)に久く御滞在おらせられたるとの結果に外ならざるべし、而して前記の御容體書に據れば、殿下の得玉ひたる疾は輕症腸室扶斯にして、其の經過極めて宜しく、一定の時日即ち三週間を経て一旦御恢復おらせられしが、第四週の第一日を以て廣島より舞子へ御移轉おらせられたるに、翌日の夕より同症再發して終に薨去おらせられたるなり、殿下の此の不幸に陥みらせられたるものは一に天命にして、人力の得て如何ともすへからざる所なるべしと雖も、余輩は腸室扶斯病に於て身軀動搖の最も恐るべきとを

信じ、深く之を遺憾に思はずんはあらざるなり、嗚呼悲夫、
哀悼の詔 政府は勅令第十一號を以て參謀總長熾仁親王殿下薨去に付特に國葬を行ふ旨を公布し、之に依りて國葬費二萬圓の協賛を帝國議會に要求し、議會は兩院共に全會一致を以て之を可決し、越て一月廿九日殿下を城北豊島岡に國葬し奉れり、而して前日我か天皇陛下は勅使を殿下の邸に差遣はされ、詔書及び白地錦一卷及び神饌七臺を賜はれり、其の詔書は左の如し、

卿懿親の躬を以て夙に維新の宏圖を翊け、文武の資を抱て克く中興の鴻業を輔く、積徳盛望内外重を歸し、偉勳丕績古今觀る希なり、洵に是宗室の羽翼、實に國家の棟梁たり、今や隣邦譽を啓き六師征て討す、卿職軍機を掌り、日に帷幄に參し、籌畫愆りなく、贊襄功あり、惜むらくは全局を收むるに至らず、中道にして長逝す、曷そ痛悼に勝へん、茲に

式部長從二位勳二等侯爵鍋島直大を遣して賻弔せしむ、大なる哉勅語入りては則ち相出でては則ち將となりて、維新の元勳國家の柱石たる殿下の勳蹟を能く數語にして顯せり、殿下の宏業偉蹟に關し復た何そ余輩の贅語を要せんや、殿下の御履歴は載せて其の墓誌銘に在り、即ち左の如し、

故參謀總長兼神宮祭主陸軍大將大勳位功二級熾仁親王墓誌銘

親王諱熾仁、一品熾仁親王第一子、母妃藤原廣子、以天保六年二月十九日生、嘉永二年爲親王、任太宰帥、叙三品、文久二年、孝明天皇憂海防廢弛、問策、親王奏對稱旨、明年有事於賀茂兩社、清水社、使親王先往視事焉、元治元年、爲國事掛、是時國家多故、物情騷然、親王爲幕府所忌、免職屏居、既而事釋、召參朝政、慶應三年十月、復爲國事掛、是歲天皇崩、今上登極、明年、改元明治、會東軍抗命、二月爲征東大總督、授錦旗節刀、於是率衆東下、

數月平賊、多賜金帛、明年春、以功賜世祿千二百石、七月辭太宰帥、三年四月、任兵部卿、明年罷、是歲諸侯納封土、以福岡藩內訌難治、故用親王爲藩知事、衆心悅服、明年賞功、賜直垂一領、黃金五萬匹、八年七月、任議官、十二月叙勳一等、九年三月任副議長、尋陞爲議長、兼議定官、十年一月從幸於京都及大和、二月西南之亂、親王爲征討總督、六師奮戰、賊勢漸挫、遣東久世侍從長西鄉中將等、就褒其畫策得宜、又遣侍臣侍醫、賜酒饌藥劑、及事平勅賞其功、十月拜陸軍大將、兼議長及議定官如故、十一月授大勳位菊花大綬章、十三年二月任左大臣、兼議定官如故、十四年從幸於東北諸州、攝行參謀本部事、及還慰勞賜金、十五年露帝即位、使親王代往賀之、因巡遊歐米諸國、踰歲而還、十八年罷左大臣、兼任參謀本部長、十九年九月補近衛都督、二十一年兼任參軍、二十二年兼任參謀總長、二十四年十二月兼任神宮祭主、明年補特別大演習觀兵式總指揮官、二十七年夏朝鮮亂、

遣兵護我吏民在彼地者、清國有違言、乃大舉伐之、因設大本營於宮城、親王奏定大計、九月進大纛於廣島、扈駕西行、時捷報屢至、二十八年一月、特授大勳位菊花章頸飾、又特叙功二級、授金鷄章、先是、親王罹疾、以軍國多事、夙夜侍帷幕、醫師相勸、使其乞假療養於播州舞子別業、遂歸東京、是月二十四日薨、享年六十一、天子聞訃震悼、廢朝三日、宮中喪五日、遏密三日、使鍋島式部長吊且賻焉、二十九日以國葬儀、藏櫃於城北豐島岡、親王威儀端莊、大度容物、夙致力國家、爲中興元勳、不獨海內仰之、露獨埃伊蘭諸國亦皆贈以勳章、德望如此、而未及見王師凱旋、天遽奪其年、嗚呼惜夫、銘曰、

天潢分派、曰有栖川、偉矣親王、宗室之賢、氣象卓爾、儀容儼然、德高望重、士懷民親、矧當閭寄、以濟時艱、東征西伐、世捷大勳、爰卜幽宮、長安其神、神乎護國、皇威益尊、

此の墓誌銘は川田文學博士(剛)の撰にして、巖谷貴族院議員之を書したりと云ふ、謹て案するに、有栖川宮は後陽成天皇より出で、第一世を好仁親王と曰ひ、相傳へて熾仁親王殿下に至り、正に第十世なり、殿下世子を有し玉はす、海軍大佐威仁親王殿下弟を以て其の後を襲ひ玉へり、金鷄勳章を賜ふ。參謀總長熾仁親王殿下の疾病なるや、我々天皇陛下は本年一月十六日特に菊花章頸飾を賜ひ、又特に功二級に叙し、金鷄勳章を賜へり、此の功二級金鷄勳章は専ら征清軍大作戦計畫の功を賞し玉へるものにして、金鷄勳章は實に去る明治廿三年二月十一日、即ち神武天皇即位紀元二千五百五十年の紀元節に際して創設せられたるものなり、其の詔勅に曰く、

惟みるに

神武天皇々業を恢弘し繼承して朕に及べり、今や負かに登極紀元を

算すれば、二千五百五十年に達せり、朕此期に際し、
天皇勅定の故事に徴し、金鵄勳章を創設し、將來武功拔群の者に授與
し、永く

天皇の威烈を光にし、以て其忠勇を獎勵せんとす、汝衆庶此旨を體せ
よ、

明治廿三年二月十一日

奉勅

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

政府は同年月日勅令第十一號を以て金鵄勳章の等級製式及び佩用式
を定め、又昨年(明治廿七年)九月二十九日勅令第百七十三號を以て金鵄
勳章年金令を發布せり、其の等級は功一級より功七級に至り、終身年金
を加賜し、其の年金受領者死亡したるときは仍一年間遺族に之を賜ふ
ものなり、金鵄勳章年金の定額は左の如し、

功一級	九〇〇 <small>円</small>	功五級	一四〇 <small>円</small>
功二級	六五〇	功六級	九〇
功三級	四〇〇	功七級	六五
功四級	二一〇		

今や征清從軍の將校下士卒中には武功拔群の者多きを以て、金鵄勳章
を賜はるもの多く出べしと雖も、其の始めて之を賜はりたるは實に參
謀總長有栖川宮熾仁親王殿下なりとす、

彰仁親王殿下參謀總長に補せらる。近衛師團長陸軍大將大勳位彰仁
親王殿下は本年一月廿六日本職を免し、熾仁親王殿下に代りて參謀總
長に補せられたり、而して殿下は即日幕僚に對し左の令詞を下された
りと云ふ、

令詞

參謀總長の重任たる平時に在て既に然り、况や外國と交戦の日に於てをや、昨年清國と開戦以來我軍の頻に克捷を奏するや、固より大元帥陛下の聖威聖徳と將校下士卒の忠勇とに依ると雖も、前總長經營參畫の力寔に其の多きに居る、而して不幸中道にして薨去せり、不肖彰仁をして乏を此の職に承けしめられ、恐懼の至りに堪へず、然れども、勅旨の嚴なる敢て固辭するを得ず、茲に恭みて之を拜受し、鞠躬勉勵専ら、大元帥陛下の大命を遵奉して、前總長の企畫に率由し、鴻猷を翼賛せんとす、須らく此の意を躰し、事細大となく毎に彰仁の不逮を助け、以て彰仁をして奉ずる所の任務を全うせしめんとを切望す、

一月廿六日

參謀總長彰仁親王

征清大總督の任命及び出發 ○清國政府は日清間の平和克復に關して

再次失敗したるにも拘らず、更に李鴻章を全權委員に任命して來朝せしめ、我が政府亦使節の來朝を承諾して、之が接待に汲々たるの時に際し、(本年三月十六日)我が天皇陛下は參謀總長小松宮彰仁親王殿下を以て征清大總督に任命し、且其の前進を御沙汰あらせられたり、即ち左の如し、

勅語

朕が征清の陸海各軍漸く其の歩を進め、既に作戦第一期を經過し、今將に第二期の作戦を開始せむとするに方り、征清大總督を命し、戦地に前進せしむるの必要を認む、因て朕今卿に任し、委するに出征全團の指揮を以てし、假すに配下將官以下任、免補叙の權を以てす、卿夫れ朕か意を體し、征て事に従ひ、以て我が國威を宣揚せよ

御沙汰書

征清大總督彰仁親王

今般大總督府を戰地に前進するとを命し、大本營中作戰に必要な諸機關の一部を從屬せしむ、

蓋し旅順口と威海衛とを略取して清國の關門を抜き、北洋艦隊を殲滅して全然海權を掌握し、且海城附近に屯集せる清軍を一掃して全く旅順口恢復の念を絶たしめたるは作戰の第一期にして、山海關太沽の砲臺を陥め、長驅して北京城に迫るは作戰の第二期なるべし、而して征清大總督府は旅順口に設置し、大總督彰仁親王殿下は四月十三日宇品港を解纜し御進發あらせられたり、御乗船は御用船威海丸にして、千代田和泉八重山龍田の諸艦之を護衛せり、而して殿下に隨行せし我か陸海軍の將校は樺山海軍軍令部長、川上陸軍參謀次長、寺内陸軍少將、大生陸軍大佐、土屋陸軍大佐、角田海軍大佐、伊集院海軍大佐、村田砲兵中佐、東

條歩兵中佐、渡邊工兵中佐、柴砲兵少佐、福原工兵少佐、中尾陸軍少佐、山縣陸軍大尉、吉村陸軍大尉、宇都宮陸軍大尉、大庭陸軍大尉、大澤歩兵大尉、松本海軍大尉、佐伯海軍大尉、鈴木海軍大尉、石黒野戰衛生長官、野田監督長官、横井編修、落合一等軍醫正、湯川遞信書記官等の諸氏なり、抑々國家征討の事あるに際し、總督を命して委するに大權を以てするは從來毎に然る所なり、即ち明治元年東征の事あるや、我か 天皇陛下は二月九日故有栖川熾仁親王殿下を以て大總督に任じ、口づから征東の軍務を舉げて殿下に御委任あらせられたり、而して當時參謀として殿下に隨ひたるは故西郷隆盛なりき、明治七年佐賀縣征討の事あるや、三月一日故東伏見嘉彰親王殿下を以て征討總督に任じ、陸海軍務一切の區畫並に將官以下撰任黜陟等の事を舉げて御委任あらせられ、山縣有朋伊東祐磨の二氏は殿下の參軍に任せられたり、又同年臺灣征討の

事あるや、四月五日西郷陸軍中將(從道)を以て臺灣蕃地事務都督に任じ、凡そ陸海軍務より賞罰等の事に至るまで舉げて御委任あらせられ、谷干城赤松則良の二氏は中將の參軍に任せられたり、又明治十年西南征討の事あるや、二月十九日故有栖川熾仁親王殿下を以て征討總督に任じ、陸海一切の軍事並に將官以下の陞賞罰を舉げて御委任あらせられ、山縣有朋河村純義の二氏は殿下の參軍に任せられたり、故に征清大總督の任命は先例を襲ひたるものなりと雖も、日清兩國全權委員の會商目前に迫り、世を舉げて振古未曾有の大事業たる日清戦争の前途に關し掛念するの際此の任命あり、尋て媾和談判の進行中にも拘らずして、征清大總督宮御進發あらせられしかば、國民を舉げて之を壯と爲し賞揚せり、然れども着後間もなく媾和談判纏りたるを以て、第二期の作戦をは開始するに至らざりき、

占領地總督以下の任命 政府は本年三月卅日勅令第三十八號を以て占領地總督部條例を發布し、四月五日第二師團長佐久間陸軍中將(左馬太)は本職を免して占領地總督に補せられ、金州民政長官茨木陸軍少將(惟昭)は占領地總督部民政部長に補せられ、金州兵站監福原陸軍少將(豊功)は占領地總督部參謀長に補せられたり、其の占領地總督部條例は左の如し、

占領地總督部條例

第一條 占領地總督部は占領地を管轄せしむる爲め其本部を金州に置く

第二條 占領地總督は大將若くは中將を以て之に補し直に大本營に隸し、占領地内に屯在する陸軍各部各隊を統率し軍事に關する諸件及占領地人民に係る一般民政を總理す

第三條 占領地總督は占領地の警備及防禦のことを掌り其管轄内の靜謐を維持し衛戍條例に準據し衛戍勤務を統轄す

占領地の管轄區域は大本營の命令を以て之を定む

第四條 占領地總督は其管轄區域内に在る陸軍各部各隊の給養衛生其他風紀軍紀を維持することに就ては職務權限軍司令官に同じ

第五條 占領地總督は軍政と民政に拘らず一に大本營の區處を受く其の人事に就ては陸軍武官進級令及陸軍豫備後備武官進級令に據るべしと雖も陸軍武官進級令第十六條及陸軍豫備後備武官進級令第九條に準じ特に進級補除の權を假すとあるべし

第六條 占領地總督は民政上の必要に應じ民政支部を置き其民政區域を定むることを得

第七條 占領地總督部の編制は別表の通(別表は略す)

第八條 參謀長は部務を整理し參謀及副官は參謀長の監視を受け各自擔任の事務に服し其責に任す

第九條 砲兵部長以下各部長は總督に具申すへき事に就ては先づ參謀長の承認を得へきものとす

占領地航行商船商買取締規則改正 因に記す、本史第五卷、第二軍占領地に於ける民政及び通商等に掲げたる占領地航行商船商買取締規則

は左の通り改正せられたり、

占領地航行商船商買取締規則

第一條 清國の版圖内に於ける帝國占領地の河川港灣に出入し得る商船は大本營の特許を得たるものに限る但税關輸出入其他船舶に關する法令及軍港要港に在ては海軍根據地司令長官の定むる規則命令を遵守すへきは勿論とす

第二條 占領地に航行せんとする商船は其船主より豫め左の事項を記し大本營に願出特許證を受くべし

一 船名噸數

一 搭載貨物の種類數量

一 船長以下乗組人員

一 揚陸地

第三條 前條の商船に便乗渡航し得るものは右搭載貨物の貨主又は其商業使用人にして現に其業務に従事するものに限る但大本營特別の許可を得たるものは此限にあらざ

第四條 占領地の河川港灣に航行の商船は出入毎に其地の運輸通信官衙(此官衙なき地に在ては兵站部)に届出貨物積卸等一切其指揮に従ふべし
軍港要港に在て貨物積卸の場所時刻等に就ては海軍官憲の指揮を受くべし

第五條 占領地に上陸したるものは海外旅行券を其地運輸通信官衙（此官衙なき地に在ては兵站部）に差出し占領地内通行の免狀を受くべし運輸通信官衙若くは兵站部に於て揚陸貨物に對し不相當の使用人と認むるときは通行免狀を與へず直に歸朝を命ずることあるべし

上陸の目的軍港要港に關係ある者海外旅行券を海軍官憲に差出し其指揮を受くべし

第六條 總て占領地に上陸したる者は軍衙の指揮命令を遵守すべし

第七條 當該陸海軍官憲より船舶の出港免狀許立證書海外旅行券占領地内通行免狀等の檢視を命せられたるときは直ちに其命令に従ふべし

第八條 陸海軍官憲に於て必要と認むる場合に於ては船舶の出入及其碇泊又は貨物の積卸乗船員の上陸等を止むるとあるべし但之が爲め生じたる損害は陸海軍官憲其責に任せず

第九條 兵器彈藥爆發物其他陸海軍官憲に於て占領地内に携行し又は賣買するを有害と認むる物品は揚陸携行を禁すべし

第十條 軍人軍屬に販賣すべき商品は價格表を作り民政官衙の認可を経へし若し民政官衙の遠隔の地に在るときは其地の陸軍高等司令部の認可を経べし

軍港要港に於ての軍人軍屬に販賣するを目的とする商品に就ては海軍官憲の認可を経べし

第十一條 前條の認可を経たる價格表は必ず之を店頭に掲げ行商するときには携帶すべし

第十二條 占領地に航行する商船は陸海軍官憲又は警察官の臨檢を拒むことを得ず

第十三條 占領地に於て船舶に搭載せる物品は民政廳若くは陸海軍官憲の認可を得たるものに限る

第十四條 占領地へ航行する商船には軍事郵便物の無賃搭載を命ずることあるべし

第十五條 當該陸海軍官憲の命令に違背し若くは有害の行爲あるものと認むるときは直ちに通行免狀を取上げ歸朝を命ずべし

第十六條 本規則に關係する占領地内の規則は總督の定むる所に従ふべし
軍港要港内に關しては海軍根據地司令長官の定むる所に依るべし

○英船益生號の捕獲及び檢定 井上司司令長官（海軍中將良馨）の指揮に屬

する我か西海艦隊の一艦筑波は、本年四月八日清國直隸省大沽沖に於て、英國漁船益生號(イロクサン)を捕獲して一旦旅順の軍港に引致し、更に同港より武藏艦にて佐世保軍港に引來り、五月一日同港なる捕獲審檢所に於て左の通り檢定せり、

檢定書

明治二十八年四月九日清國直隸省大沽沖に於て帝國軍艦筑波の爲め拿捕せられたる、英國倫敦の印度支那汽船航海會社所屬なりと稱ふる汽船益生號及び其の搭載貨物捕獲事件に付汽船益生號及び別紙目錄の貨物に對し、檢察官の意見書を閱し檢定を爲すこと左の如し、

筑波艦長黒岡帶刀供述の要領は帝國軍艦筑波が清國直隸省大沽沖に碇泊中、明治二十八年四月八日午前十一時三十分頃英國汽船益生號は清國上海より同國芝罘を経て大沽海岸を距る凡そ八海里の處に到着したり、筑波艦長は即日乗組士官荒尾海軍大尉同高木海軍少尉をして益生號に臨檢せしめたるに、船長フラツドローは船舶書類を示し、戰時禁制品を搭載せざる旨陳述したるを以て、臨檢士官は搜索を爲さずして退船せり、然るに翌九日大沽、マツグ、エンド、ライター會社所有の荷船北京號に小銃彈藥包を搭載しありて、該貨物は益生號より轉載したるものなることを發見せしにより、同日更に荒尾高木の兩士官を益生號に臨檢せしめたりしに、船長は臨檢士官の問に答へ、北京號にある、スチールバーを稱する貨物は益生號より轉載せしに相違なき旨を申立て、又其發送者の氏名及右、スチールバーに牽連する貨物或は書類有無の問に對し、船長は積荷目錄寫並に其明細簿、積荷差圖書を云ふを示し、該貨物は在清國上海獨國「アール、テルシ」

會社の發送したるものにして、仍ほ船内に同會社の發送に係る「チャイニースブック」四箇ある旨を答へたり、依て臨檢士官は右書類を檢閱したるに、積荷目錄寫には「パンブリスチール」二百廿四箇とあり、明細簿には「パンブリスチール」二百二十箇、「チャイニースブック」四箇とあるを認めたるにより、「チャイニースブック」と稱する貨物を點檢せんことを求め、船長と共に其一箱を展開せしに、江南機器製造局快利槍子袋五百箇と記したる小函五箇あり、其小函の中には連發銃用裝彈筐あるを發見したり、是に於て「チャイニースブック」と詐稱せる戰時禁制品搭載の廉を以て、臨檢士官をして直に之を拿捕せしめたりと云ふにあり、

仍て擔任評定官の面前に於て爲したる關係人の申供聽取書、及び關係人より提出したる書類並に其他の附屬書類に據り審案するに、汽

船益生號は英國倫敦の印度支那汽船航海會社の所有に係り、即ち中立國の船舶なり、而して現に搭載せる連發銃用裝彈筐即ち戰時禁制品は、在清國上海獨國「アール、テルマ」會社より同國天津に向け發送せるものにして、其數量價額共に全搭載貨物の一小部分に過ぎず、且戰時禁制品たる連發銃用裝彈筐を「チャイニースブック」と稱したる點に就ても、益生號の所有主又は其代理店若くは船長に於て拿捕を免るゝ爲め故らに詐稱し、若くは其詐稱を認容したりと認むるに足るべき形跡なし、又別紙目錄の貨物は敵國人民の發送に係るも性質上の戰時禁制品にあらず、且其所有主は戰時禁制品の所有主と同一たる證徴なく、其中用法に依り戰時禁制品と爲すべきものも、果して敵國の陸海軍に到達すべきものなりと認むべき廉なし、

凡そ敵國港に到達し、若くは寄港する中立國の船舶にして、現に戰時

禁制品を搭載するものあるも、禁制品の數量他の搭載貨物全部に比し一小部分に過ぎざるときは、船舶所有主と禁制品の所有主と同一なるか、又は船舶所有主若くは船長に於て詐偽の所爲あるにあらざれば、單に戰時禁制品のみを捕獲と爲し、船舶及び非戰時禁制品は之を解放すべきは國際公法の通理なり、又敵國人民の所有にして中立國の船舶に搭載せる貨物は、戰時禁制品なるか若くは非戰時禁制品なるも、戰時禁制品と同一の所有主に屬する場合の外、捕獲と爲すべからざるも亦國際公法の認むる所なりとす、
以上の理由なるを以て英國汽船益生號及び別紙目錄の貨物は、拿捕の適法なるに拘はらず、捕獲と爲すべきものにあらずとし、之を解放す、

明治二十八年五月一日

捕獲審檢所長官	人見恒民
捕獲審檢所評定官	千住成貞
捕獲審檢所評定官	島山重明
捕獲審檢所評定官	田上省三
捕獲審檢所評定官	清水市太郎

(別紙)

貨物目錄

一鐵桿	差出人	チンチヨン	六〇八
一鋼桿	同	同	三
一石炭油	同	ウーチヨンチン	一、〇〇〇
一鋼索	同	チンチヨン	七
一外國製塗具	同	同	一二
一錫板	同	同	一
一帆布	同	同	一
一印度護謨	同	同	一
一銅線綱	同	同	一

一 船舶用貯品	同	同	同
一 雜貨包	同	同	同
以上	同	同	同

開戦以來中立國の船舶に對して臨檢を行ひ、嫌疑を以て中立國の人民を引致したるとありと雖も、未だ中立國の船舶を捕獲せしとあらず、其の之あるは實に益生號を以て始と爲せり、而して武藏艦の之を引きて佐世保に向はんとするや、船長は頑然口實を以て之に應ぜず、是に於て筑波武藏は之を放逐し、我水兵を之に乗移らしめて解纜せんとしたるに、偶々英艦「パーボイズ」號の來れるあり、其艦長は斯くと聞き益生號の船長を詰責して曰く、戦時禁制品を搭載して法に觸れたる以上は日本の命の儘に服従せざる可らず、善し日本の命に従ふも從はざるも英國海軍は之を保護するの限に非ずと、是に於て乎彼れ終に我命に服し、四月十三日武藏艦に引かれて佐世保に來れりといふ、

終

廣告

京都府下 唯一の日出新聞

紀念祭の盛儀豊典は前代未聞なり日出新聞は最も詳細に之れが事博覽會の壯舉大觀亦遺漏なく絶大小各種の挿畫を以美術の妙製作の巧拙悉く神社佛閣名區勝地亦日々紙上に登錄し巡覽の便に供せんとして、獨り京都特殊の祭事法會風俗物産等を始め府下の美術家、工藝家、園藝家、園より諸製事及の疏水工事、水力電氣

の事に至るまで皆此の案内記の料たらしめんとす是れ實に日出新聞が府下に唯一の新聞たる大責任なり大名譽たり其の適切、記事の正確請ふ購讀の榮を賜

廣告の大好機

勸業博覽會開會中は全國數百萬の人此地に集り各般の廣告には最も有効にして且つ失ふべからざるの好機なり請ふ續々申込あらんことを

●三日以上拾參錢宛 ●七日以上金拾貳錢宛

京都三條東洞院東入

日出新聞社

博覽會場前及京都賣店內奥側賣次所にて一枚賣り致候

一 船舶用貯品 同 ホン、フアー
 一 雜貨包 同 チンチヨン
 以上

開戦以來中立國の船舶に對して臨檢を行ひ、嫌疑を以て中立國の人民を引致したるとありと雖も、未だ中立國の船舶を捕獲せしとあらず、其の之あるは實に益生號を以て始と爲せり而して武藏艦の之を引きて佐世保に向はんとするや、船長は頑然口實を以て之に應ぜず、是に於て筑波武藏は之を放逐し、我水兵を之に乗移らしめて解纜せんとしたるに、偶々英艦「パーボイズ」號の來れるあり、其艦長は斯くと聞き益生號の船長を詰責して曰く、戦時禁制品を搭載して法に觸れたる以上は日本の命の儘に服従せざる可らず、善し日本の命に従ふも從はざるも英國海軍は之を保護するの限に非ずと、是に於て乎彼れ終に我命に服し、四月十三日武藏艦に引かれて佐世保に來れりといふ、

終

廣 告

京都府下の日出新聞

紀念祭の盛儀豊典は前代
 未聞なり日出新聞は最も詳細に之れが事
 博覽會の壯舉大觀亦遺
 漏なく絶大小各種の挿畫を以
 美術の妙製作の巧皆悉く神
 社佛閣名區勝地亦日々紙
 上に登録し巡覽の便
 に供せんとする、獨り
 社佛閣のみならず京都特殊
 祭事法會風俗物産等
 の府下美術家、工藝家、
 造場の疏水工事、水力電氣
 事及び

の事に至るまで皆此の案内記の料たらしめんとす是れ實に日出新聞が府下に唯一の新聞たる大責任の正大名譽たり其の適切記事の正確請ふ購讀の榮を賜

代價一枚金壹錢五厘 ●一ヶ月前金三拾錢 ●三ヶ月前金八十四錢 ●六ヶ月前金壹圓六十錢 ●市外郵送は一ヶ月拾參錢の郵税を申受く

廣告の大好機

勸業博覽會開會中は全國數百萬の人此地に集り各般の廣告には最も有効にして且つ失ふべからざるの好機なり請ふ續々申込あらんことを

廣告料五號文字二十二字詰一行一日拾五錢 ●三日以上拾參錢宛 ●七日以上金拾貳錢宛

京都三條東洞院東入

日出新聞社

博覽會場前及京都賣店內奥側賣次所にて一枚賣り致候

松村介石君成城學校講師酒卷貞一郎君著

將來の國民之覺悟

附 近世大戰始末

定價 十八錢
郵稅 四錢

今や連戦連捷の聲高く。李鴻章も終に枉屈來て和を請ふに至る。快絶何物か之に如かんや。然れども未だ容易に驕るべき時にあらず。天下の形勢愈々急迫し來ればなり。視よ猛獅は刮として眼を開き。鷲鳥は肅として翼を修め。凝視の容態事の尋常ならざるを示す。想ふに宇内の大戰將に是れ近きにあらんか。豈また祝杯にのみ醉ふべきの時ならんや。吾人は正に今日に倍蓰する大精神と大覺悟とを要す。此書は當今天下の形勢を説き。國家興亡の道を明にし。國民に向ふて一大警鐘を撞くものなり。若夫れ附近世大戰始末に至つては意を寓するや深し。

發兌

東京京橋區出雲町 同神田區表神保町

警醒社書店 好明館

見!!新日本に雄飛せんとする者は見!!!

講義支那語高等商業學校教師張滋助○私立修務學會長清田
嚙○陸軍二師團通譯官清田副吉○朝鮮語○朝鮮國公使
館譯官山崎英夫○同韓水源○同議府主事尹致政○同度支
師衛門主事魚允迪○元外國語學校得業生峯尾音三郎

朝鮮語學自修誌

毎月十、廿二、廿五
回發刊月費卅五錢
入會金三十錢他に
一切費用を要せず
今回五百名限り入
會金を要せず

日清講和談判は已に其局を結

へり今後彼我の交通は益親密に貿易愈盛なるを期す此際に當て最も必用にして最も急なるは言語なり本會は先に貴族院議員の近衛公爵を始とし上下兩代議員及紳士紳商の在京子弟の志望に應るのみにして地方人士の志望を満たすに能はざるは本會の遺憾せし處なりし然るに今回幸にして各自講師の賛成により地方人士の爲め自修誌を發刊し諸子の志望を慰するに至る諸子よ本會の微志を諒し奮て入會修學あれ●規則入用の者は郵券二錢を送れ

◎本會は陸海軍人警官に限り特別法を設く

東京神田區錦町 三丁目七番地

朝鮮語學協會

每月 二回 黨報 第八十三號

○第八議會自由黨報告書●論
軍資基金の設置●重岡藩
○批准問題

○獨逸キールに於ける各國
海軍大觀兵式に參同すべし●孫本

○印痕錄●第九回菓物店
○英國々●露領

浦潮斯德事情●黨報數●時事●平租
條約成

○休戰延期●戰志●

大總督府●伊藤首相●李の責

任●外國干涉●議會召集●惡

疫豫防●外數項●外報●最近海

一部金六錢 十二部六十六錢 二十四部

(一ヶ年分)壹圓二十錢

東京芝公園

發行所

自由黨々報局

立憲改進黨々報

第四拾參號目次 (四月廿五日發行)

●黨論 國防會議

尾崎行雄

●論說 東亞二三大勢力

●戰後ノ經濟策 漆間民夫

●雜錄 佛國戰費賠償金ノ

●使途 休戰ノ公法上ノ學說

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

●黨報數 時事數 輿論一斑 時事

東京麴町區有樂町一丁目五番地

立憲改進黨々報局

渡邊國武君批 田口卯吉君序 芳賀八彌君著

十九世紀人物之標準 附容貌論

定價金十五錢 郵税金四錢

(四)

各新聞之批評 ● 朝野新聞

十九世紀に所謂豪傑の何たるを論明するもこれ本書の目的なり著者は「來る狂歌を以て豪傑の本性を看破したる者」と豪傑たるものも亦た通常の人と同じく靈妙不思議の奇術を有するらん」と云へる。及ぶ歐洲に求め「才徳兼備圓滿の極度に達したる豪傑は徳川家康を以て最す翁の如きは古往今來及萬國中殆んど其國を以て任するの士に就て其果して豪傑たるや否やを省みよ……」と終りに豪傑の標準十則を掲ぐ今や豪傑を

自由新聞

面白き面白からざるは讀者の公論あらん著者は豪傑を以て學ぶべしと云ふ「有名なる技藝者たり、されど彼れ元來通常人なり」此の論理的例證を示せり豪傑果して學び得べくんば篇中載する處、信長、秀吉、家康、政宗の如き豪傑の輩出を見るに至らんも亦た測るべからず「識高而意遠文章奇而理平」と批評せる無邊俠禪は第何流の豪傑にや

國會

著者は大膽にも自己の想像の鏡中に現せる幻象を執つて豪傑と名づけり而して之を剖折せん

日本

本書は經濟雜誌社の發兌する所は如何曰く豪傑、豪傑を有する何

讀賣新聞

人物の標準とする所は如何曰く豪傑、豪傑を有する何

發行所

東京市京橋區 丸善 敬業社 東京堂
左衛門町七番地 合名 經濟雜誌社 賣捌所 小林 敬業社 東京堂

英國經濟學者日奔斯氏原著 ● 吹田鯛六君譯

勞働問題

定價金三拾錢 郵送料金四錢

此の書は英國の經濟學士マクドナルド氏が其得意の論法を以て勞働問題を論するに立法の原理よりして國家の之に干渉すべき範圍を確定し之に關する法律の利害を明白ならしめ且つ職工社會の境遇を改良する所以の方策を講じたる者なれば身、立法の局に當る人々は勿論苟も工業の利害に關係を有する人々の一讀すべき價值ある者なり

各新聞之批評 ● 商業新報

此書原本は英國の學者スタンレー、マクドナルド氏の著す所、千八百八十二年論既に定まれるを以て今之を評するに餘程注意して筆を下されしもの見へたり故に譯語の如きは之を要するに能はざる所なきにあらざるを思ふに譯者は餘程注意して筆を下されしもの見へたり故に譯語の如きは之を要するに

日本

英人マクドナルドの原著にして職業上立法の原理より説き起して國家の要

自由

本書は英國の經濟學者マクドナルド氏の原著にして

必要を増し來りたるの時に於て斯の如き書物の世に顯はるは誠に喜ぶべき事にして吾人は此書を茲に社會に紹介す

發行所

東京市京橋區 丸善 敬業社 東京堂
左衛門町七番地 合名 經濟雜誌社 賣捌所 小林 敬業社 東京堂

(五)

●豫約翻刻殘部發賣廣告●

故人塙 保己一 編輯

群書類從

四六形洋裝美本
全十九册
紙數二萬一千頁

本書は豫約者満員に付斷然豫約を謝絶し來りたる處昨秋完成を告るに當り僅かに數部を餘せり依て代價金參拾圓にて高需に應ずべし、御望みの諸彦速に御申込あれ此書の

- 神祇部 七十種
- 傳部 二十一種
- 裝束部 二十二種
- 連歌部 九種
- 管絃部 十二種
- 飲食部 十三種
- 雜部 百七十八種
- 部門合計二十五
- 帝王部 三十六種
- 官職部 八種
- 文筆部 三十四種
- 物語部 二十種
- 雜部 八種
- 合戦部 六十五種
- 部門合計二十五
- 書目合計一千二百七十五
- 原本冊數六百六十五
- 補任部 二十七種
- 律令部 六種
- 消息部 二十一種
- 日記部 八種
- 鷹部 十種
- 武家部 七十七種
- 系譜部 二十種
- 公事部 五十五種
- 和歌部 四百十種
- 紀行部 三十九種
- 紀行部 三十九種
- 遊戯部 七十九種
- 釋家部 七十九種

●本書に對する各新聞の批評

◎時事新報 史論の頼に盛になりたる故由をば聊か知らざるにあらねど云はず蓋し史眼の爛々たるもの博采傍より割出して造作もなく古人を片付けたりは片腹痛き業なるべし群書類從は是等の人に讀ましむるにも恰好なり經濟雜誌社豫約法を以て出版し近頃第一輯として神祇部を發兌せり

◎時事新報後評 羣書類從は塙保己一の編纂したるものにて千二百七十五部の古書を集め學者の坐右に程十九輯を印行して全部完備したるよし

◎「日本」 經濟雜誌社の編輯と翻刻に親切なるは實に學問社會の率先者と謂ふべきなり、其群書類從を翻刻するがして神皇正統記より應永二十二年御幸記に至る三十六種の書載せたり

◎京日の出新聞 本朝に於ける類聚の書尠なし蓋し保己一塙檢校の群書類從を以て古今無比とす其聚むる處其部を分ち其類に従ひて分割販賣するが爲め全部を見るの難きに苦しみたるが今度經濟雜誌社も盛に見る處ありて是を鉛字に附し便便廉價何人にも購ひ得るの法を設け第一第二は既に刊行となりたり第一は神祇部凡七十種二十八卷を千片紙に疊み第二は帝王部三十六種五卷を七片紙に疊み而して其紙質よく鉛版究めて鮮明なるが古書の翻刻は校正の良否によりて大に價値の増減あるものなれど此書は校正よく行届きて誤謬なき良翻刻なり

◎毎日新聞 警師にして此大著述を成し以て國史千古の藎を發く實に空前絶後の絶大偉功なり而るが今其巻帙たんとす經濟雜誌社の企て亦た是れ一個の壯舉と云はざるを得んや此輯は神祇部にして初巻なり有志の士一讀再讀以て絶大偉人の鴻烈と經濟雜誌社の篤志に答へよ製本簡潔にして紙質字畫とも鮮明なり

◎報知新聞 經濟雜誌社が讀書社會に向て大なる功徳を興ふるとは吾人の常に感謝する所なり曾て大日本人名日本社會事業を編纂し吾人をして吾人をして百家の文庫に入り萬卷の書籍を涉獵するの辛苦を省かしめ又曩に大を盡瘁したるを思ふ嗚呼此の二書、靈蝕の書と討死せんこと頗る浩翰なりと稱す、經濟雜誌社の人乃ち復たこの書を翻刻し如く二千年來警者の偉人塙保己一の編纂するところ頗る浩翰なりと稱す、經濟雜誌社の人乃ち復たこの書を翻刻し曩に第一輯を世に公にし第二輯、第三輯追次に出づ、誠に美譽さ謂ふべし、印刷鮮明、釘裝清楚、吾人は我が讀書社會に代りて此の厚賜を謝す

發行所

東京市京橋區彌左衛門町七番地 合名 經濟雜誌社
電話 千二百二十三番

●島田重禮先生序 ●横瀬貞君輯

近世名家碑文集

洋裝美本
定價金七十錢
郵送料金八錢

前賢の正確なる性行履歷を知るは碑文に若くなし近古文教隆盛の運を聞き今日の開明を胎せるは實に本書收むる所の前賢の力によるものなり書中録する所の名賢後藤芝山より中村敬宇に至る無慮二百人、其德行其學識並に當時の學政教育の方法を以て詳に見るべし而して其碑銘墓碣たるや各々名家の撰に成るものなり以て旁ら詞藻を賞し修辭を學ぶの資に供すべし世の歴史家教育家及び操觚の士座右一日も缺く可らざるの良書なり請ふ速に購讀あれ

●東京日日新聞の批評

此書は天明以後の名家の碑文を蒐め一には故人の性行を知り二には作文の助府以來の有名なる儒者は網羅して殘すなし洵に文章を學ぶ者の爲に便利の書なり

●教育時論の批評

此書は、天明以後に於ける、諸名家の碑文墓表等、無慮一百七十篇を集輯せし者にして、元は是れ其人の遺蹟を追慕し、僅かに其半生を寫せし者にして、其惡癖缺點等は容易に之を指擧すること無ければなり。されど、此の如きは、今茲に云々するを要せず、深夜寒燈の下此書を繕きて、古人を尙友し、其高風を欽仰し、其志操を追慕し、併せて其行文の快暢なるを玩味せば、豈に現時流行の木葉的小傳の比ならんや。

●日本之少年の批評

前人の事蹟を知るは碑文より正確なるは親戚朋友又は親しく其人の恩澤に浴する徒死者か生前の事蹟を萬世に傳へんと欲して樹立するもの故に其文の作者も最も用筆を慎み片言隻字も忽にせず之を讀めば恍として其人に接するの思ありて前賢の性行を知るべく以て文章の秘訣を解すべし本書は徳川氏治世以來三百年間の碩學鴻儒偉人傑士二百數十人の碑文を輯めたるもの其文皆當代名家の手に成らざる無し方今古人の傳記を穿鑿するに密なるの世此書の如きもの出づ其裨益する所大なるべし

發行所

京橋區彌左衛門町七番地
電話千二百二十三番

合名 經濟雜誌社

版 權 有 所

每 月 一 回 發 兌

廣 告 料	定 價				同 郵 稅 共
	冊 數	冊	冊	冊	
五 號 活 字 十 八 字 詰 一 行 金 七 錢	一 冊	金 十 錢	金 十 一 錢		
	五 冊	金 四 十 錢	金 四 十 五 錢		
	十 冊	金 七 十 五 錢	金 八 十 五 錢		

明治廿八年四月廿六日 自第六卷 版權登錄濟
明治二十八年五月十六日 發兌

發行兼編輯人 鹽 島 仁 吉
印刷人 望 月 二 郎

東京市京橋區彌左衛門町七番地

發 行 所

合名 經濟雜誌社

電話千二百二十三番

(東京市京橋區西細屋町廿六七番地秀英會印行)

編吉仁島鹽 閱吉卯口田

日清戰史

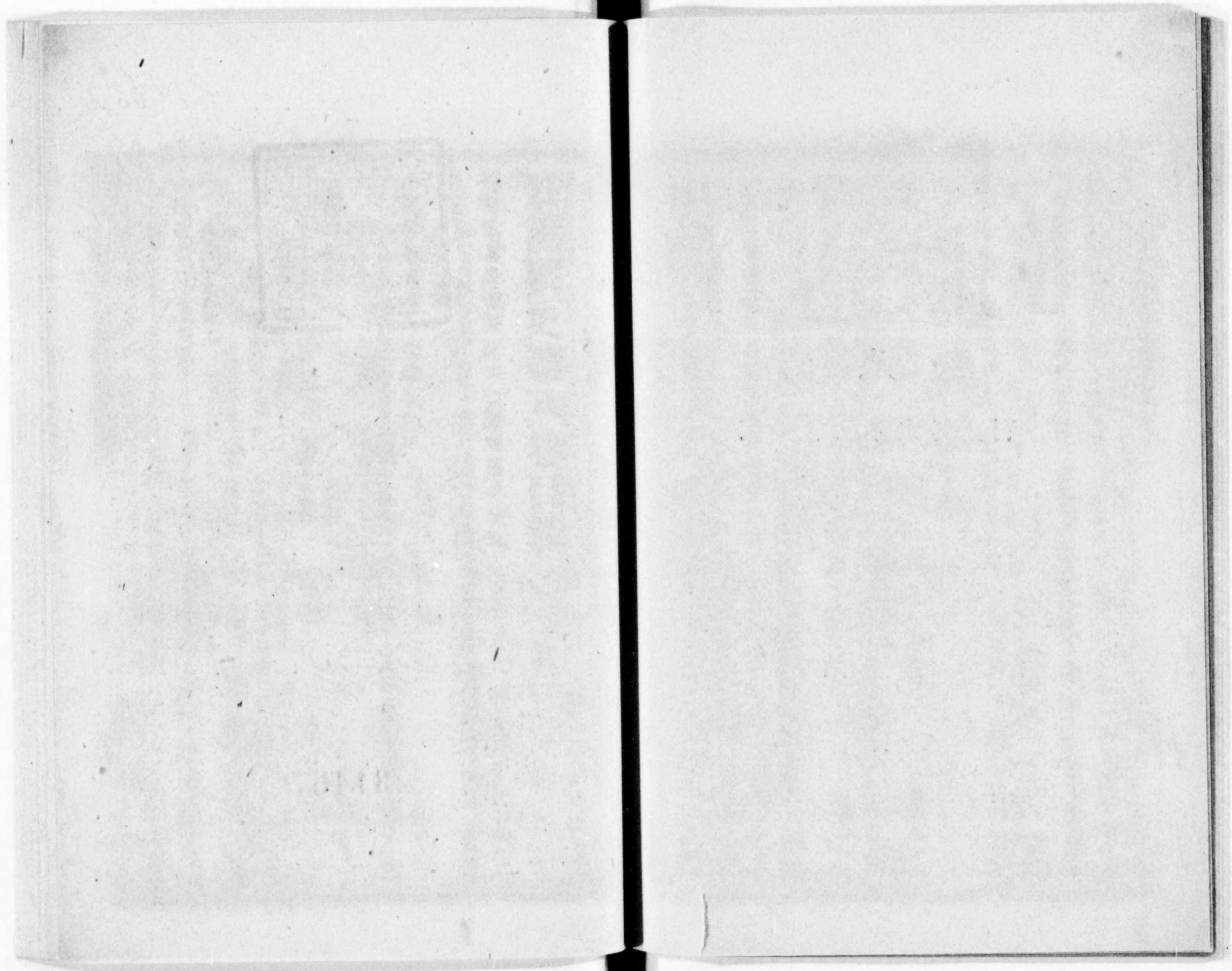
第八卷

明治廿八年六月發刊

目 要

- 南征軍の進發及び澎湖列島の占領
- 日清戰爭の財政處分
- 媾和談判
- 遼東半島の還付
- 日清事件に關する世論
- 臺灣の鎮撫及び車駕凱旋





210.652
Sis 29m



31467

日清戦史第八卷目録

- 一 南征軍の進發及び澎湖列島の占領……………一
 編成○進發○偵察○上陸及び戦況○澎湖列島の形勢及び狀況○敵の兵力死傷捕虜及び戦利品○虎列刺病の發生○民政
- 一 日清戦争の財政處分……………三十六
 我々邦財政上の概況○緊急勅令及び軍事公債條例の發布○臨時帝國議會の召集○臨時軍事費豫算○第一回軍事公債募集○第二回軍事公債募集○借入金○寄贈品及び献納金
- 一 媾和談判……………六十七
 デッドリンクの來朝○デッドリンク面會を謝絶せらる○張蔭桓及び邵友濂の來朝○フオスター氏の來朝○清國媾和使節談判を謝絶せらる○李鴻章の來朝○保安條例の實施○李鴻章の遭難○媾和使節遭難に関する詔勅○兇徒の處刑及び山口縣知事警部長の免職○休戦定約○媾和條約草案及び本條約○媾和條約草案に對する清國全權大臣の答覆○清國全權大臣の提出せる媾和條約草案及び之に對する我々全權大臣の決答○清國全權大臣の歸國及び我々全權大臣の復命○平和恢復に関する詔勅
- 一 遼東半島の還付……………百三十八
 詔勅○三國勸告の理由及び我々政府容納の趣旨如何○獨佛干涉の理由
- 一 日清事件に關する世論……………百七十四

目録

對外硬派の對韓意見○日清戰爭に對する各政黨の意見○日清戰爭に對する衆議院の決議

一臺灣の鎮撫及び車駕凱旋……………百八十

臺灣總督の任命及び出發○近衛師團の進發及び上陸○瑞芳及び鷄籠の攻撃○臺灣省の受渡○總督府の開
廳式○車駕凱旋

以上

日清戰史 第八卷

田口卯吉校閱

鹽島仁吉編纂

○南征軍の進發及び澎湖列島の占領

編成[○] 南征軍の陸軍は後備歩兵第一聯隊の第一大隊、同第二大隊、及び後備歩兵第十二聯隊の第二大隊に、騎兵砲兵工兵及び輜重兵若干宛を加へて臨時に組織したる混成枝隊にして、混成聯隊とも稱すべきものなり、而して其の重なる將校は左の如し、

- 混成枝隊長 比志島大佐 副官 山田大尉 參謀 松石大尉 後備歩兵第一聯隊第一大隊長 岩崎少佐 同第二大隊長 岩元少佐 後備歩兵第十二聯隊第二大隊長 高橋少佐 臨時山砲中隊長 荒井大尉

此の混成枝隊は多く關東及び甲斐の兵にして、本年二月上旬東京を發

して廣島に參集しけるに、翌三月四日に至りて出帆の命令下れり、是に於て同七日御用船豊橋丸、金州丸、鹿兒島丸及び小倉丸に分乘し、宇品港を解纜し馬關門司の海峡に至りて投錨すれば、後備歩兵第十二聯隊の第二大隊は此の地に待受け居りて、御用船新發田丸に乗りて枝隊に合し、舳艫相啣みて九日の未明佐世保軍港に到着し直ちに錨を投じて後命を待てり、而して混成枝隊護衛の任に當れる艦隊は本隊(松島、嚴島及び橋立の三艦)及び第一遊撃隊(吉野、浪速、秋津洲及び高千穂の四艦)にして、外に武装商船西京丸及び第四水雷艇隊等なり、

進發。斯くて三月十二日に至れば伊東聯合艦隊司令長官は左の訓令を發したり、

聯訓第一號

一 本官は左の諸隊を率ゐ先づ澎湖島を占領し、此地を以て根據と爲し、馬鞍群

島以南の海面を制せんとす、(諸隊名略す)

二 各艦船艇の出港に關する列序は別に訓示すべしと雖も、本隊第一遊撃隊及陸軍混成枝隊を搭載したる運送船其他一二の運送船は來る十四日午後佐世保軍港を出艦し、先づ澎湖島の南方に位置する倉島附近に至りて假泊し、一二の偵察艦を澎湖島に出し、陸軍兵を上陸せしむる地點を偵察せしめんとす、

三 途中敵艦に出會せば本隊及び第一遊撃隊之に當り、運送船をして彈着外に避けしめんとす、

四 出港の後各艦は戦闘準備を爲すべし、

五 第四水雷艇隊佐世保臨時水雷隊布設部及び其他の諸船は先づ船浮港に到り後命を待たしめんとす、而して其出港日時も別に訓示すべし、

六 運送船にて搭載し來りたる石炭及び飲用水の供給を仰ぐの外、左記の場所に於て供給を得べし、

一 ○○縣○○灣及び○○島○○港陸上水溜一ヶ所、石炭庫(○○港を除く)○○噸位を容るゝ者、

二 澎湖島(占領後着手)蒸溜水機械場一ヶ所、水船○隻、石炭船○隻、水溜大凡○○噸を入るゝもの、

- 七 澎湖島を占領したる後は佐世保臨時水雷隊布設部司令をして港内整理に關する一般の指揮及び時機に依り〇〇に〇〇を〇〇し、或は〇〇を〇〇〇〇の等の事を爲さしめんとす、
- 八 澎湖島に民政廳を置き諸般の民政を掌らしめ、又陸軍兵をして占領諸砲臺を守備せしめんとす、
- 九 澎湖島を占領せば時機に依り艦隊の人員を上陸せしめ、占領砲臺を利用し他砲臺を砲撃せしめんとす、

右訓示す
明治二十八年三月十二日

聯合艦隊司令長官伊東祐亨

聯訓第二號

- 一 艦隊及運送船は來十四日佐世保軍港を抜錨して澎湖島の南々倉島附近に至らんとす、而して其の航海陣形は左の如し(陣形畧す)

松島	橋立	嚴島	吉野	浪速	秋津洲	高千穂
西京	鹿兒島	金州	小倉	新發田	豊橋	
- 二 各隊及び各艦の距離は二「ケーブル」とし、又艦隊と運送船隊との間隔は六「ケ

「ケーブル」とす、

- 三 原速力八節、半速力六節、微速力四節とす、
- 四 航海燈即ち檣燈、舷燈、速力燈(ヤーダーム)艦尾燈其他の諸燈火は總て平常の通たるべし、
- 五 途中敵艦に出會せば西京丸は各運送船を率ゐて彈着外に避くべし、
- 六 集合點は日々信號を以て命令すべし、

明治二十八年三月十二日

伊東聯合艦隊司令長官

揚陸用各艦汽艇部署表(部署表略す)備考

- 一 「ピンチス」には四名「カッター」には二名の橈手(艇長は此外なり)を出すべし、
- 二 各艇員は二日分の糧食を携帶すべし、
- 三 各小蒸氣指揮は少尉若くは候補生とす、
- 四 各小蒸氣は其艇首に本表各艦名を記載せる番號を示す端艇信號旗を掲ぐべし、
- 五 各小蒸氣指揮官の姓名は直に揚陸委員に差出すべし、
- 六 各端艇は揚陸終了するまでは夜中の休時間は擔任の運送船に繋ぎ、艇長は便宜運送船内又は艇内に在て休憩すべし、

七 受持運送船の陸揚を終りたる小蒸氣端艇は委員長の指揮を受けて進退すべし、

八 各艇員は毛布若干を携帯すべし、

九 小蒸氣及「ピンチス」は上陸地の形況に依り信號を以て艇砲を備へしむるとあるべし、豫め之が準備を爲すべし、

十四日は故ありて出港せず、翌十五日午前九時を以て出港せり、此の朝水雷艇震天號及び御用蒸氣船一艘は陸海軍將校數百名及び軍樂隊を乗せ、浪を蹴立て、松島艦の前頭に進みしか、佐世保港口に至り各艦船の右舷に對して投錨し、其通行する毎に軍樂隊は樂を奏し、陸海軍將校は帽を振て萬歳を唱へ、以て盛に南征軍を送れり、斯くて全く佐世保軍港を出れば、小立島(長崎縣西彼杵郡に屬す)を目標として豫定の針路を取り、二列單縱陣となりて航進せり、其の豫定の針路とは左の如し、

豫定の針路(三月十四日訓示)

一 佐世保出港後小立島を正西二哩半に見て針路を南三點四分一西に定め、與那國島に方位及び距離を取る、

北緯二十五度東經百廿三度廿五分に到り針路を南一點四分三西に變じ、北緯二十四度東經百廿三度三分に到り針路を南四點一東に變じ、臺灣南岬角燈臺に方位及距離を取る、北緯二十一度四十八分東經百廿一度四分に至り針路正西に變じ、東經百二十度三十分に至り針路を北二點四分三西に變じ、戎克島の東側を通過し八罩島に至る、

一 右豫定を爲すと雖、途中天候風力及び潮流の狀況に因り或は變改する所あるべきを以て、時々信號を與ふべし、

十五日正午頃より次第に風荒く、雨劇しく、波高くして、船の動搖甚だし、兵士人夫の嘔吐する者極めて多く、處々に四斗樽を配置して嘔吐の用に供し、砂を船内及び甲板に撒布し、以て滑走を防げり、船次第に動搖を増し、乗組の者は將校以下大概頭痛を催し、蹠跟起つ能はざるもあり、終夜眠に就き得る者なかりき、而して翌十六日は此の日より甚しく、十

七日は更に十六日より甚しく、流石に勇敢なる我が兵士も悉く酔ふて復た顔色なかりしが、十八日には風力漸く衰へ、十九日には全く静穩に歸し、二十日午後を以て目的地なる倉島の假泊地に達し投錨せり、水程儀の測定に依れば此行佐世保より此に至る凡そ百二十五時間にして、千四十三哩なりと云ふ、

偵察。是より先十九日第一遊撃隊は火燒島の附近より海岸を偵察しつゝ陣形を脱して進みたりしが、夕刻に至りて歸來し、旗信を以て旗艦松島に報して曰く、裏正角附近に上陸適當の場所あり、其邊には砲臺らしき者なし、人家百五十計りあり、又大なる「シヤンク」船三艘碇泊し居れり、候角灣の北より二點東の高地に新築砲臺あり、圓頂山にも亦砲臺あり、圓頂灣には大なる「シヤンク」船五艘あり、漁翁島「シヤウチ」港には佛國軍艦三艘碇泊し居り、其附近阜上に大小五箇の砲臺あり、其大なる二砲

臺には備砲四門以上あるを認む、其他砲數審ならず、但し馬公港内は望み見え難かりき云々と、既にして吉野浪速の二艦より端艇を御して松島に赴きたるは、蓋し偵察の結果を司令長官に具申せんが爲めなるべし、

上陸及び戦况。右偵察の結果に依りて上陸點は裏正角灣と決し、伊東司令長官は二十日聯訓第十三號を以て混成枝隊揚陸掩護の次第を左の通り定めたり、

- 一 上陸點は裏正角灣と改む、
- 二 第一遊撃隊は○日(風治まり次第なるを以て日時を定めず)午前第○時(信號を以て令す) 拔錨上陸點に向ひ、候角灣の北北東に在る砲臺の如き者を砲撃して、其果して砲臺なるや否やを檢し、若し砲臺なれば其砲火を撲滅すべし、
- 三 右砲撃終れば秋津洲は裏正角灣内に近寄り得る丈の處迄進入して投錨し、運送船の標準船となり、且つ揚陸中臨時砲撃し、之を掩護するの準備を爲すべし、

四 砲撃の結果は本旗艦に近寄り報告すべし、
五 本隊西京丸及び運送船は第一遊撃隊に續て投錨し、左の陣形を以て上陸點の東方に至り、第一遊撃隊砲撃結果の報告を待て(陣形略す)
六 砲撃の結果報告に依り上陸に着手し差支なしと認むるときは「入港せよ」の信號を爲す、此信號にて西京丸は運送船を導き裏正角灣に進む、各船該略圖に示す如く投錨す(略圖略す)
七 艦隊は運送船入港の妨碍とならざる運動を爲して沖合に至り漂泊して小蒸氣及び短艇を卸し之を運送船に送り、然る後臨時の信號に依り上陸點の南西に運動漂泊若くは投錨して内地より來る敵を撃攘するに備ふ、
八 小蒸氣及「ピンチス」は艇砲に載せ上陸點に進み近づく時搜射を爲し、又上陸を掩護するの用に供すべし、
九 前諸項の外は既に配布せし揚陸次第書に掲げたるが如し、
翌二十一日は風少なく、波低くして、頗る好日和なりしかば、拂曉より吉野艦は上陸の準備を爲し、爾餘の軍艦及び運送船も亦齊しく準備に着手し、午前七時頃より徐々運轉を始めたりしが、故ありて果さず、翌二十

二日は風の爲めに空しく經過し、二十三日を以て上陸せり、而して此の日第一遊撃隊は其の旗艦を吉野より浪速に移したり、是れ吉野艦が不幸にも暗礁に乗上げ大に損傷したるか爲めにして、同艦は英國の海圖に依りて航行したるに、海圖の精密ならざるがため此の不幸に陥りたりと云ふ、而して前日上陸を見合せたるも之が爲めなるべし、午前七時頃第一遊撃隊(浪速高千穂秋津洲)は順次に投錨して澎湖島に向ひ、夫より他の諸艦も投錨し九時過ぐる頃愈々砲撃を始め、三艦交々砲臺目掛けて射撃し、砲臺よりも亦三艦を目掛けて頻に發砲せしが、艦舩には一の命中するものなく、皆百米突以上の處に落下し、檣よりも高く水烟を打揚ぐる様恐しくも亦愉快なりき、旗艦松島外三艦は運送船の右側に止まりて警戒を爲し、西京丸の嚮導によりて各運送船は隊形を整へて碇泊し、各船共「ピンチス」及び短艇を卸して上陸を始めたり、而して敵の

砲臺よりは頻に發砲して上陸を妨げられたるも、我が軍は毫も之を意とせずして次第に上陸し、上陸次第第一大隊の第一中隊及び第二中隊は散兵となり、右翼に行進し、第二大隊は其又右翼に進み、第十二聯隊の第二大隊は援隊となりて前進す、斯くて里許の一丘陵に至るや、敵は既に第二中隊の正面百米突の前に在り、此丘陵は彼我の争點たるを以て直ちに開戦し、我が軍は對戦終日にして漸く一丘陵を奪ひたるも、次の丘陵に於ては對戦中日没に及び各大隊は露營せり、此戦は彼我共に大に力を用ひたるを以て、砲聲銃聲共に耳を聳し、硝烟咫尺を辨せず、彈丸雨の如く、敵屍原野を蔽へり、而して此の夜敵は數千の烽火を我が前哨の右側二千米突餘の處に焚けりと云ふ、

二十四日は濃霧咫尺を辨せず、第一大隊は午前四時露營を撤し豫備隊となりて進軍し、第二大隊は第一大隊の右翼を行進し、第十二聯隊の第

二大隊は午前一時頃尖山社(此社といふは村に同じ)を發し、第一大隊と第二大隊との中間を第一線となりて行進せり、臨時山砲中隊は初日に於て上陸を終へざるを以て戦鬪せざりしが、此日は既に上陸を終へて第一大隊の露營せし丘陵に放列を布きたり、斯くて午前五時十分第一線なる後備歩兵第十二聯隊第二大隊は射撃を開始し、續て山砲中隊も發砲し、皆砲臺を攻撃せしが、雖て第十二聯隊の第二大隊は呐喊して砲臺を占領し、第一聯隊の第二大隊及山砲中隊は砲臺の北方高地に據れる敵の散兵を攻撃し、遂に之を撃退したりしが、此日は前日と異り敵兵僅少なりしを以て、猛烈の戦争にては非ざりき、而して是より各大隊は平押しに馬公城目懸けて押寄せ、水營及電信局は第二中隊、練軍兵營は第四中隊之を占領し、混成枝隊の戦争は全く二日を以て局を結べり、

此の日我が艦隊は陸戰大隊を組織して上陸戦鬪に與からしめたり、蓋

し澎湖島の地勢たるや、丘陵緩く廻りて中に一灣を抱き、地形恰も鉤形を爲す、其の一端盡る處に澎湖島の首府馬公城あり、其反對の一端地舌長く海中に突出して半島を爲し、名けて圓頂半島と云ふ、此半島の岡阜圓頂山上に砲臺あり、今之を攻むるに當り陸軍は鷓地馬公城に向へば、圓頂半島の控制大に其必要あるを以てなり、此の陸戰大隊は六艦の兵員を以て編成し、丹治少佐(寛雄)大隊長たり、其第一中隊は松島、嚴島、浪速より組織し、名和大尉(又八郎)之に長たり、第二中隊は高千穂、秋津洲、橋立より組織し、栗田大尉(伸樹)之に長たり、而て更に砲隊を援加し、今井大尉(兼胤)の率る「カットリング」砲一門、「クルツプ」砲(七、五珊)一門を備へたり、斯くて陸戰大隊は午前四時旗艦松島の艦尾に集艇し、指揮大隊長の命を受け順次裏正角灣の一村に登岸すれば、指揮官令を傳へ第一中隊を以て先鋒と爲し、第二中隊を以て本隊と爲す、時に敵は西方に陣し陸軍混

成枝隊の攻撃に逢ひ戰鬪方に耐なり、拱北臺の敵砲は之に聲援し、數發の射撃を我に加ふ、因りて直ちに警戒行軍隊形を作り、第二中隊は一個小隊を分ち、砲隊を掩護して行進す、前軍呐喊攻陷の狀望み見るべし、六時四十五分拱北臺は我海陸軍の陥る所と爲り、敗兵皆西南に遁走し、海濱に沿ふて影を舊來駐在の邑屋の間に匿す、既にして陸戰大隊悉く砲臺に達す、八時指揮官又令あり、我陸戰隊は是より圓頂半島に在る敵兵を追撃して要地を扼守し、敵をして馬公城其他と聯絡することなからしむるを目的とすと、乃ち第一中隊及び砲隊は井仔按村に向ひ右翼と爲り、第二中隊は烏崁村に向ひ左翼たり、烏崁村は人家三百戸計り、敵兵の一部此地に潜伏し、往々良民の害を爲し、最も住人に憎惡せらるゝに似たり、第二中隊長は第一第三の兩小隊をして四邊を搜索し、敵兵廿餘人を民家より探り出して之を斬る、又二十餘人を捕獲し、小銃三十餘挺

彈藥若干霰彈砲一門を得たり、第二小隊も亦砲隊と共に双頭卦村に至り、搜索して敵を殺すこと二十餘名、兵器軍旗等を押收して歸る、此の地方の住民は喜びて我軍を迎へ、往々簞食盛湯門戸に倚りて至るを待つ者あり、午後四時三十分猪母水村に逼る、此地は實に圓頂半島の咽喉にして頗る要害の位地を占むるを以て、哨兵線を張り警戒を嚴にす、即ち第一中隊を右翼となし、第二中隊を中堅とし、砲隊を左哨とし、夜陰に入れば暗號を定め、松島(問號)吉野(答號)と呼應せしむ、五時五十分敵兵一名我歩哨線面にあらはる、斥候出て之を捕ふ、其の命を聽かざりしを以て立どころに斬殺す、村落潜伏の敵兵之を見て出沒頻に我斥候を射撃す、是に於て砲隊は發火して村落を轟撃し、砲聲屋を震はし敵膽爲めに奪はる、此夜益々警戒を持続し、一人の遁脱なきを期す、廿五日午前零時三十分歩哨前面に一個の燈火あらはれ、定海と染め出せる提灯を手にし、

猪母水村より來り近づく者なり、斥候隊出で、之を偵察するに、敵の首將の命を被りて來れる軍使なり、其情意を聽くに此地方兵員の總督朱以下悉皆同心して歸順を乞ふと云ふに在り、一書を具して現兵一千糧食二ヶ月軍什全備の儘我に降伏すとの旨を記す、第二中隊長は之を接受し一分隊の兵を以て軍使を護衛せしめ、烏拔村舍營の指揮官の許に送致す、然るに此の軍使の一行三名は厨夫販夫の類と稱する輕輩にして、大事の信を置くに足らざるを以て直ちに放還し、降者は當に之を受け明朝兵器を押收せん、故に更に將校をして來營以て我命を受べしと傳へしめ、天漸く明くるを以て一大隊は早朝進發し、一舉敵の巢窟を抜かんと欲す、五時四十五分全軍行進を、始め、第二中隊先頭たり、行く／＼附近地を偵察し異狀なきを知る、八時敵使再び至るを以て行進を休止し、小菅港村の郊野に陣を布き軍艦旗を電信柱頭に掲げ、各中隊砲隊列

位を正し、軍容肅々以て敵の降参を受く、敵將朱月明は二僕を従へ、眞先に進み來り、之をして名刺を通ぜしむ、官職は湖南守備にして紅玉を頂戴し、緞子紺色の衣を着く、尋で湖南參將歐陽進、湖南補用千總范賢倫、粵勇提督郭潤馨、副將郭俊山等十二名の將校拜手叩頭して降禮を爲す、兵士の之に従ひ來る者五百餘名一時に降る、時に午前九時なり、斯くて降兵捕虜の監守は第一中隊之に任じ、此陣地に留まる、第二中隊は尙進みて金水山紗帽山の砲臺を收む、十一時より第二中隊は行進を起して金水山砲臺に至り、之を占領し、又附近民家を搜索して小銃百餘挺を發見し、之を押收す、此砲臺は舊式前裝銅砲二門、野砲一門を備へたり、然れども彈藥を見ず、午後三時紗帽山(圓頂山)砲臺に達し、其備砲を檢するに、アムストロング八吋後裝砲一門(砲は照尺なく、又裝藥を見ず、鋼鐵及び通常榴彈四十發計りあり)、七珊半砲二門(尾栓並に照準器なし)、花環榴彈

五十發計りあり)並に安式四十斤砲一門、奈式十二斤砲十門あり(彈藥を具備せず)同四時紗帽山附近民家の搜索を爲し、別に一小隊を以て水雷布設の實否を探檢せしむ、乃ち該小隊は濱海地點を歩檢せしも、電纜若くは衛處の如きものを發見することなくして止む、五時第二中隊は更に捕虜監守を命ぜられ、各小隊毎に分割更番して之を執行す、時既に日没に際し、舍營を求むるに由なく、遂に海濱に露營す、廿六日拂曉民家の空虚なるものを徵發し、捕虜を入る、敗兵の潜匿せるもの捕虜の待遇、食甚だ安きを見て續々來り降り六百餘名の多きに至る、又俘虜の傷を負ひ、病に罹るものは我軍醫の治療を施したるを以て、彼等益々恩惠を希ひ、競ふて軍門に就き、一旦詐冒して民裝せるの後、尙ほ自ら兵勇と白狀し、至るものあり、其極や馴れて侮狎に失するの嫌なきに非ず、此日陸軍混成枝隊の一部馬公城より至りしを以て捕虜を擧げて之に交付し、

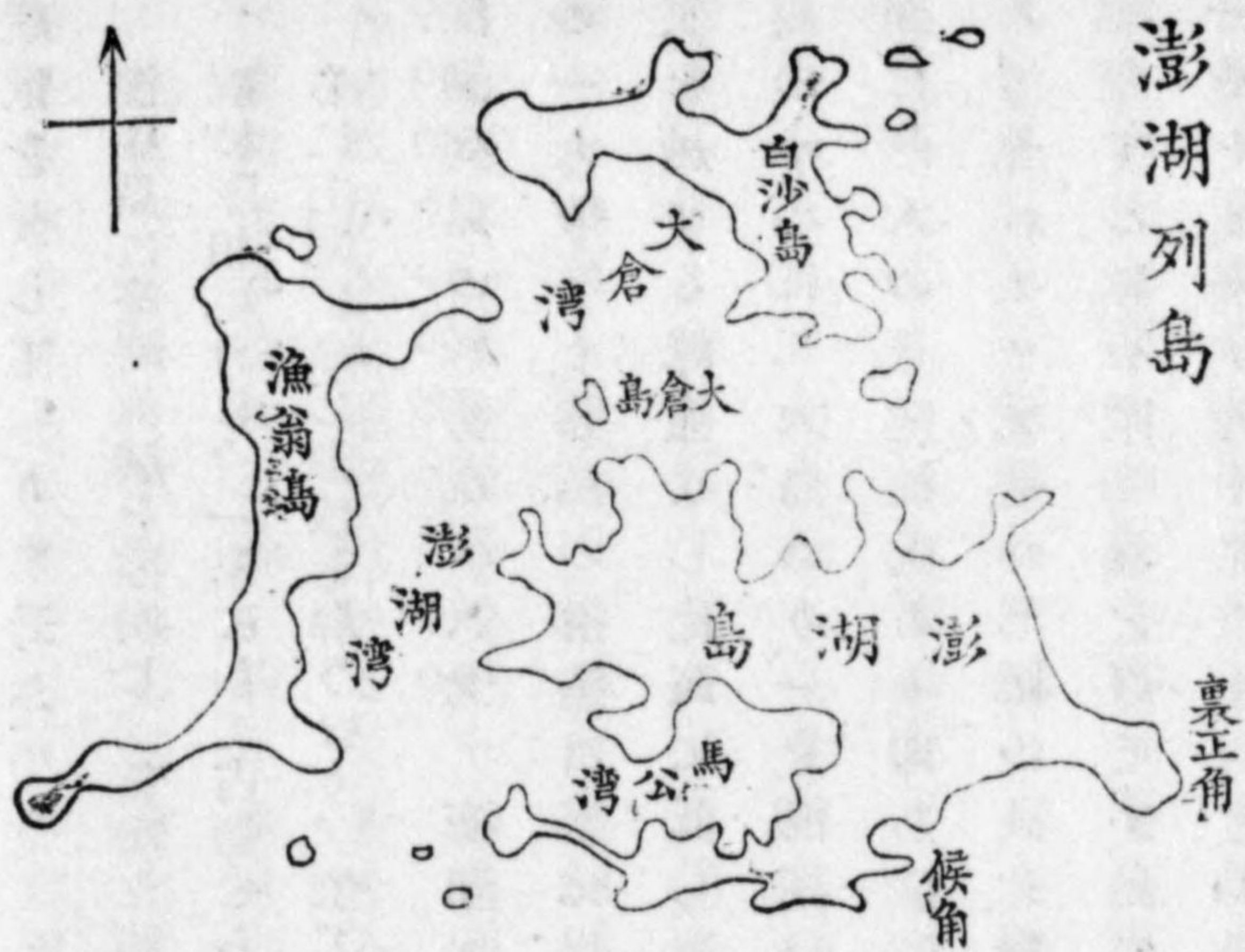
陸戰大隊は此地を引拂ひ、午後三時小管港村より軍艦高千穂秋津洲に移り、西嶼南岸に回航し即夜各本艦に散歸せり、又漁翁島の砲臺は二十五日に於て自ら火藥庫を爆發せしめたるものと覺しく綿の如き白煙猛然として大空に渦を捲き、炎々として殆ど九天を焦さんとせり、是より先き我陸戰隊中の林少尉の率うる砲隊の一部は陸軍と合併して拱北臺を陥れ、更に長驅して馬公城に向ひ之を占領したる後、ジャンクに乗じて漁翁島に渡りしに、既に敵兵逃走の後にて、土民は胸邊に順民と書したる布片を吊して歸順を表し、手眞似にて兵勇は彼方に逃げたりとて告ぐる故、無人の砲臺に行き悠然として我軍艦旗を郭端の軟風に翻へせり、二十三日我が混成枝隊の上陸せしより是に至るまで三日にして全く澎湖列島を占領せり、而して其の勝報大本營に達するや、參謀總長彰仁親王殿下は伊東司令長官に對し左の

祝電を發し玉へりと云ふ、

澎湖島は臺灣海峽を控制し、黃海支那海の咽喉に位置す、今や貴艦隊及び陸軍混成枝隊相協力し、一舉にして占領せられたる段國家の爲欣慶の至りに堪へず、直ちに上聞に達し獻感を辱うせり、依て茲に之を祝す、

澎湖列島の形勢及び狀況　澎湖列島は大小二十一島と數箇の岩礁との一大叢なり、諸島の構造は鎔化岩より成り、概して平坦なり、海面三百呎を越ゆる峰嶺なし、山既に低し、海亦淺く、激浪疾風甚だ行船に艱む、叢島の中心に二大島あり、一を澎湖島と曰ひ、一を漁翁島と曰ふ、此二島の間に濶大の良碇泊處あり、即ち澎湖港なり、澎湖島は南北九哩半の長さあり、然れども元是れ三個の島を联接せる者にして、低潮二尺の水道を堰塞するに石閘築堤を以てす、島の西面は石花礁を以て界とし、南部に一灣を凹陥す、灣中北の小凹を馬公港とし、南の大凹を戎克灣とす、大抵

澎湖列島



此一灣は荷蘭舊砲臺以內を以て最好避風地と爲し、小船は馬公城に接近して碇泊すべし、澎湖島の東角裏正岬と候岬との間に東南面せる二澳あり、共に漁村にして北東信風の時季に當り錨地と爲すに可なり、其西方圓頂灣も亦便泊の地とす、西嶼漁翁島と曰ふ、南端に燈明臺あり、八罩島倉島等は別に一群を爲し、或はロヴェル群島の名あり、八罩最大にして南北二哩半幅一哩あり、八罩と倉島二坐は夏冬兩信風時に其背風

面を擇べば避泊するに足るの良錨地を備ふ、但し暗礁低洲一帶に出沒し、航行危険多し、是等の諸島其稍大なる者は皆住民あり、地の便に任せて耕種を營む、故に島頂は平臺狀を爲し草色青々たるを見る、甘薯馬鈴薯、玉蜀黍、落花生等を作る、但地味はただ肥えたるに非ず、概して細沙と石花碎を混ず、樹木僅に生じ樹葉あるなし、蓋し此地一年間過半は北東信風流行し、其猛勢生植を害すればなり、島民凡一萬あり、常食は甘薯と海魚に因る、産物は干魚あるのみ、米穀は産するとなし、駐防の兵吏は全く官給を仰ぐ、澎湖は閩越東南二洋面の凸角に居るの要衝にして、支那南北の航路は之に由り相制すべし、臺灣大島其東方を藩蔽し、風信潮候の通否ありて船舶の往來必ず此海峡に出づるを法とす、故に兵家の扼して以て背を打つの咽喉は眞に此隘口に外ならず、且古來支那戰亂の起るや、閩越は別に南疆の一國を爲して中原と隔離するを常とす、而も

南疆の興亡は海面の形勢を重大と爲す、是れ實に澎湖の彈丸黒子も鐵火必争の地と爲る所以なり、今鎮所を馬公城に置き平海廳と稱す、商人の所謂馮宮關是なり、戶數一千許、從來砲臺あり、其港口を扼し西嶼と相對して海中の重鎮たり、昨年夏より清國戒嚴し、臺灣巡撫邵友濂唐景崧の二人海陸の兵を以て此に備ふる所あり、防邊最も縝密を極む、軍艦商船の之を過ぐるもの晝は則ち國旗を揚げ、夜は則ち漁笛を鳴らし、信火を照して應答し、一艘も閑過するを聽さず、是れ皆我軍の奇變出沒其測るべからざるを怖るれば也、昨年冬邵友濂の福建臺灣に巡撫たるや南洋大臣劉、兩江總督張、及び閩浙總督譚、兩廣總督李等と照會し籌備の案を立て、曰く、

劉永福の黒旗勇兵と楊岐珍の福建水師とを發し全臺灣海上の布置を爲す統計八十營あり、其の澎湖(平海廳)の一島は險の頼むべきなきも駐守總兵周振邦が原有の

三營外に新に二營を募り、砲臺を緊握し法を嚴にして固守せしめん、後山(西嶼漁島?)は居民寥落として地の増募すべきなし、唯原駐の營哨に飭めて民藩を聯絡して聲勢を壯にせん、中路(澎湖本島)は山を背にし海を腹にし港口最も多し、民氣浮薄時に警擾を虞る、原有營哨の外に三四營を増募して彈壓を助けざるを得ず、又各口の砲臺に令し多く彈藥を儲へ眞實操練せしめ、並に水雷百餘具を以て各口に埋藏せしめ、砲臺の速ばざるを輔けしめん云々、

蓋し臺灣を攻撃せんと欲せば、先づ澎湖列島を占領せざるべからず、故に我が軍の之を占領したるは臺灣攻撃の準備として見るべきなり、然れども臺灣は條約に依りて我に割與せられたり、更に澎湖列島の現狀を聞くに左の如し、

土地 赤土と岩石とより成り、樹木一本も無し、

最高地 海面より四十米突、

丘陵 處々に起伏するも、其高さは皆十九米突乃至三十米突に過ぎず、
川 一條もなし、